

各種事務事業調整方針案

目 次

保健福祉	ページ		ページ		ページ
保育の状況(保育時間)……………	1	敬老祝金贈呈事業……………	24	し尿収集事業……………	49
保育の状況(乳児保育)……………	1	敬老事業……………	24	合併処理浄化槽設置補助事業……………	50
保育の状況(一時保育)……………	2	高齢者等福祉バス運行事業……………	25	環境美化条例……………	50
保育料の状況……………	2	高齢者生きがい対策事業……………	25	環境教育・啓発事業……………	51
放課後児童健全育成事業……………	3	級地区分等の状況……………	26	自主防災組織育成事業……………	51
地域子育て支援事業……………	3	低所得世帯年末見舞金品支給事業……………	26	防災気象情報システム整備事業……………	52
母子生活支援施設運営事業……………	4	低所得世帯夏期見舞金品支給事業……………	27	防災情報整備事業……………	52
ひとり親家庭小中学校入学等祝品支給事業……………	4	低所得世帯小中学校入学祝品支給事業……………	27	防災行政無線整備事業……………	53
ひとり親家庭交通災害共済加入金助成事業……………	5	低所得世帯中学校卒業祝品支給事業……………	28	災害時情報システム整備事業……………	53
ひとり親家庭公衆浴場無料入浴券支給事業……………	5	低所得世帯高校入学祝金支給事業……………	28	災害時備蓄対策事業……………	54
身体障害者手帳交付事業……………	6	民生委員・児童委員の状況……………	29	災害見舞金支給事業……………	55
心身障害者扶養共済掛金制度補助事業……………	6	国民健康保険料率・納期等の状況……………	29	消防局の体制……………	56
更生医療給付事業……………	7	国民健康保険給付事業……………	30	消防団の体制……………	56
補装具給付事業……………	7	介護保険料・納期等の状況……………	30	消防緊急通信指令システムの状況……………	57
重度障害者(児)日常生活用具給付事業……………	8	高額介護サービス費貸付等事業……………	31	住宅防火診断事業……………	57
障害者紙おむつ支給事業……………	8	妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業……………	31	高齢者家庭等の防火指導事業……………	58
障害者訪問入浴サービス事業……………	9	妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業……………	32	チャイルドシート普及事業……………	58
障害者ホームヘルパー派遣事業……………	9	妊産婦・幼児医療費助成事業……………	32	交通遺児等交通災害共済加入金助成事業……………	59
手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業……………	10	乳幼児発達相談事業……………	33	廃止路線代替バス運行費補助事業……………	59
障害者ガイドヘルパー派遣事業……………	10	乳幼児健康診査事業……………	33	防犯灯設置等助成事業……………	60
身体障害者用自動車改造等助成事業……………	11	妊産婦・新生児家庭訪問事業……………	34	コミュニティ活動推進事業……………	60
知的障害者授産施設通所経費助成事業……………	11	育児等相談事業……………	34	集会所建設費補助事業……………	61
心身障害者福祉タクシー利用料金等助成事業……………	12	健康診査・がん検診事業……………	35	集会所用地取得資金利子補給等補助事業……………	61
人工透析・在宅酸素等移送費助成事業……………	12	歯科保健事業……………	37	自治会への事務委託の状況……………	62
障害者住宅整備資金融資事業……………	13	予防接種事業……………	38	地域活動等傷害見舞金支給事業……………	62
障害者住宅リフォーム助成事業……………	13	骨粗しょう症予防事業……………	39	消費者情報提供事業……………	63
在宅障害者デイサービス事業……………	14	健康教育事業……………	39	消費生活相談事業……………	63
重度障害者短期入所事業……………	14	健康相談事業……………	40	広報事業……………	64
こども発達相談事業……………	15	療養者訪問指導事業……………	40	行政懇談会開催事業……………	64
身体障害者スポーツ振興事業……………	15	機能訓練事業……………	41	動く行政教室開催事業……………	65
高齢者在宅介護支援センター運営事業……………	16	健康づくり啓発普及事業……………	41	行政出張講座開催事業……………	65
高齢者介護予防・生活支援事業……………	16	高齢者健康づくり事業……………	42	市町村長への提言・要望事業……………	66
高齢者紙おむつ支給事業……………	17	精神保健福祉事業……………	42	行政モニター設置事業……………	66
寝たきり老人寝具乾燥事業……………	17	精神障害者医療費助成事業……………	43	行政世論調査事業……………	67
高齢者訪問散髪サービス事業……………	18	精神障害者ホームヘルパー派遣事業……………	43	行政評価委員会設置事業……………	67
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業……………	18	精神障害者短期入所事業……………	44	住民相談事業……………	68
高齢者生活支援ヘルパー派遣事業……………	19	精神障害者通所作業所等補助事業……………	44	男女共同参画推進事業……………	68
高齢者ショートステイ事業……………	19	難病対策事業……………	45	教育・文化	
高齢者デイサービス事業……………	20	保健師家庭訪問事業……………	45	幼稚園就園奨励事業……………	69
高齢者福祉電話等貸与事業……………	20	救急医療の体制……………	46	私立幼稚園父母負担軽減補助事業……………	69
高齢者配食サービス事業……………	21	ねずみ・衛生害虫駆除事業……………	46	就学奨励援助事業……………	70
高齢者公衆浴場入浴券支給事業……………	21	住民生活		通学区域の状況……………	70
ホームヘルパー養成研修助成事業……………	22	家庭系ごみ収集及び処理事業……………	47	自転車通学者ヘルメット支給事業……………	71
高齢者居室等整備資金貸付事業……………	22	集団資源回収運動事業……………	48	特殊学級介助員配置事業……………	71
高齢者住宅リフォーム助成事業……………	23	生ごみ処理容器普及事業……………	48	教育相談事業……………	72
生きがいデイサービス事業……………	23	拠点回収事業……………	49	小・中学校遠征費補助事業……………	72

目 次

	ページ		ページ
児童・生徒の生活習慣病予防対策事業	73	土地改良事業補助金交付要綱	96
学校給食事業	73	市町村営土地改良事業	97
私立高等学校学費助成事業	74	水田農業経営確立対策事業	97
奨学金事業	74	家畜防疫対策事業	98
青少年育成員設置事業	75	農村排水等整備事業	98
公民館の状況	75	市民農園等の状況	99
図書館の状況	76	都市整備	
地区スポーツ振興会支援事業	77	まちづくり勉強会支援事業	100
各種スポーツ大会の状況	77	都市景観形成推進事業	100
スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業	78	土地区画整理助成事業	101
学校開放事業	78	建築確認申請事務等の状況	101
美術展覧会開催事業	79	市町村営住宅の状況	102
文芸誌発刊事業	79	特定優良賃貸住宅供給促進事業	102
国際交流施設運営事業	80	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	103
産 業		市町村道認定事業	103
産業活性化研究開発支援事業	81	市町村道除雪事業	104
商店街環境整備事業費補助事業	81	側溝清掃補助事業	104
商店街組織化事業費補助事業	82	私道整備費助成事業	105
商店街活性化事業費補助事業	82	放置自転車対策事業	105
商店街空き店舗等対策事業	83	生垣設置等助成事業	106
中小企業向け融資事業	83	緑化活動補助事業	106
中小企業無担保無保証人融資事業	84	広場等整備事業	107
中小企業人材確保・時短促進援助資金融資事業	84	水道料金の状況	107
中小企業開業資金融資事業	85	水道工事検査手数料・加入金の状況	108
中小企業経営支援融資事業	85	下水道事業受益者負担金の状況	108
中小企業公害防止施設資金貸付事業	86	下水道使用料金の状況	109
中小企業公害防止施設資金利子補給事業	86	私道公共下水道設置事業	110
工場用地取得助成事業	87	排水設備設置資金融資事業	111
工場周辺環境整備促進助成事業	87	水洗便所改造助成事業	111
工場建設促進助成事業	88	雨水流出抑制設備設置助成事業	112
工場集団化等促進助成事業	88	排水路改良工事等助成事業	112
工場等新增設資金融資事業	89	入札制度の状況	113
設備近代化資金融資事業	89		
中小企業信用保証料補助事業	90		
雇用促進助成事業	90		
障害者雇用促進援助事業	91		
人材育成助成事業	91		
勤労者等住宅建設資金貸付事業	92		
観光イベントの状況	92		
認定農業者の育成・確保事業	93		
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	93		
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	94		
農業金融対策事業	94		
市町村営農業土木事業	95		
国庫補助団体営土地改良事業	95		
県単団体営土地改良事業	96		

保健福祉
 児童福祉・母子福祉
 保育の状況(保育時間)

調整方針案		新潟市	巻町																																																																				
新潟市		保育の状況(保育時間) (開所) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>午前7時から</td><td>24 園</td></tr> <tr><td>午前7時10分から</td><td>3 園</td></tr> <tr><td>午前7時15分から</td><td>14 園</td></tr> <tr><td>午前7時20分から</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午前7時30分から</td><td>69 園</td></tr> <tr><td>午前7時45分から</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午前7時50分から</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午前8時から</td><td>1 園</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>計</td><td>114 園</td></tr> </table> (閉所) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>午後6時まで</td><td>15 園</td></tr> <tr><td>午後6時30分まで</td><td>29 園</td></tr> <tr><td>午後6時45分まで</td><td>3 園</td></tr> <tr><td>午後6時50分まで</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午後7時まで</td><td>44 園</td></tr> <tr><td>午後7時10分まで</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午後7時15分まで</td><td>6 園</td></tr> <tr><td>午後7時30分まで</td><td>8 園</td></tr> <tr><td>午後7時40分まで</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午後8時まで</td><td>3 園</td></tr> <tr><td>午後8時30分まで</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午後10時まで</td><td>1 園</td></tr> <tr><td>午後10時30分まで</td><td>1 園</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>計</td><td>114 園</td></tr> </table>	午前7時から	24 園	午前7時10分から	3 園	午前7時15分から	14 園	午前7時20分から	1 園	午前7時30分から	69 園	午前7時45分から	1 園	午前7時50分から	1 園	午前8時から	1 園	<hr/>		計	114 園	午後6時まで	15 園	午後6時30分まで	29 園	午後6時45分まで	3 園	午後6時50分まで	1 園	午後7時まで	44 園	午後7時10分まで	1 園	午後7時15分まで	6 園	午後7時30分まで	8 園	午後7時40分まで	1 園	午後8時まで	3 園	午後8時30分まで	1 園	午後10時まで	1 園	午後10時30分まで	1 園	<hr/>		計	114 園	保育の状況(保育時間) (開所) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>AM 7:00から</td><td>3園(私立)</td></tr> <tr><td>AM 7:30から</td><td>8園(町立)</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>計</td><td>11園</td></tr> </table> (閉所) <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>PM 5:15まで</td><td>3園(町立)</td></tr> <tr><td>PM 7:00まで</td><td>5園(町立)</td></tr> <tr><td>PM 7:30まで</td><td>3園(私立)</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>計</td><td>11園</td></tr> </table>	AM 7:00から	3園(私立)	AM 7:30から	8園(町立)	<hr/>		計	11園	PM 5:15まで	3園(町立)	PM 7:00まで	5園(町立)	PM 7:30まで	3園(私立)	<hr/>		計	11園
午前7時から	24 園																																																																						
午前7時10分から	3 園																																																																						
午前7時15分から	14 園																																																																						
午前7時20分から	1 園																																																																						
午前7時30分から	69 園																																																																						
午前7時45分から	1 園																																																																						
午前7時50分から	1 園																																																																						
午前8時から	1 園																																																																						
<hr/>																																																																							
計	114 園																																																																						
午後6時まで	15 園																																																																						
午後6時30分まで	29 園																																																																						
午後6時45分まで	3 園																																																																						
午後6時50分まで	1 園																																																																						
午後7時まで	44 園																																																																						
午後7時10分まで	1 園																																																																						
午後7時15分まで	6 園																																																																						
午後7時30分まで	8 園																																																																						
午後7時40分まで	1 園																																																																						
午後8時まで	3 園																																																																						
午後8時30分まで	1 園																																																																						
午後10時まで	1 園																																																																						
午後10時30分まで	1 園																																																																						
<hr/>																																																																							
計	114 園																																																																						
AM 7:00から	3園(私立)																																																																						
AM 7:30から	8園(町立)																																																																						
<hr/>																																																																							
計	11園																																																																						
PM 5:15まで	3園(町立)																																																																						
PM 7:00まで	5園(町立)																																																																						
PM 7:30まで	3園(私立)																																																																						
<hr/>																																																																							
計	11園																																																																						
巻町	新潟市の制度に統一する。																																																																						

児童福祉・母子福祉
 保育の状況(乳児保育)

調整方針案		新潟市	巻町												
新潟市		保育の状況(乳児保育) 実施 104 園 内訳 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>生後2か月から</td><td>50 園</td></tr> <tr><td>生後3か月から</td><td>8 園</td></tr> <tr><td>生後4か月から</td><td>3 園</td></tr> <tr><td>生後5か月から</td><td>3 園</td></tr> <tr><td>生後6か月から</td><td>39 園</td></tr> <tr><td>生後10か月から</td><td>1 園</td></tr> </table>	生後2か月から	50 園	生後3か月から	8 園	生後4か月から	3 園	生後5か月から	3 園	生後6か月から	39 園	生後10か月から	1 園	保育の状況(乳児保育) 実施 4園 町立すわ保育園 生後3ヶ月から 1園 私立竹野町保育園 私立風の子保育園 産後休暇後(生後2ヶ月)から 3園 私立めぐみ保育園
生後2か月から	50 園														
生後3か月から	8 園														
生後4か月から	3 園														
生後5か月から	3 園														
生後6か月から	39 園														
生後10か月から	1 園														
巻町	新潟市の制度に統一する。														

保健福祉
 児童福祉・母子福祉
 保育の状況(一時保育)

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		保育の状況(一時保育) 1 緊急一時保育 ・内容 保護者が、傷病、事故、介護等の社会的にやむを得ない事情で保育が困難となる児童を一時的に保育する。 ・対象 満1歳(生後6か月からの対応園もあり)から就学前までの保育園に通っていない児童 ・日数 児童1人について、1か月7日まで ・日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時まで ・実施 保育園全園(114園) ・利用料 4時間以内 900円と飲食物費、4時間を超える保育1,800円と飲食物費(生活保護世帯、前年分所得税と前年度市民税のどちらも非課税の世帯は、無料)	保育の状況(一時保育) 1 子どもデイサービス ・内容 保護者の方の疾病・災害・事故・冠婚葬祭などで、緊急一時的に家庭での保育が困難な場合、児童を一時的に預かる。 ・実施 私立竹野町保育園、私立めぐみ保育園 ・利用料 1日 1,700円 ・日数 園が必要と認めた日数 ・日時 園の開所時間 ・対象町民 園が受けられる月齢の児童
巻町	新潟市の制度に統一する。	2 一時保育 ・内容 保護者が、傷病、事故、介護等の社会的にやむを得ない事情で一時的に保育困難となる場合(緊急)のほか、断続的に家庭での保育が困難となる場合(非定形)や育児による心理的・肉体的な負担の軽減(育児リフレッシュ)等の場合にも児童を一時的に保育する。専任保育士が専用保育室で対応する。 ・対象 満1歳(生後6か月からの対応園もあり)から就学前までの保育園に通っていない児童 ・日数 緊急 児童1人について、1か月14日まで 非定形 児童1人について、週3日まで リフレッシュ (園と相談) ・日時 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4時まで 土曜日 午前8時30分から正午まで ・実施 保育園 4園 ・利用料 4時間以内 900円と飲食物費、4時間を超える保育1,800円と飲食物費(生活保護世帯、前年分所得税と前年度市民税のどちらも非課税の世帯は、無料)	

児童福祉・母子福祉
 保育料の状況

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																																																							
新潟市		(1) 保育料徴収基準表 (平成16年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>前年分特別減税後 所得税</th> <th>前年度分 特別減税後 市町村民税</th> <th>3才未満児</th> <th>3才以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">生活保護</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>3,000円 (母子世帯等は0円)</td> <td>2,000円 (母子世帯等は0円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>1</td> <td>均等割のみ</td> <td>11,000円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>所得割有</td> <td>13,300円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">D</td> <td>1</td> <td>14,000円未満</td> <td>16,300円</td> <td>15,200円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>14,000円以上 40,000円未満</td> <td>20,500円</td> <td>19,500円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>40,000円以上 64,000円未満</td> <td>25,000円</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>64,000円以上 85,000円未満</td> <td>29,500円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>85,000円以上 120,000円未満</td> <td>33,000円</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>120,000円以上 160,000円未満</td> <td>37,600円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>160,000円以上 200,000円未満</td> <td>43,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>200,000円以上 408,000円未満</td> <td>48,500円</td> <td>35,300円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>408,000円以上 500,000円未満</td> <td>53,500円</td> <td>35,700円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>500,000円以上</td> <td></td> <td>57,200円</td> <td>35,800円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	前年分特別減税後 所得税	前年度分 特別減税後 市町村民税	3才未満児	3才以上児	A	生活保護		0円	0円	B	0円	0円	3,000円 (母子世帯等は0円)	2,000円 (母子世帯等は0円)	C	1	均等割のみ	11,000円	9,000円	2	所得割有	13,300円	11,500円	D	1	14,000円未満	16,300円	15,200円	2	14,000円以上 40,000円未満	20,500円	19,500円	3	40,000円以上 64,000円未満	25,000円	22,900円	4	64,000円以上 85,000円未満	29,500円	26,000円	5	85,000円以上 120,000円未満	33,000円	29,500円	6	120,000円以上 160,000円未満	37,600円	33,000円	7	160,000円以上 200,000円未満	43,000円	35,000円	8	200,000円以上 408,000円未満	48,500円	35,300円	9	408,000円以上 500,000円未満	53,500円	35,700円	10	500,000円以上		57,200円	35,800円	(1) 保育料徴収基準表 (平成16年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3才未満児</th> <th>3才以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>被保護世帯</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>前年度分市町村民税非課税世帯</td> <td>5,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>2階層で前年分固定資産税 20,000円以上</td> <td>10,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度分市町村民税均等割のみ</td> <td>10,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>3の階層で前年度分固定資産税 4,000円以上</td> <td>14,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>前年度分市町村民税所得割のある世帯</td> <td>14,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>4の階層で市町村民税所得割5,000円以上で、かつ前年度分固定資産税8,000円以上の世帯</td> <td>19,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税 17,000円未満</td> <td>19,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>前年分所得税 17,000 ～ 80,000円未満</td> <td>25,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>前年分所得税 80,000 ～ 140,000円未満</td> <td>31,000円</td> <td>26,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>前年分所得税 140,000 ～ 200,000円未満</td> <td>32,500円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>前年分所得税 200,000 ～ 510,000円未満</td> <td>34,000円</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>前年分所得税 510,000円以上である世帯</td> <td>38,500円</td> <td>30,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	定義	3才未満児	3才以上児	1	被保護世帯	0円	0円	2	前年度分市町村民税非課税世帯	5,000円	3,000円	3	2階層で前年分固定資産税 20,000円以上	10,000円	8,000円	前年度分市町村民税均等割のみ	10,000円	8,000円	4	3の階層で前年度分固定資産税 4,000円以上	14,000円	10,000円	前年度分市町村民税所得割のある世帯	14,000円	10,000円	5	4の階層で市町村民税所得割5,000円以上で、かつ前年度分固定資産税8,000円以上の世帯	19,000円	15,000円	前年分所得税 17,000円未満	19,000円	15,000円	6	前年分所得税 17,000 ～ 80,000円未満	25,000円	20,000円	7	前年分所得税 80,000 ～ 140,000円未満	31,000円	26,000円	8	前年分所得税 140,000 ～ 200,000円未満	32,500円	27,000円	9	前年分所得税 200,000 ～ 510,000円未満	34,000円	28,000円	10	前年分所得税 510,000円以上である世帯	38,500円	30,500円
階層区分	前年分特別減税後 所得税	前年度分 特別減税後 市町村民税	3才未満児	3才以上児																																																																																																																						
A	生活保護		0円	0円																																																																																																																						
B	0円	0円	3,000円 (母子世帯等は0円)	2,000円 (母子世帯等は0円)																																																																																																																						
C	1	均等割のみ	11,000円	9,000円																																																																																																																						
	2	所得割有	13,300円	11,500円																																																																																																																						
D	1	14,000円未満	16,300円	15,200円																																																																																																																						
	2	14,000円以上 40,000円未満	20,500円	19,500円																																																																																																																						
	3	40,000円以上 64,000円未満	25,000円	22,900円																																																																																																																						
	4	64,000円以上 85,000円未満	29,500円	26,000円																																																																																																																						
	5	85,000円以上 120,000円未満	33,000円	29,500円																																																																																																																						
	6	120,000円以上 160,000円未満	37,600円	33,000円																																																																																																																						
	7	160,000円以上 200,000円未満	43,000円	35,000円																																																																																																																						
	8	200,000円以上 408,000円未満	48,500円	35,300円																																																																																																																						
	9	408,000円以上 500,000円未満	53,500円	35,700円																																																																																																																						
	10	500,000円以上		57,200円	35,800円																																																																																																																					
階層区分	定義	3才未満児	3才以上児																																																																																																																							
1	被保護世帯	0円	0円																																																																																																																							
2	前年度分市町村民税非課税世帯	5,000円	3,000円																																																																																																																							
3	2階層で前年分固定資産税 20,000円以上	10,000円	8,000円																																																																																																																							
	前年度分市町村民税均等割のみ	10,000円	8,000円																																																																																																																							
4	3の階層で前年度分固定資産税 4,000円以上	14,000円	10,000円																																																																																																																							
	前年度分市町村民税所得割のある世帯	14,000円	10,000円																																																																																																																							
5	4の階層で市町村民税所得割5,000円以上で、かつ前年度分固定資産税8,000円以上の世帯	19,000円	15,000円																																																																																																																							
	前年分所得税 17,000円未満	19,000円	15,000円																																																																																																																							
6	前年分所得税 17,000 ～ 80,000円未満	25,000円	20,000円																																																																																																																							
7	前年分所得税 80,000 ～ 140,000円未満	31,000円	26,000円																																																																																																																							
8	前年分所得税 140,000 ～ 200,000円未満	32,500円	27,000円																																																																																																																							
9	前年分所得税 200,000 ～ 510,000円未満	34,000円	28,000円																																																																																																																							
10	前年分所得税 510,000円以上である世帯	38,500円	30,500円																																																																																																																							
巻町	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。 ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。	(2) 保育料の軽減 生活保護世帯と前年分所得税非課税かつ前年度市民税非課税世帯のうち、母子世帯等及び在宅障害児(者)がいる世帯は全額無料 2人以上保育所に入所している場合は、1人分の児童の保育料を除き、減額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得税非課税世帯</th> <th colspan="2">所得税課税世帯</th> </tr> <tr> <th>前年分所得額が64,000円未満</th> <th>前年分所得額が64,000円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最も年齢の高い児童 軽減なし</td> <td>最も年齢の高い児童 軽減なし</td> <td>最も年齢の低い児童 軽減なし</td> </tr> <tr> <td>その他の児童 全額免除</td> <td>2番目に年齢の高い児童 1/2に軽減</td> <td>2番目に年齢の低い児童 1/2に軽減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3番目以降 全額免除</td> <td>3番目以降 全額免除</td> </tr> </tbody> </table>	所得税非課税世帯	所得税課税世帯		前年分所得額が64,000円未満	前年分所得額が64,000円以上	最も年齢の高い児童 軽減なし	最も年齢の高い児童 軽減なし	最も年齢の低い児童 軽減なし	その他の児童 全額免除	2番目に年齢の高い児童 1/2に軽減	2番目に年齢の低い児童 1/2に軽減		3番目以降 全額免除	3番目以降 全額免除	(2) 保育料の軽減 生活保護世帯と2階層で母子・父子家庭等の方は無料 2人以上保育所に入所している場合は、1人分の児童の保育料を除き、減額 ・2階層から6階層までは、年齢の少ない方が、7階層以上は年齢の多い方がそれぞれ半額 ・3人以上保育所に入所している場合は、3人目以降10分の1額																																																																																																									
所得税非課税世帯	所得税課税世帯																																																																																																																									
	前年分所得額が64,000円未満	前年分所得額が64,000円以上																																																																																																																								
最も年齢の高い児童 軽減なし	最も年齢の高い児童 軽減なし	最も年齢の低い児童 軽減なし																																																																																																																								
その他の児童 全額免除	2番目に年齢の高い児童 1/2に軽減	2番目に年齢の低い児童 1/2に軽減																																																																																																																								
	3番目以降 全額免除	3番目以降 全額免除																																																																																																																								

保健福祉
 児童福祉・母子福祉
 放課後児童健全育成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		放課後児童健全育成事業(ひまわりクラブ) ・両親の就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の放課後健全育成のために、ひまわりクラブを設置し、保護、育成に努める。 設置基準等 1小学校区に1クラブを目標に、40人以上の入会希望が見込めるところから整備。 各クラブとも定員40名、2人の指導員配置(実情は児童数の増加による大規模クラブあり) 開設日時 学校の平常授業時間 放課後 ~午後6時 土曜日及び学校の長期休業時間 午前9時~午後6時 利用料金 児童1人につき6,900円/月 (おやつ代,行事費は実費徴収) <減免制度> 生活保護世帯 全額減免 利用料 0円/月 市民税非課税世帯 2/3減免 利用料 2,300円/月 市民税所得割額 5千円未満世帯 1/2減免 利用料 3,450円/月 市民税所得割額 5千円以上20万円未満世帯 1/3減免 利用料 4,600円/月 市民税所得割額 20万円以上世帯 減免なし 利用料 6,900円/月 委託先 49カ所 (財)新潟市福祉公社 1カ所 (社)新潟市社会事業協会	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全育成と児童の福祉増進を図る。 対象 小学校1年生~おおむね3年生 開設時間 学期中 平日 下校時~午後6時30分 5ヶ所 土曜 午前8時~午後5時30分 1ヶ所(第1.3.5希望) 午前8時30分~午後5時30分 1ヶ所(全土曜) 長期休暇中 平日 午前8時~午後6時30分 4ヶ所 午前8時30分~午後6時30分 1ヶ所 土曜 午前8時~午後5時30分 1ヶ所 午前8時30分~午後5時30分 1ヶ所 利用料金 月額 8,000円(おやつ代含む) 4ヶ所 * 土曜日 日額700円(おやつ代含む) 月額 13,000円 1ヶ所 <減免制度> 4ヶ所 ・生活保護世帯 全額免除 0円/月 ・前年度分町民税非課税 1/2免除 4,000円/月 ・同一世帯に2人以上の児童が利用している場合の 2人目以降利用料 1/2免除 4,000円/月 ・その他町長が特に利用料等の減免を 必要と認める場合 その都度、町長が定める額 委託先 4ヶ所 社会福祉法人 巻町社会福祉協議会 1ヶ所 社会福祉法人 輝風会
巻町	運営形態,対象児童,利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間,長期休業期間のみの入会については巻町域に限定して、現行のとおりとする。		

児童福祉・母子福祉
 地域子育て支援事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		保育の状況(地域子育て支援センター) 内容 地域の子育て家庭への相談・指導・育児講座の開催などを実施 利用日 月曜日から土曜日 実施 5施設 利用料 無料	保育の状況(地域子育て支援センター) 内容 育児相談・子育て支援・育児講座の開催などを実施 その他にも、地域交流や講演会を実施。 利用日 月曜日から金曜日 実施 3施設 利用料 無料
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
 児童福祉・母子福祉
 母子生活支援施設運営事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		母子生活支援施設運営事業 (1) 制度の概要 保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を保護するもの。 母親への生活指導・就労指導等を通して、母子家庭の生活自立を促進する。 (2) 制度の運用 「児童福祉法第23条」及び「新潟市母子生活支援施設条例」の規定により、申請者から事情を聴取し、入所・保護を行う。 (3) 施設の概要 老朽化した旧「藤見母子寮」を新築し、「ふじみ苑」として平成12年11月1日事業開始。 定員は一般入所18世帯、緊急一時保護2世帯。 (4) 管理運営 (財)新潟市福祉公社に委託	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

児童福祉・母子福祉
 ひとり親家庭小中学校入学等祝品支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 小学校入学祝品支給事業 ・ひとり親家庭の児童が小学校入学時に図書券(3,000円)を贈呈 ただし生活保護を受けている者を除く 2 中学校入学祝品支給事業 制度なし 3 中学校卒業祝品支給事業 制度なし	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
 児童福祉・母子福祉
 ひとり親家庭交通災害共済加入金助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		新潟市交通災害共済加入金助成事業 ・ひとり親家庭の義務教育終了前の児童とその親(児童と養育者で構成される世帯を含む)に対し、県交通安全共済の加入金500円を助成。 ただし、交通遺児や生活保護を受けている人など、別に交通災害共済加入金の扶助を受けることができる者を除く。	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

児童福祉・母子福祉
 ひとり親家庭公衆浴場無料入浴券支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		公衆浴場無料入浴事業 ・家庭に入浴設備を持たないひとり親家庭の義務教育終了前の児童とその親(児童と養育者で構成される世帯を含む)に対して、一人月4枚の入浴券を交付する。	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
 障害者福祉
 身体障害者手帳交付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		身体障害者手帳交付 障害福祉課，支所，各地区事務所において，身体障害者手帳の申請手続き，及び交付を行う。	身体障害者手帳交付 町民福祉課において，身体障害者手帳の申請手続き，及び交付を行う。 (知的障害者の療育手帳も同じ)
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
 心身障害者扶養共済掛金制度補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		心身障害者扶養共済制度掛金助成事業 県の同制度の加入者のうち，県の減免制度の対象者の掛金を，減免後の額の2分の1助成する。	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
障害者福祉
更生医療給付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>更生医療給付</p> <p>身体障害者の現在の障害を除去、軽減するため、必要な医療を給付する。</p> <p>・自己負担額 障害者の属する世帯の前年の所得税額等に応ずる。(国基準)</p>	<p>更生医療給付</p> <p>身体障害者の現在の障害を除去、軽減するため、必要な医療を給付する。</p> <p>・自己負担額 障害者の属する世帯の前年所得税額等に応ずる。(国基準)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
補装具給付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 補装具給付</p> <p>障害を補うための用具を交付(修理)する。</p> <p>・自己負担額 障害者の属する世帯の前年の所得税額等に応ずる。(国基準)</p> <p>2 ストマ用装具等自己負担助成</p> <p>身体障害者(児)のストマ用装具または紙オムツの交付に際し、その自己負担の一部もしくは全額を助成する。</p> <p>・対象者 ストマ用装具 ぼうこう、直腸機能障害で、助成対象階層にあてはまる世帯の者。</p> <p>紙オムツ 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿、排便の意思表示が困難な者で、助成対象階層にあてはまる世帯の者。</p> <p>・助成額 所得税額に応じた国基準の自己負担に、月額2,000円を上限とし、助成。</p>	<p>1 補装具給付</p> <p>障害を補うための用具を交付(修理)する。</p> <p>・自己負担額 障害者の属する世帯の前年の所得税額等に応ずる。(国基準)</p> <p>2 ストマ用装具等自己負担助成</p> <p>制度なし</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
 障害者福祉
 重度障害者(児)日常生活用具給付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		重度障害者(児)日常生活用具給付 在宅の重度障害者(児)が日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付する。 ・自己負担額 障害者の属する世帯の前年の所得税額等に応ずる。(国基準)	重度障害者(児)日常生活用具給付 在宅の重度障害者(児)が日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付する。 ・自己負担額 障害者の属する世帯の前年の所得税額等に応ずる。(国基準)
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
 障害者紙おむつ支給事業

調整方針案		新潟市	巻町												
新潟市		<対象者> ・3歳以上65歳未満で身体障害者手帳(下肢・体幹・移動機能)1・2級または療育手帳A所持者のうち、常時紙おむつが必要な方。(ただし、補装具交付者及び難病患者紙おむつ支給事業等他制度により、紙おむつの支給を受けているものを除く) 施設入所者、病院入院者は対象外 <所得制限> ・障害者が属する世帯の生活中心者の当該年度市民税課税標準額が700万円を超える場合は対象外とする。 <支給枚数等> 紙おむつ引換券(枚数相当)を交付する。 <table border="1" data-bbox="1101 1514 1849 1749"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">パンツ型または平型(枚/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯全員が市民税非課税</td> <td>パンツ型 60枚</td> <td>平型 200枚</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が市民税非課税</td> <td>パンツ型 30枚</td> <td>平型 100枚</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が市民税課税</td> <td>パンツ型 30枚を隔月</td> <td>平型 100枚を隔月</td> </tr> </tbody> </table>		パンツ型または平型(枚/月)		世帯全員が市民税非課税	パンツ型 60枚	平型 200枚	生計中心者が市民税非課税	パンツ型 30枚	平型 100枚	生計中心者が市民税課税	パンツ型 30枚を隔月	平型 100枚を隔月	障害者紙おむつ支給 ・常時紙おむつを必要とする重度心身障害者の清潔保持と介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る。 対象者 重度心身障害者医療助成事業の対象者で、身体障害者手帳1級・2級または、療育手帳Aを所持し、介護なしでは排泄行為ができないため常時おむつを使用している方。 内容 月 5,000円分の紙おむつ引換券を一括交付し、取扱店で交換する。
	パンツ型または平型(枚/月)														
世帯全員が市民税非課税	パンツ型 60枚	平型 200枚													
生計中心者が市民税非課税	パンツ型 30枚	平型 100枚													
生計中心者が市民税課税	パンツ型 30枚を隔月	平型 100枚を隔月													
巻町	新潟市の制度に統一する。														

保健福祉
障害者福祉
障害者訪問入浴サービス事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>訪問入浴サービス</p> <p>・対象者 身体障害者手帳1・2級所持者で、自宅での入浴が困難な方。</p> <p>・費用 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援費等にかかる利用者負担の額の算定に関する基準のうち、身体障害者デイサービスにかかる利用者負担(4時間未満の扱い)</p>	<p>ホームヘルプサービスとして実施</p> <p>対象者 身体障害者手帳1・2級所持者で、家庭での入浴が困難な方。</p> <p>費用 身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援費等にかかる利用者負担の額の算定に関する基準のうち、身体障害者デイサービスにかかる利用者負担(4時間未満の扱い)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
障害者ホームヘルパー派遣事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>ヘルパー派遣支援費</p> <p>1 身体障害者居宅介護 ヘルパー派遣を利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p> <p>2 知的障害者居宅介護 ヘルパー派遣を利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>	<p>居宅生活支援費(居宅介護)</p> <p>1 身体障害者居宅介護 ヘルパー派遣を利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p> <p>2 知的障害者居宅介護 ヘルパー派遣を利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>3 児童居宅介護 ヘルパー派遣を利用する障害児に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳未満の在宅の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けたもの。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>	<p>3 児童居宅介護 ヘルパー派遣を利用する障害児に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳未満の在宅の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けたもの。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>

保健福祉
障害者福祉
手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業

調整方針案		新潟市	巻町						
新潟市		<p>手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣</p> <p>聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が日常生活を営むうえで参加が必要な事業に対し、派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先 新潟市ろうあ協会 委託単価 <table border="0"> <tr> <td>2時間未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2時間以上4時間未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>4時間以上</td> <td>5,000円</td> </tr> </table> 	2時間未満	3,000円	2時間以上4時間未満	4,000円	4時間以上	5,000円	制度なし
2時間未満	3,000円								
2時間以上4時間未満	4,000円								
4時間以上	5,000円								
巻町	新潟市の制度を適用する。								

障害者福祉
障害者ガイドヘルパー派遣事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>ガイドヘルパー派遣支援費</p> <p>1 身体障害者居宅介護 視覚・全身性ガイドヘルパー派遣を利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 18歳以上の在宅の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者。 本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり) </p> <p>2 知的障害者居宅介護 知的ガイドヘルパー派遣を利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 18歳以上の在宅の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者。 本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり) </p>	<p>居宅生活支援費(居宅介護)</p> <p>1 身体障害者居宅介護 視覚・全身性ガイドヘルパー派遣を利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 18歳以上の在宅の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者。 本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり) </p> <p>2 知的障害者居宅介護 知的ガイドヘルパー派遣を利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 18歳以上の在宅の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者。 本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり) </p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>3 児童居宅介護 知的ガイドヘルパー派遣を利用する障害児に対し、支援費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 18歳未満の在宅の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けたもの。 本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり) </p>	<p>3 児童居宅介護 知的ガイドヘルパー派遣を利用する障害児に対し、支援費を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> 対象者 18歳未満の在宅の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けたもの。 本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり) </p>

保健福祉
 障害者福祉
 身体障害者用自動車改造等助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>就労等に伴い自動車の改造に要する費用の一部を助成して、重度身体障害者の社会参加の促進を図る</p> <p>(1)身体障害者用自動車改造等助成</p> <p><対象者></p> <p>本人.....上肢・下肢・体幹障害1,2級所持者または運転免許証に改造の要件が記載されている人</p> <p>介護者...上肢・下肢・体幹・内部障害1,2級所持者または第1種肢体不自由者で自ら自動車を運転できない車椅子利用者</p> <p><対象経費></p> <p>本人.....所有する自動車の操行装置及び駆動装置等に係る改造にかかる経費</p> <p>介護者...所有する自動車の移乗装置の改造に直接要した費用又は移乗装置を備えた自動車の購入費(同種の標準型車両の購入に係る費用との差額分に限る)</p> <p><助成額></p> <p>本人.....10万円を限度として要した費用</p> <p>介護者...60万円を限度として要した費用(生活保護世帯)</p> <p>40万円を限度として要した費用の2/3(所得税非課税世帯)</p> <p>30万円を限度として要した費用の1/2(所得税課税世帯)</p> <p>(2)自動車運転免許取得</p> <p><対象者> おおむね身体障害者手帳4級以上の所持者</p> <p><対象経費及び助成額></p> <p>10万円を限度として自動車運転免許の取得に要した費用の2/3</p> <p>新潟市では介護者運転分は市単事業</p>	<p>改造された自動車を購入等する経費の一部を助成することで、社会参加の促進を図る</p> <p>(1)身体障害者・児自動車改造等助成</p> <p><対象者></p> <p>介護者... 身体障害者手帳1級・2級を所持し、自ら自動車を運転できない車いす利用者がいる世帯</p> <p><対象経費> 利用者の乗車が容易にできる移乗装置(スライドシート等)等に係る改造に要した経費</p> <p><助成額></p> <p>60万円を限度として要した費用(生活保護世帯)</p> <p>40万円を限度として要した費用の2/3(所得税非課税世帯)</p> <p>30万円を限度として要した費用の1/2(所得税課税世帯)</p> <p>(2)自動車運転免許取得</p> <p>制度なし</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
 知的障害者授産施設通所経費助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>新潟市中心身障害者等施設通所費助成事業</p> <p>身体障害者・知的障害者施設等に通所する心身障害者に、その交通費の一部を助成する。</p> <p><対象者></p> <p>通所施設に通所する身体障害者・知的障害者</p> <p><補助額></p> <p>バス・電車の公共交通機関、自家用車、タクシーを利用して通所する障害者に対して、バス定期料金換算の2分の1を上限に助成する</p>	<p>心身障害者施設等通所費助成</p> <p>町内の知的障害者通所施設に通う障害者の送迎バス利用料の一部助成</p> <p><対象者></p> <p>知的障害者通所授産施設「麦っ子ワークス」の送迎バス利用者</p> <p><補助額></p> <p>バス利用自己負担月額額の2分の1</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
 障害者福祉
 心身障害者福祉タクシー利用料金等助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>心身障害者福祉タクシー利用料金助成</p> <p>障害者の社会参加を促進するため、福祉タクシー券の交付及び自動車燃料費の一部を助成する。 福祉タクシー利用料金助成または自動車燃料費助成のどちらか一方を選択する。</p> <p>1. 心身障害者福祉タクシー利用料金助成 福祉タクシー利用料金助成 ・ 対象者...身体障害者手帳1・2級及び3級の一部(下肢,体幹,脳原性運動(移動),内部障害)と療育手帳A所持者 ・ 内 容...タクシー助成券(540円)を年間48枚交付</p> <p>リフト付タクシー利用料金助成 ・ 対象者...身体障害者で,日常生活に車椅子等を使用している方 ・ 内 容...リフト付タクシー利用料金(大型料金)と小型料金との差額を助成(枚数制限なし)</p> <p>2. 自動車燃料費助成 ・ 対象者...身体障害者手帳1・2級及び3級の一部(下肢,体幹,脳原性運動(移動),内部障害)と療育手帳A所持者 ・ 内 容...年間助成限度額 25,920円</p>	<p>心身障害者福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成事業</p> <p>心身障害者の社会参加と活動促進を図る。 * タクシー利用券と自動車燃料費助成のどちらかを選択</p> <p>1. タクシー利用券 対象者 身体障害者手帳 1級～3級 または、療育手帳Aの所持者 内 容 年間10,000円分のタクシー券を交付</p> <p>2. 自動車燃料費助成 対象者 身体障害者手帳 1級～3級 または、療育手帳Aの所持者 内 容 年間10,000円分の自動車燃料券を交付</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
 人工透析・在宅酸素等移送費助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く2か年度経過までに、新たな制度を検討する。	制度なし	制度なし
巻町	制度なし。ただし、合併年度とそれに続く2か年度経過までに、新たな制度を検討する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>障害者住宅整備資金融資</p> <p>障害者の専用居室等の新築・増改築・改造のための資金を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者...身体障害者手帳1・2・3・4級及び療育手帳A所持者又は同居する親族 内容...貸付限度額 410万円 利率 1.8%(年) 償還期間 10年以内 	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																				
新潟市		<p>1 住宅リフォーム助成</p> <p>重度身体障害者が安全で機能的な日常生活を送るため障害者の居住する住宅を改造する場合に、費用の一部を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者...身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの所持者と同居する世帯で、世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯 <p><助成率と限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">助成率</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者及び介護保険が適用される方</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100%</td> <td>80万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>75%</td> <td>60万円</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>50%</td> <td>40万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 障害者日常生活用具取付工事費補助事業 制度なし</p>	世帯区分	助成率	限度額		日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者及び介護保険が適用される方	左記以外	生活保護世帯	100%	80万円	100万円	所得税非課税世帯	75%	60万円	75万円	所得税課税世帯	50%	40万円	50万円	<p>障害者向け住宅整備</p> <p>重度障害者が安全で機能的な日常生活を送るため障害者の居住する住宅を改造する場合に、費用の一部を助成する。</p> <p>対象者 ... 身体障害者手帳1級、2級または療育手帳Aの所持者と同居する世帯で、世帯員の前年の収入合計が600万円未満の世帯</p> <p>助成率と限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯区分</th> <th rowspan="2">助成率</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> <tr> <th>日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100%</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>75%</td> <td>22.5万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>50%</td> <td>15万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成16年度の限度額</p> <p>2 障害者日常生活用具取付工事費補助事業 制度なし</p>	世帯区分	助成率	限度額		日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者	左記以外	生活保護世帯	100%	30万円	50万円	所得税非課税世帯	75%	22.5万円	37.5万円	所得税課税世帯	50%	15万円	25万円
世帯区分	助成率	限度額																																					
		日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者及び介護保険が適用される方	左記以外																																				
生活保護世帯	100%	80万円	100万円																																				
所得税非課税世帯	75%	60万円	75万円																																				
所得税課税世帯	50%	40万円	50万円																																				
世帯区分	助成率	限度額																																					
		日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象者	左記以外																																				
生活保護世帯	100%	30万円	50万円																																				
所得税非課税世帯	75%	22.5万円	37.5万円																																				
所得税課税世帯	50%	15万円	25万円																																				
巻町	新潟市の制度に統一する。																																						

保健福祉
障害者福祉
在宅障害者サービス事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>障害者サービス支援費</p> <p>1 身体障害者サービス支援費 サービスを利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 ・内容 入浴、給食、送迎、介護、機能訓練、創作的活動、社会適応訓練等 ・対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者 ・費用 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p> <p>2 知的障害者サービス支援費 サービスを利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 ・内容 入浴、給食、送迎、文化的活動、機能訓練等 ・対象者 18歳以上の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者 ・費用 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>	<p>居宅生活支援費(サービス)</p> <p>1 身体障害者サービス支援費 サービスを利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 ・内容 入浴、給食、送迎、介護、機能訓練、創作的活動、社会適応訓練等 ・対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者 ・費用 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p> <p>2 知的障害者サービス支援費 サービスを利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 ・内容 入浴、給食、送迎、文化的活動、機能訓練等 ・対象者 18歳以上の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者 ・費用 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>3 児童サービス支援費 サービスを利用する障害児に対し、支援費を支給する。 ・内容 送迎、機能訓練、社会適応訓練等 ・対象者 18歳未満の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けた者 ・費用 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>	<p>3 児童サービス支援費 サービスを利用する障害児に対し、支援費を支給する。 ・内容 送迎、機能訓練、社会適応訓練等 ・対象者 18歳未満の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けた者 ・費用 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>

障害者福祉
重度障害者短期入所事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 身体障害者短期入所 短期入所を利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p> <p>2 知的障害者短期入所 短期入所を利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>	<p>居宅生活支援費(短期入所)</p> <p>1 身体障害者短期入所 短期入所を利用する身体障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の身体障害者手帳所持者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p> <p>2 知的障害者短期入所 短期入所を利用する知的障害者に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳以上の在宅の知的障害者で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>3 児童短期入所 短期入所を利用する障害児に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳未満の在宅の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>	<p>3 児童短期入所 短期入所を利用する障害児に対し、支援費を支給する。 ・対象者 18歳未満の在宅の身体障害者手帳を所持する児童または知的障害児で、支援費の支給決定を受けた者。 ・本人負担 本人、扶養義務者の前年の所得税額等に応じて(国基準どおり)</p>

保健福祉
障害者福祉
こども発達相談事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>こども相談センター</p> <p>ことば及びこころの発達に障害を有する幼児の相談に応じ、その指導及び訓練を行う機関（常時開設）</p> <p>・対象年齢 未就学児 （ただし市長が認めた場合は、小学校3年生までの児童も可）</p> <p>・相談内容 構音障害、発達のおくれ、吃音等、ことばに関する相談・指導、および発達のおくれ、不登園・乱暴等の問題行動、集団不応</p> <p>障害児通園療育事業</p> <p>通園指導により、障害児の福祉増進と保護者の家庭における療育の理解を深める。 （月～金曜日）</p> <p>・対象年齢 未就学児 （ただし市長が認めた場合は、小学校3年生までの児童も可）</p> <p>・指導内容 日常生活等の指導、合宿指導・屋外療育、訪問指導、指導効果の記録及び評価、保護者指導等。</p>	<p>療育教室</p> <p>発育・発達の障害や遅れがある、または、その疑いがある幼児の相談や支援を行う。保護者同士の交流の場とする。</p> <p>・対象年齢 未就学児</p> <p>・内 容 自由遊び、親子遊び、読み聞かせ 相談（随時。年2～3回児童相談所の相談員来所） 年1回 小学校の特殊学級生と交流会実施</p> <p>・回 数 年13回</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

障害者福祉
身体障害者スポーツ振興事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>障害者大運動会</p> <p><目的> 誰でも参加できる運動会を開催し、親睦と交流を深める</p> <p><対象者> 障害者・一般市民</p> <p><内容> 毎年9月、陸上競技場で開催、参加者約1,500人</p>	<p>町単独での実施はない</p> <p>西蒲原郡身体障害者福祉協会で実施</p>
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
 高齢者福祉
 高齢者在宅介護支援センター運営事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>在宅介護に関し、身近なところで専門家による相談・指導が24時間体制で受けられる。(相談・指導・介護機器の展示・介護保険対象外サービス申請受付)</p> <p>実施施設 22施設(地域型)</p>	<p>在宅介護に関し、身近なところで専門家による相談・指導が24時間体制で受けられる(相談・指導・介護機器の展示・介護保険対象外サービス申請受付)。地域型は実態把握、介護予防プランをたて、介護認定者にならないようにする。 ケアマネージャ - のついていない要介護認定者の住宅改修プランをたてる。</p> <p>実施施設 3施設(基幹型1,地域型2)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

高齢者福祉
 高齢者介護予防・生活支援事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 介護者への支援等 家族介護教室 <対象者> 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等 <事業実施方法> 在宅介護支援センターに委託し、センターが講師、会場借上等を手配し、教室を年4回程度開催する。 <内容> 情報交換,自由交流,介護知識と基礎実技,介護予防等</p> <p>2 当事者への支援・予防等</p> <p>骨粗しょう症健診(再掲).....骨粗しょう症予防事業にて実施 IADL訓練事業(再掲)機能訓練事業にて実施 運動指導事業(再掲)高齢者健康づくり事業にて実施</p>	<p>1 介護者への支援等 地域介護力アップ教室 <対象者> 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等 <事業実施方法> 在宅介護支援センター(基幹型、地域型)と高齢福祉保健課と共催し、年間7回から8回実施。(保健センターにて)地域に向いた介護力アップ教室も実施 <内容> 寝たきりにならないためにさせないために～体を上手に動かすコツ 痴呆にならないために悪化させないために お口の中から健康で元気に長生き 介護者の腰と膝の悩みにお答えします 等</p> <p>2 当事者への支援・予防等</p> <p>B型機能訓練事業(再掲).....機能訓練事業にて実施 痴呆予防事業 転倒予防教室</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
高齢者福祉
高齢者紙おむつ支給事業

調整方針案		新潟市	巻町								
新潟市		<p><対象者> 65歳以上の在宅高齢者で、下記の をいずれも満たす方</p> <p>身体要件 介護保険制度における要介護認定において要介護度 1～5 で、常時おむつが必要な方 所得要件 介護保険料段階区分において第1段階～第5段階に該当する方</p> <p><支給枚数等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料段階</th> <th>券の種類及び枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2 段階</td> <td>パンツ型 60 枚又は平型 200 枚相当券を毎月支給</td> </tr> <tr> <td>3 段階</td> <td>パンツ型 30 枚又は平型 100 枚相当券を毎月支給</td> </tr> <tr> <td>4・5 段階</td> <td>パンツ型 30 枚又は平型 100 枚相当券を隔月支給</td> </tr> </tbody> </table> <p><引換方法> 利用者から業者へ電話注文(業者宅配)</p>	保険料段階	券の種類及び枚数	1・2 段階	パンツ型 60 枚又は平型 200 枚相当券を毎月支給	3 段階	パンツ型 30 枚又は平型 100 枚相当券を毎月支給	4・5 段階	パンツ型 30 枚又は平型 100 枚相当券を隔月支給	<p><対象者> 巻町に住所を有する在宅のもので、下記の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者で、6ヶ月以上おむつを使用し、6ヶ月以上ADL「B」、又は痴呆「 」より重い人 ・15日以上在宅 <p><支給枚数等> 5,000 円/月分の紙おむつ券を支給</p> <p><引換方法> 利用者が、巻町薬業組合加盟店に行き、紙おむつ券と引換</p>
保険料段階	券の種類及び枚数										
1・2 段階	パンツ型 60 枚又は平型 200 枚相当券を毎月支給										
3 段階	パンツ型 30 枚又は平型 100 枚相当券を毎月支給										
4・5 段階	パンツ型 30 枚又は平型 100 枚相当券を隔月支給										
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。										

高齢者福祉
寝たきり老人寝具乾燥事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>寝たきり老人寝具乾燥事業</p> <p><対象者> 65歳以上の在宅高齢者で、要介護認定において調査員把握自立度が B～Cランク(寝たきり)の方</p> <p><支給回数> 年2回 (「丸洗い乾燥」又は「殺菌乾燥」) 第1期 6月～8月 第2期 12月～2月</p> <p><実施方法> 回収時期に業者から利用者へ電話を行い実施する</p> <p><利用料金> 無料</p>	<p>寝たきり老人寝具乾燥事業</p> <p><対象者> 65歳以上の在宅高齢者で、要介護1以上の方又は寝具乾燥が困難な方</p> <p><支給回数> 年各2回 (「丸洗い乾燥」、「殺菌乾燥」)</p> <p><実施方法> 利用者が業者に電話を行い実施する</p> <p><利用料金> 丸洗い乾燥:600 円 乾燥消毒 :300 円</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。		

保健福祉
 高齢者福祉
 高齢者訪問散髪サービス事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		訪問理美容サービス事業 自力で理髪店や美容院に向くことが困難である高齢者に対して、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするため、出張に要する費用の一部を助成する。 <対象者> 65歳以上の在宅高齢者で要介護度1以上 <助成内容> 理美容師が対象者宅へ出張する際の費用として1回あたり1,000円を支給 <利用者負担> 理美容代は利用者負担 <利用回数> 最大年6回	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

高齢者福祉
 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<対象者> ・ 身体要件 要介護認定で要介護3～5と認定された方 ・ 所得要件 保険料段階区分第1段階～第3段階に該当する方 上記いずれにも該当する65歳以上の高齢者を介護している方で月20日間以上在宅の場合支給対象とする。 <支給額> 年額 60,000円 年4回(4, 7, 10, 1月)支給	<対象者> ・ 巻町に住所を有する在宅のもので、下記の方 ・ 65歳以上の者で、6ヶ月以上ADL「C」又は痴呆「」より重い人 ・ 15日以上在宅 <支給額> 年額 120,000円 年3回(8, 12, 4月)支給
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。		

保健福祉
 高齢者福祉
 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業

調整方針案		新潟市	巻町																																						
新潟市		<p><対象者> 介護保険の要介護認定において「自立」と判定された一人暮らし又は高齢者のみ世帯で、生活支援が必要と認められる方に対してヘルパーを派遣し、家事援助を行う。</p> <p><派遣時間帯> 午前8時から午後6時まで(夜間の派遣なし)</p> <p><利用時間> 1時間単位で、週2時間まで(30分単位はない)</p> <p><利用料> ・介護保険の「訪問介護(生活援助)」の一割負担に準ずる ・平成11年度中にヘルパー派遣の実績があり、生計中心者が所得税非課税の方は平成15年6月利用分までは3%負担、平成15年7月利用分からは6%負担(6%減免は平成16年度で終了。平成17年4月利用分からは通常10%負担。) ・生活保護世帯は無料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1時間単位</th> <th>2時間単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般世帯</td> <td>208 円</td> <td>374 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">減免世帯</td> <td>H15.6月まで</td> <td>63 円</td> </tr> <tr> <td>H15.7月から</td> <td>125 円</td> </tr> <tr> <td>生保世帯</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者負担は利用の翌々月にサービスの提供事業者に支払う</p>	世帯区分	1時間単位	2時間単位	一般世帯	208 円	374 円	減免世帯	H15.6月まで	63 円	H15.7月から	125 円	生保世帯	0 円	0 円	<p><対象者> 介護保険の要介護認定において「自立」と判定された一人暮らし又は高齢者のみ世帯で、生活支援が必要と認められる方に対してヘルパーを派遣し、家事援助を行う。</p> <p><派遣時間帯> 午前6時から午後10時まで</p> <p><利用時間> 1時間単位で、週2時間まで(30分単位はない)</p> <p><利用料></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が前年度非課税世帯</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯</td> <td>850 円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯</td> <td>940 円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者世帯の階層区分		利用者負担額 (1時間当たり)	A	生活保護法による被保護世帯	0 円	B	生計中心者が前年度非課税世帯	250 円	C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	250 円	D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	400 円	E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	650 円	F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	850 円	G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	940 円
世帯区分	1時間単位	2時間単位																																							
一般世帯	208 円	374 円																																							
減免世帯	H15.6月まで	63 円																																							
	H15.7月から	125 円																																							
生保世帯	0 円	0 円																																							
利用者世帯の階層区分		利用者負担額 (1時間当たり)																																							
A	生活保護法による被保護世帯	0 円																																							
B	生計中心者が前年度非課税世帯	250 円																																							
C	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯	250 円																																							
D	生計中心者の前年所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯	400 円																																							
E	生計中心者の前年所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯	650 円																																							
F	生計中心者の前年所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯	850 円																																							
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	940 円																																							
巻町	新潟市の制度に統一する。																																								

高齢者福祉
 高齢者ショートステイ事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>生活支援ショートステイ事業 基本的な生活習慣が欠如しているなどの理由から、一時的な養護の必要のある高齢者を特別養護老人ホーム等に入所させることで、生活習慣の指導・支援を行うとともに体調調整を図る。</p> <p><対象者> 市内に住所を有する 65 歳以上の方で要介護認定で「自立」と認定された方のうち、次のいずれかに該当する方。 一人暮らし又は高齢者のみ世帯で、虚弱や火の取り扱いに対する不安等、短期入所の必要性があると認められた方 同居家族の養護を受けているが、家族が疾病や冠婚葬祭等の社会的理由で高齢者を一時的に養護することが困難となる場合、同様短期入所の必要性があると認められた方</p> <p><利用料> 1日につき 381円(生活保護世帯は無料)</p> <p><利用回数> 7日以内/6ヶ月(有効期間は6ヶ月、半年に一度再調査有)</p> <p>経過措置ショートステイ事業 平成11年度末現在ショートステイ利用者で、介護保険対象外となった方を対象に、冠婚葬祭等で家族が不在となる場合、ショートステイ施設で一時的に預かる。</p> <p><対象者> 平成11年度末現在ショートステイ利用者で、要介護認定で「自立」と判定された方</p> <p><利用料> 1日につき 381円(生活保護世帯は無料)</p> <p><利用回数> 7日以内/6ヶ月(有効期間は6ヶ月、半年に一度再調査有)</p>	<p>巻町老人短期入所事業 寝たきり老人等の介護をしている家族の疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、特別養護老人ホーム等に入所させ、寝たきり老人等およびその家族の福祉の向上を図る。</p> <p><対象者> 町内に住所を有するおおむね 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの方で、次のいずれかに該当する方。 介護保険で自立と判定された方 介護保険対象者で介護保険サービスを使い切った方</p> <p><利用料> 1日につき 2,250 円(生活保護世帯は無料)</p> <p><利用回数> 14日以内/年 28日以内/年</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
高齢者福祉
高齢者サービス事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>経過措置サービス事業</p> <p>平成11年度末現在のサービス利用者で、介護保険対象外となった方に対して、サービスセンターで食事や入浴サービスを行う。</p> <p><対象者> 平成11年度末現在サービス利用者で、要介護認定で「自立」と判定された方</p> <p><利用料> 1日につき 単独施設 585円(生活保護世帯は無料) 併設施設 521円(")</p> <p><利用回数> 週1回まで(有効期間は6ヶ月、半年に1回再調査有)</p>	<p>巻町サービス事業</p> <p>在宅の虚弱老人等自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。</p> <p><対象者> 要介護認定で「自立」と判定された方 介護保険対象者で介護保険サービスを使い切った方</p> <p><利用料> 1日につき 1,000円(生活保護世帯は無料)</p> <p><利用回数> 1日/月 1日/月</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

高齢者福祉
高齢者福祉電話等貸与事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1. 福祉電話</p> <p><利用対象> 65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯(所得税非課税世帯)</p> <p><サービス内容> ・電話を貸与し、設置工事費の他、機器使用料、基本料金及び通話料300円まで補助 ・「あんしん連絡センター」から毎週1回、電話による安否の確認、相談を実施</p> <p>2. 緊急通報装置貸与</p> <p><利用対象> 65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、健康に不安があり、定期的に安否の確認を必要とする方</p> <p><サービス内容> ・自動通報装置を貸与し、ペンダントのボタンを押すと、24時間体制で「あんしん連絡センター」より、介護の専門家による出動を行う。 ・毎週1回、電話による安否の確認、相談を実施</p>	<p>1. 福祉電話</p> <p><利用対象> おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者(所得税非課税世帯)</p> <p><サービス内容> ・電話の権利を貸与</p> <p>2. 緊急通報装置貸与</p> <p><利用対象> 75歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯(一人が常時医者にかかっている人)で、健康に不安があり、定期的に安否の確認を必要とする方</p> <p><サービス内容> ・自動通報装置を貸与し、ペンダントのボタンを押すと、24時間体制で救急車を手配する。 ・安全センターは毎週1回、電話による安否の確認、相談を実施</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
 高齢者福祉
 高齢者配食サービス事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>配食サービス事業</p> <p><対象者> 70歳以上の独居又は高齢者のみ世帯で、身体的・精神的理由で毎日の食事づくりが困難な方(ただし、普通食が食べられない方、食事介助が必要な方は除く)</p> <p><内容> 週3回(月・水・金)のうち希望する日にデイサービスセンターから各拠点の協力員を經由し、利用者宅へ配達。</p> <p><利用料金> 1食 400 円(食材費分)</p>	<p>配食サービス事業</p> <p><対象者> 65歳以上の独居又は高齢者のみ世帯で、下記の方 ・要支援以上の方 ・身体的・精神的理由で毎日の食事づくりが困難な方</p> <p><内容> 週2回(火・金)のうち希望する日にJAのボランティアが弁当作製し、シルバー人材センターが利用者宅へ配達。第3火曜日はボランティアのハートグループが配達。</p> <p><利用料金> 1食 300 円(食材費分)</p>
巻町	巻町域に限定して現行のとおりとする。	<p><食関連サービス利用調整> 在宅介護支援センターによる食関連サービスの利用調整を行い、定期的にあセスメントを実施し、その内容を介護予防プランに反映させる。 (「食」の自立支援事業として16年度から実施)</p>	

高齢者福祉
 高齢者公衆浴場入浴券支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>65歳以上の高齢者に入浴券を交付</p> <p><枚数> 自家風呂のない方 月 4枚(無料) 自家風呂のある方 月 2枚(自己負担 40 円)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
 高齢者福祉
 ホームヘルパー養成研修助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		家族介護者ヘルパー受講支援事業 家族介護の経験を活かしホームヘルパーとして活躍することを支援するため、ホームヘルパー養成研修(2級・3級)の受講料を一部助成する。 <対象者> 家族介護の経験のある方 <助成額> 年額3万円を限度	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

高齢者福祉
 高齢者居室等整備資金貸付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		60歳以上の老人と同居または同居予定の親族(70歳未満の老人本人でも可)で、老人居室を新築・増改築・購入や浴室、トイレの新設・改修等する場合に必要な資金を貸付 <貸付対象者> 60歳以上の老人と同居または同居予定の親族(70歳未満の老人本人でも可) <貸付限度> 老人居室 1,600,000円 浴室 1,000,000円 トイレ 500,000円 住宅内改修 1,000,000円 高齢者仕様 1,000,000円 (最高貸付限度額 4,100,000円)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<利率> 年 1.8% <償還期間> 10年以内 (ただし、70歳までに全額返済)	

調整方針案		新潟市	巻町																								
新潟市		<p>高齢者向け住宅リフォーム助成事業</p> <p>身体機能の低下した高齢者が安全で機能的な日常生活を送るため、住宅を改修する場合にその費用の一部又は全部を助成</p> <p>(1)介護保険認定者リフォーム</p> <p><対象者> 介護保険法の要介護、要支援の認定を受けた高齢者がいる世帯で、生活保護世帯又は世帯員の前年の収入合計が、600万円未満の世帯</p> <p><助成率と限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100 %</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>75 %</td> <td>52.5万円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>50 %</td> <td>35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><委託先> (財)新潟市福祉公社</p>	世帯区分	助成率	限度額	生活保護世帯	100 %	70万円	所得税非課税世帯	75 %	52.5万円	所得税課税世帯	50 %	35万円	<p>巻町高齢者向け住宅整備補助事業</p> <p>高齢者等のいる世帯が住宅をその高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費を補助することにより、高齢者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送り、介護者の負担を軽減することができる住環境の整備を促進し、在宅福祉の推進を図ることを目的とし、住宅を改修する場合にその費用の一部又は全部を助成</p> <p><対象者> 巻町に居住し、概ね65歳以上の高齢者で介護保険法の要介護、要支援の認定を受けた者で、世帯員の前年の収入合計が、600万円未満の世帯</p> <p><助成率と限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>100 %</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>75 %</td> <td>22.5万円</td> </tr> <tr> <td>所得税課税世帯</td> <td>50 %</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分	助成率	限度額	生活保護世帯	100 %	30万円	所得税非課税世帯	75 %	22.5万円	所得税課税世帯	50 %	15万円
世帯区分	助成率	限度額																									
生活保護世帯	100 %	70万円																									
所得税非課税世帯	75 %	52.5万円																									
所得税課税世帯	50 %	35万円																									
世帯区分	助成率	限度額																									
生活保護世帯	100 %	30万円																									
所得税非課税世帯	75 %	22.5万円																									
所得税課税世帯	50 %	15万円																									
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>(2)介護予防リフォーム(16年度秋から実施)</p> <p><対象者> 介護保険法の要介護認定で非該当(自立)と判定された高齢者がいる世帯で、介護保険第1号被保険者の保険料が第1段階・第2段階の世帯</p> <p><助成率と限度額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>助成率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階の世帯</td> <td>100 %</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>第2段階の世帯</td> <td>50 %</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><委託先> (財)新潟市福祉公社</p>	世帯区分	助成率	限度額	第1段階の世帯	100 %	10万円	第2段階の世帯	50 %	5万円																
世帯区分	助成率	限度額																									
第1段階の世帯	100 %	10万円																									
第2段階の世帯	50 %	5万円																									

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>ふれあいティールーム</p> <p><目的> 家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対し、通所により各種サービスを提供し、生きがいづくりと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の解消と自立生活の助長を図る。</p> <p><対象者> 家に閉じこもりがちではあるが、一人で外出できる概ね60歳以上の高齢者のうち、次のいずれかに該当する方</p> <p>(1)一人暮らし (2)高齢者のみ世帯 (3)同居者はいるが、日中一人になる方 (4)その他適当と認められた方</p>	<p>生きがい活動支援通所事業</p> <p><目的> 家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対し、通所等による各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長及び生きがいづくりと社会参加を促進することにより、社会的孤立感の解消と自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図る。</p> <p><対象者> 家に閉じこもりがちではあるが、一人で外出できる概ね60歳以上の高齢者</p>
巻町	巻町域に限定して、現行のとおりとする。	<p><内容> 健康体操、レクリエーション、趣味講座(手芸や調理、講話等)、季節行事 ほか 1会場につき週3回、1日概ね4時間</p> <p><利用料> 100円(ほかに教材費等は実費徴収)</p> <p><利用回数> 1人1回/週</p> <p><会場> 市内10カ所(地域保健福祉センター等)</p> <p>新潟市社会福祉協議会に委託</p>	<p><内容> 健康体操、レクリエーション、趣味講座(手芸や講話等)、季節行事 ほか 1回概ね7時間</p> <p><利用料> 100円</p> <p><利用回数> 週2回:3会場、週5回:1会場、</p> <p><会場> 町内4カ所</p> <p>越前浜地域福祉会、十三輪福祉会、漆山・東町福祉会、松野尾楽友福祉会に委託</p>

保健福祉
 高齢者福祉
 敬老祝金贈呈事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		敬老祝金 77歳 5,000円 88歳 10,000円 100歳 100,000円	長寿祝金 100歳 200,000円
巻町	新潟市の制度に統一する。		

高齢者福祉
 敬老事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	制度なし	制度なし (自治会が独自事業で実施。市助成なし)	敬老事業 高齢者に記念品を渡し、長寿を祝福する。 <対象者> 町内に住所を有し年度内に72歳以上となる方 <記念品> 450円相当の品物
巻町	巻町域に限定して、現行のとおりとする。		

保健福祉
 高齢者福祉
 高齢者等福祉バス運行事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>高齢者団体が研修会又はグループ活動等への参加及び市内の福祉施設の慰問、見学等を行う場合に運行 また、定期的に2ヵ所の憩の家(4日/月)へ送迎</p> <p>< 料金 > 無料</p> <p>< 運行日 > 原則として、月曜日から金曜日とする ただし、祝祭日及び12月28日～31日、1月2日、3日は除く</p> <p>< 運行時間 > 午前9時～午後4時</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

高齢者福祉
 高齢者生きがい対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>生きがい対策推進事業</p> <p>< 概要 > 老人憩の家での「民謡教室」、「生き生き教室」や地区公民館とのタイアップによる高齢者セミナーにより、高齢者の生活環境の活性化や疎外感の解消を図り、また高齢者相互の親睦と連携を深める。</p> <p>< 対象者 > 60歳以上の市民</p> <p>< 内容 > ・民謡教室 老人憩の家を会場に、月2～3回実施(24ヵ所) ・生き生き教室 老人憩の家を会場に、各地区の老人クラブ地区協議会と共催で、教養講演会を実施(年15ヵ所程度) ・生きがい講演会 老人クラブ等が自主活動で講演会を行う場合に講師謝礼(報償費)を助成 ・地区公民館タイアップ事業 各地区公民館において、高齢者セミナーを実施 ・高齢者IT活用支援事業(16年度新規) インターネットになじみのない高齢者が、ネット活用しやすいよう、高齢者向け情報のポータルサイトを設置運営する。(リンク先は、合併を念頭に選定する。)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
低所得者福祉
級地区分等の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(H16.4.1現在)</p> <p>1 級地区分 2級地 - 1</p> <p>2 保護基準 標準 3人世帯 (33歳の男, 29歳の女, 4歳の子)</p> <p>生活扶助 170,240円 (冬季加算 24,490円を含む)</p> <p>住宅扶助 46,200円</p> <p>計 216,440円</p> <p>3 被保護世帯 4,072世帯</p> <p>4 被保護人員 6,045人</p>	<p>(H16.4.1現在)</p> <p>1 級地区分 3級地 - 2</p> <p>2 保護基準 標準 3人世帯 (33歳の男, 29歳の女, 4歳の子)</p> <p>生活扶助 145,010円 (冬季加算 20,860円を含む)</p> <p>住宅扶助 36,400円</p> <p>計 181,410円</p> <p>3 被保護世帯 65 世帯</p> <p>4 被保護人員 84 人</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>5 保護率 11.41%</p>	<p>5 保護率 2.88 %</p>

低所得者福祉
低所得世帯年末見舞金品支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 対象者 生活保護受給世帯</p> <p>2 見舞金 一世帯 8,000 円</p> <p>3 見舞品(物品引換券)</p> <p>1人世帯 19,800 円</p> <p>2~3人世帯 25,100 円</p> <p>4~5人世帯 27,700 円</p> <p>6人以上世帯 28,900 円</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
低所得者福祉
低所得世帯夏期見舞金品支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 対象者 生活保護受給世帯 2 見舞金 一世帯 8,000 円 3 見舞品(物品引換券) 1人世帯 2,400 円 2~3人世帯 4,500 円 4~5人世帯 10,000 円 6人以上世帯 11,100 円	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

低所得者福祉
低所得世帯小中学校入学祝品支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 対象者 生活保護受給世帯で、小学校・中学校に入学する者 2 基準日 2月1日 3 品目 文具券 5,000 円	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健福祉
 低所得者福祉
 低所得世帯中学校卒業祝品支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 対象者 生活保護受給世帯で、中学校を卒業し、進学しない者 2 基準日 2月1日 3 品目 文具券 5,000 円	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

低所得者福祉
 低所得世帯高校入学祝金支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 対象者 生活保護受給世帯で、高校に入学する者 2 基準日 2月1日 3 祝金 30,000 円	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 委員定数（一斉改選後） 880人 2 法定地区民協数 51地区	1 委員定数（一斉改選後） 57人 2 法定地区民協数 1地区
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																								
新潟市		1. 保険料率と賦課限度額（平成16年度） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>料 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">医療給付費分</td> <td>所得割</td> <td>7.2 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,700円 被保険者1人当たり</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>30,300円 1世帯当たり</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護納付金分</td> <td>所得割</td> <td>1.15 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>7,800円 被保険者1人当たり</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	料 率	医療給付費分	所得割	7.2 / 100	均等割	20,700円 被保険者1人当たり	平等割	30,300円 1世帯当たり	限度額	530,000円	介護納付金分	所得割	1.15 / 100	均等割	7,800円 被保険者1人当たり	限度額	80,000円	1. 保険料率と賦課限度額（平成16年度） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">医療給付費分</td> <td>所得割</td> <td>6.6 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>固定資産税額 × 20%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>27,000円 被保険者1人当たり</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,000円 1世帯当たり</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>530,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護納付金分</td> <td>所得割</td> <td>0.87 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>8,000円 被保険者1人当たり</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	税 率	医療給付費分	所得割	6.6 / 100	資産割	固定資産税額 × 20%	均等割	27,000円 被保険者1人当たり	平等割	24,000円 1世帯当たり	限度額	530,000円	介護納付金分	所得割	0.87 / 100	均等割	8,000円 被保険者1人当たり	限度額	80,000円
	区 分	料 率																																									
医療給付費分	所得割	7.2 / 100																																									
	均等割	20,700円 被保険者1人当たり																																									
	平等割	30,300円 1世帯当たり																																									
	限度額	530,000円																																									
介護納付金分	所得割	1.15 / 100																																									
	均等割	7,800円 被保険者1人当たり																																									
	限度額	80,000円																																									
	区 分	税 率																																									
医療給付費分	所得割	6.6 / 100																																									
	資産割	固定資産税額 × 20%																																									
	均等割	27,000円 被保険者1人当たり																																									
	平等割	24,000円 1世帯当たり																																									
	限度額	530,000円																																									
介護納付金分	所得割	0.87 / 100																																									
	均等割	8,000円 被保険者1人当たり																																									
	限度額	80,000円																																									
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き巻町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	2. 納 期 暫定期間の納期 第1期 4月16日～同月30日 第2期 5月16日～同月31日 第3期 6月16日～同月30日 確定後の納期 第4期 7月16日～同月31日 第5期 8月16日～同月31日 第6期 9月16日～同月30日 第7期 10月16日～同月31日 第8期 11月16日～同月30日 第9期 12月16日～同月28日 第10期 翌年1月16日～同月31日 第11期 翌年2月16日～同月末日 第12期 翌年3月16日～同月31日	2. 納 期 暫定期間の納期 第1期 5月16日～同月31日 第2期 6月16日～同月30日 確定後の納期 第3期 7月16日～同月31日 第4期 8月16日～同月31日 第5期 9月16日～同月30日 第6期 10月16日～同月31日 第7期 11月16日～同月30日 第8期 12月16日～同月25日 第9期 翌年1月16日～同月31日 第10期 翌年2月16日～同月末日																																								

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																
新潟市		<p>給付内容</p> <table border="1"> <tr> <td>療養の給付及び療養費</td> <td>3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>1件 50,000円</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)</td> </tr> <tr> <td>基本健康診査一部助成(50%) 60歳以上は無料</td> <td> <table border="1"> <tr> <th><施設検診></th> <th>費用</th> <th>助成額</th> </tr> <tr> <td>基本健康診査</td> <td>2,900円</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>1,300円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 頸部</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 体部</td> <td>1,100円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>3,400円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>成人歯科検診</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>700円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <th><集団検診></th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 頸部</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>700円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>800円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>巻町</td> <td>新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く2か年度、現行のとおりとする。</td> <td></td> <td> <p>給付内容</p> <table border="1"> <tr> <td>療養の給付及び療養費</td> <td>3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>1件 50,000円</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)</td> </tr> <tr> <td>総合健康診断(一日人間ドック助成)</td> <td>1年以上国民健康保険加入者で35歳から70歳未満の者を対象 1人 25,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	療養の給付及び療養費	3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)	高額療養費	国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による	葬祭費	1件 50,000円	出産育児一時金	1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)	基本健康診査一部助成(50%) 60歳以上は無料	<table border="1"> <tr> <th><施設検診></th> <th>費用</th> <th>助成額</th> </tr> <tr> <td>基本健康診査</td> <td>2,900円</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>1,300円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 頸部</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 体部</td> <td>1,100円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>3,400円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>成人歯科検診</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>700円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <th><集団検診></th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 頸部</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>700円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>800円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table>	<施設検診>	費用	助成額	基本健康診査	2,900円	1,450円	大腸がん検診	1,300円	650円	子宮がん検診 頸部	2,000円	1,000円	子宮がん検診 体部	1,100円	550円	胃がん検診	3,400円	1,700円	乳がん検診	900円	450円	成人歯科検診	500円	250円	肝炎ウイルス検診	1,200円	600円	前立腺がん検診	700円	350円	<集団検診>			大腸がん検診	500円	250円	子宮がん検診 頸部	600円	300円	胃がん検診	900円	450円	乳がん検診	300円	150円	肺がん検診	700円	350円	肝炎ウイルス検診	800円	400円	前立腺がん検診	600円	300円	結核検診	無料	無料	巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く2か年度、現行のとおりとする。		<p>給付内容</p> <table border="1"> <tr> <td>療養の給付及び療養費</td> <td>3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>1件 50,000円</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)</td> </tr> <tr> <td>総合健康診断(一日人間ドック助成)</td> <td>1年以上国民健康保険加入者で35歳から70歳未満の者を対象 1人 25,000円</td> </tr> </table>	療養の給付及び療養費	3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)	高額療養費	国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による	葬祭費	1件 50,000円	出産育児一時金	1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)	総合健康診断(一日人間ドック助成)	1年以上国民健康保険加入者で35歳から70歳未満の者を対象 1人 25,000円
療養の給付及び療養費	3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)																																																																																		
高額療養費	国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による																																																																																		
葬祭費	1件 50,000円																																																																																		
出産育児一時金	1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)																																																																																		
基本健康診査一部助成(50%) 60歳以上は無料	<table border="1"> <tr> <th><施設検診></th> <th>費用</th> <th>助成額</th> </tr> <tr> <td>基本健康診査</td> <td>2,900円</td> <td>1,450円</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>1,300円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 頸部</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 体部</td> <td>1,100円</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>3,400円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>成人歯科検診</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>700円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <th><集団検診></th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診 頸部</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>900円</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>300円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>700円</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検診</td> <td>800円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>前立腺がん検診</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>結核検診</td> <td>無料</td> <td>無料</td> </tr> </table>	<施設検診>	費用	助成額	基本健康診査	2,900円	1,450円	大腸がん検診	1,300円	650円	子宮がん検診 頸部	2,000円	1,000円	子宮がん検診 体部	1,100円	550円	胃がん検診	3,400円	1,700円	乳がん検診	900円	450円	成人歯科検診	500円	250円	肝炎ウイルス検診	1,200円	600円	前立腺がん検診	700円	350円	<集団検診>			大腸がん検診	500円	250円	子宮がん検診 頸部	600円	300円	胃がん検診	900円	450円	乳がん検診	300円	150円	肺がん検診	700円	350円	肝炎ウイルス検診	800円	400円	前立腺がん検診	600円	300円	結核検診	無料	無料																									
<施設検診>	費用	助成額																																																																																	
基本健康診査	2,900円	1,450円																																																																																	
大腸がん検診	1,300円	650円																																																																																	
子宮がん検診 頸部	2,000円	1,000円																																																																																	
子宮がん検診 体部	1,100円	550円																																																																																	
胃がん検診	3,400円	1,700円																																																																																	
乳がん検診	900円	450円																																																																																	
成人歯科検診	500円	250円																																																																																	
肝炎ウイルス検診	1,200円	600円																																																																																	
前立腺がん検診	700円	350円																																																																																	
<集団検診>																																																																																			
大腸がん検診	500円	250円																																																																																	
子宮がん検診 頸部	600円	300円																																																																																	
胃がん検診	900円	450円																																																																																	
乳がん検診	300円	150円																																																																																	
肺がん検診	700円	350円																																																																																	
肝炎ウイルス検診	800円	400円																																																																																	
前立腺がん検診	600円	300円																																																																																	
結核検診	無料	無料																																																																																	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く2か年度、現行のとおりとする。		<p>給付内容</p> <table border="1"> <tr> <td>療養の給付及び療養費</td> <td>3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>1件 50,000円</td> </tr> <tr> <td>出産育児一時金</td> <td>1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)</td> </tr> <tr> <td>総合健康診断(一日人間ドック助成)</td> <td>1年以上国民健康保険加入者で35歳から70歳未満の者を対象 1人 25,000円</td> </tr> </table>	療養の給付及び療養費	3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)	高額療養費	国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による	葬祭費	1件 50,000円	出産育児一時金	1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)	総合健康診断(一日人間ドック助成)	1年以上国民健康保険加入者で35歳から70歳未満の者を対象 1人 25,000円																																																																						
療養の給付及び療養費	3歳未満 8割 3歳以上70歳未満 7割 70歳以上 9割(但し一定以上所得者 8割)																																																																																		
高額療養費	国民健康保険法第57条の2及び国民健康保険法施行令第29条の2・3・4による																																																																																		
葬祭費	1件 50,000円																																																																																		
出産育児一時金	1件 300,000円 (妊娠月数が4カ月以上であれば死産・流産でも支給)																																																																																		
総合健康診断(一日人間ドック助成)	1年以上国民健康保険加入者で35歳から70歳未満の者を対象 1人 25,000円																																																																																		

調整方針案		新潟市	巻町																																																																														
新潟市		<p>1 第1号被保険者の保険料</p> <p>(1) 保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・本人が生活保護受給者</td> <td>18,300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が市民税非課税者</td> <td>31,900円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が市民税非課税で、同居世帯員に市民税課税者がいる人</td> <td>45,600円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が市民税課税で、合計所得金額200万円未満の人</td> <td>59,200円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が市民税課税で、合計所得金額200万円以上の人</td> <td>63,800円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人が市民税課税で、合計所得金額250万円以上の人</td> <td>77,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 普通徴収の納期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>納期</th> <th>(-確定賦課-)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>4月16日～同月30日</td> <td>第7期 10月16日～同月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>5月16日～同月31日</td> <td>第8期 11月16日～同月30日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>6月16日～同月30日</td> <td>第9期 12月16日～同月28日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>7月16日～同月31日</td> <td>第10期 翌年1月16日～同月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>8月16日～同月31日</td> <td>第11期 翌年2月16日～同月末日</td> </tr> <tr> <td>第6期</td> <td>9月16日～同月30日</td> <td>第12期 翌年3月16日～同月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 独自減免 介護保険料の独自減免</p> <p>【対象者】 …… 保険料第2段階の方(境界層該当者を除く)のうち、次の全ての条件に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民税課税上、被扶養者になっていないこと。 世帯全体の年間収入が生活保護の基本的な生活扶助費の合計額以下であること。 (15年度生保基準では、1人世帯949,470円、1人当たり469,130円加算) 世帯全体の預金額が下記の額以下であること。 1人世帯 …… 1人世帯の年収上限以下(15年度生保基準なら 949,470円以下) 2人以上の世帯 …… 2人世帯の年収上限以下(15年度生保基準なら1,418,600円以下) 親子、孫、兄弟、同居親族で扶養してくれる人がいないこと。 自宅以外の売却資産(土地、家屋等)がないこと。(自宅の固定資産評価額が2,700万円未満) 自家用車を所有していないこと(世帯全体)。 介護保険料、市税を滞納していないこと。 <p>【減免額】 …… 保険料第2段階31,900円/年を、第1段階相当18,300円/年に軽減する。</p> <p>2 給付内容 国の基準と同じ</p>	段階	対象者	16年度	第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・本人が生活保護受給者	18,300円	第2段階	世帯全員が市民税非課税者	31,900円	第3段階	本人が市民税非課税で、同居世帯員に市民税課税者がいる人	45,600円	第4段階	本人が市民税課税で、合計所得金額200万円未満の人	59,200円	第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額200万円以上の人	63,800円	第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額250万円以上の人	77,400円	期	納期	(-確定賦課-)	第1期	4月16日～同月30日	第7期 10月16日～同月31日	第2期	5月16日～同月31日	第8期 11月16日～同月30日	第3期	6月16日～同月30日	第9期 12月16日～同月28日	第4期	7月16日～同月31日	第10期 翌年1月16日～同月31日	第5期	8月16日～同月31日	第11期 翌年2月16日～同月末日	第6期	9月16日～同月30日	第12期 翌年3月16日～同月31日	<p>1 第1号被保険者の保険料</p> <p>(1) 保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段階</th> <th>対象者</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>・世帯全員が町民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・本人が生活保護受給者</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯全員が町民税非課税者</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>本人が町民税非課税で、同居世帯員に町民税課税者がいる人</td> <td>42,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人が町民税課税で、合計所得金額200万円未満の人</td> <td>52,500円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人が町民税課税で、合計所得金額200万円以上の人</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 普通徴収の納期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>納期</th> <th>(-確定賦課-)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1期</td> <td>5月16日～同月31日</td> <td>第6期 10月16日～同月31日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>6月16日～同月30日</td> <td>第7期 11月16日～同月30日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>7月16日～同月31日</td> <td>第8期 12月16日～同月25日</td> </tr> <tr> <td>第4期</td> <td>8月16日～同月31日</td> <td>第9期 翌年1月16日～同月31日</td> </tr> <tr> <td>第5期</td> <td>9月16日～同月30日</td> <td>第10期 翌年2月16日～同月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 独自減免 なし</p> <p>2 給付内容 国の基準と同じ</p>	段階	対象者	16年度	第1段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・本人が生活保護受給者	21,000円	第2段階	世帯全員が町民税非課税者	31,500円	第3段階	本人が町民税非課税で、同居世帯員に町民税課税者がいる人	42,000円	第4段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円未満の人	52,500円	第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円以上の人	63,000円	期	納期	(-確定賦課-)	第1期	5月16日～同月31日	第6期 10月16日～同月31日	第2期	6月16日～同月30日	第7期 11月16日～同月30日	第3期	7月16日～同月31日	第8期 12月16日～同月25日	第4期	8月16日～同月31日	第9期 翌年1月16日～同月31日	第5期	9月16日～同月30日	第10期 翌年2月16日～同月末日
段階	対象者	16年度																																																																															
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・本人が生活保護受給者	18,300円																																																																															
第2段階	世帯全員が市民税非課税者	31,900円																																																																															
第3段階	本人が市民税非課税で、同居世帯員に市民税課税者がいる人	45,600円																																																																															
第4段階	本人が市民税課税で、合計所得金額200万円未満の人	59,200円																																																																															
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額200万円以上の人	63,800円																																																																															
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額250万円以上の人	77,400円																																																																															
期	納期	(-確定賦課-)																																																																															
第1期	4月16日～同月30日	第7期 10月16日～同月31日																																																																															
第2期	5月16日～同月31日	第8期 11月16日～同月30日																																																																															
第3期	6月16日～同月30日	第9期 12月16日～同月28日																																																																															
第4期	7月16日～同月31日	第10期 翌年1月16日～同月31日																																																																															
第5期	8月16日～同月31日	第11期 翌年2月16日～同月末日																																																																															
第6期	9月16日～同月30日	第12期 翌年3月16日～同月31日																																																																															
段階	対象者	16年度																																																																															
第1段階	・世帯全員が町民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・本人が生活保護受給者	21,000円																																																																															
第2段階	世帯全員が町民税非課税者	31,500円																																																																															
第3段階	本人が町民税非課税で、同居世帯員に町民税課税者がいる人	42,000円																																																																															
第4段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円未満の人	52,500円																																																																															
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額200万円以上の人	63,000円																																																																															
期	納期	(-確定賦課-)																																																																															
第1期	5月16日～同月31日	第6期 10月16日～同月31日																																																																															
第2期	6月16日～同月30日	第7期 11月16日～同月30日																																																																															
第3期	7月16日～同月31日	第8期 12月16日～同月25日																																																																															
第4期	8月16日～同月31日	第9期 翌年1月16日～同月31日																																																																															
第5期	9月16日～同月30日	第10期 翌年2月16日～同月末日																																																																															
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。																																																																																

保健福祉
介護保険
高額介護サービス費貸付等事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>受領委任払い制度を実施している。</p> <p>(高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費については、受領委任払いによる現物給付化を実施している。)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健・衛生 / 母子保健事業
妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査</p> <p>(1) 妊婦保健指導事業(母子健康手帳の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域保健福祉センター会場において毎月1回実施。 ・ 交付日に妊婦保健指導, 母子保健サービス等の説明, あわせて歯科健診を実施。 ・ 交付日に都合のつかない場合は, 保健所, 各地域保健福祉センターで, 随時交付(歯科健診なし) <p>(2) 妊婦の委託健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託券は母子健康手帳交付時に配付。3枚複写(母子健康手帳控・医療機関控・請求書) ・ 妊娠中に2回県内委託医療機関で健康診査を無料で行う(前期19週まで, 後期30週頃)。 ・ 前期にB型肝炎検査も実施。(前期委託券に含む) ・ 出産予定日において, 35歳以上の妊婦には, 超音波検査券(無料)を交付し, 後期に使用してもらう。 ・ ひと月分を翌月20日までに請求し, 翌々月15日に支払う(土・日・祝日の場合は翌日)。 	<p>妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査</p> <p>(1) 妊婦保健指導事業(母子健康手帳の交付)</p> <p>役場にて随時交付</p> <p>(2) 妊婦の委託健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託券は母子健康手帳交付時に配付。 ・ 妊娠中に2回県内委託医療機関で健康診査を無料で行う(前期19週までに, 後期28週以降)。 ・ 前期にB型肝炎検査も実施。 ・ 出産予定日において, 35歳以上の妊婦には, 超音波検査券(無料)を交付し, 後期に使用してもらう。 ・ ひと月分を翌月20日までに請求し, 翌々月15日に支払う(日・祝日の場合は翌日)。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		健康教室事業 安産教室(東・南・石山・中央・坂井輪地域保健福祉センターで3回1コースを年間約36回実施) マタニティおすすめ栄養教室(東・南・中央・坂井輪地域保健福祉センターで1回1コースを年12回実施) 幼児食講習会(東・南・中央・坂井輪・黒埼地域保健福祉センターで2回1コースを年13回実施) はじめての離乳食講習会(9地域保健福祉センターで年68回実施) ステップ離乳食(中後期)(東・南・石山・中・中央・坂井輪地域保健福祉センターで年24回実施)	健康教育事業 離乳食相談会(5・6ヶ月児対象。保健センターで毎月1回開催) ころころ健康講座(子育て支援センター「どんぐりの舎」で毎月1回開催)
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																										
新潟市		医療費の助成 (1)妊産婦医療費助成事業 ・所得税非課税世帯の妊産婦に対し、保険診療に対する医療費の自己負担額を助成する。 ・市単事業 ・本人からの申請に基づき、保険診療の自己負担額から通院は受診日1日につき530円(5回目以降は無料)、入院は1日につき1200円、指定訪問看護は1日につき250円を除いた額を助成する。 ・助成期間は申請の翌月から出産の翌月まで。 (2)幼児医療費助成 ・1～6歳児就学前の保護者に対し、保険診療に対する医療費の自己負担額を助成する。 所得制限あり(児童手当特例給付に準拠) 入院 1～3歳児:県単事業 4～6歳児就学前:市単事業 通院 1～2歳児:県単事業 3～6歳児就学前:市単事業 ・保険診療の自己負担額から通院は受診日1日につき530円(5回目以降は無料)、入院は1日につき1200円、指定訪問看護は1日につき250円を除いた額を助成する。 ・入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証交付者のみ助成する。(市単)	医療費の助成 (1)妊産婦医療費助成事業 制度なし (2)幼児医療費助成 ・1～6歳児就学前の保護者に対し、保険診療に対する医療費の自己負担額を助成する。所得制限なし 入院 1～3歳児:県単事業(所得制限超町事業) 4～6歳児就学前:町単事業 通院 1～2歳児:県単事業(所得制限超町事業) ・保険診療の自己負担額から通院は受診日1日につき530円(5回目以降は無料)、入院は1日につき1,200円、指定訪問看護は1日につき250円を除いた額を助成する。 ・入院時食事療養費について助成なし																																										
巻町	新潟市の制度に統一する。	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳(就学前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;"> 部分は県の単独事業分 部分は市の単独事業分 下段は所得制限を超えた対象者の取り扱い </p>	対象年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)	入院							通院							<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>6歳(就学前)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院</td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> </tr> <tr> <td>通院</td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> <td style="background-color: #e0e0e0;"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;"> 部分は県の単独事業分 部分は町の単独事業分 下段は所得制限を超えた対象者の取り扱い </p>	対象年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)	入院							通院						
対象年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)																																							
入院																																													
通院																																													
対象年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(就学前)																																							
入院																																													
通院																																													

保健福祉
保健・衛生 / 母子保健事業
乳幼児発達相談事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>乳幼児健康指導事業(すくすく健診)</p> <p>目的 乳幼児の発育、発達上の問題を、早期発見し対応する。 経過観察が必要な児の発達経過確認の場、および、その親に対して医療機関・療育機関につながるまでのフォローの場とする。</p> <p>対象 心理面で継続フォロー及び経過をみる必要のある児 各健診や育児相談、訪問、低出生体重児などから、診察または継続指導が必要とされた児 未情報の児</p> <p>内容 ・月2～3回実施 ・保護者と個別面接。 ・自由遊びや集団遊び(親子遊び含む)の場を設け、遊んでいる様子を確認。 ・親同士のグループワークで交流をはかる。 ・計測・診察は希望制。</p>	<p>制度なし</p> <p>『療育教室』については、障害福祉課:こども発達相談事業で調整。</p>
巻町	新潟市の制度を適用する。		

保健・衛生 / 母子保健事業
乳幼児健康診査事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>乳幼児の健康診査</p> <p>(1)健康審査 ・3か月健診,10か月健診(医療機関に委託) ・1歳6か月児健診,3歳児健診(各地域保健福祉センターで毎月1回実施) ・股関節検診(2～4か月児対象).....2,800円(超音波検査有) 市内5か所(東・中央・南・石山・坂井輪地域保健福祉センターで年54回実施)</p> <p>(2)経過観察 ・乳幼児健康指導事業経過観察を必要とする乳幼児の健康相談を実施 ・保健師による家庭訪問などを実施</p> <p>(3)精密健康診査 ・健康診査の結果,精密健康診査が必要とされた者に対して実施(医療機関委託)</p>	<p>乳幼児の健康診査</p> <p>(1)健康診査 ・6ヶ月児健診(医療機関に委託) ・3・4ヶ月児健診,1歳6ヶ月児健診,3歳児健診(保健センターで毎月1回実施) ・股関節健診(3・4ヶ月児健診時整形外科医により実施)</p> <p>(2)経過観察 ・翌月の各種健診や相談に再度受診させる。 ・保健師による家庭訪問などを実施。</p> <p>(3)精密健康診査 ・健康診査の結果,医師が精密健康診査が必要と診断した者に対して実施(医療機関委託)</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
 保健・衛生 / 母子保健事業
 妊産婦・新生児家庭訪問事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		家庭訪問 (1) 新生児等訪問指導事業 ・新生児2回,産婦1~3回(ハイリスク産婦等)訪問実施。 (2) 低体重児訪問指導事業 ・低出生体重児とその保護者に対し,保健師・助産師が訪問する。	家庭訪問 (1) 新生児等訪問指導事業 ・新生児1~2回,産婦1回,助産師が訪問。 ・希望妊婦に対し保健師・助産師が訪問する。 (2) 低体重児訪問指導事業 ・低出生体重児とその保護者に対し,保健師・助産師が訪問する。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健・衛生 / 母子保健事業
 育児等相談事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		相談事業 (1) 育児相談事業 育児相談事業として個別相談を実施。 多胎児支援として,多胎児を妊娠中の方とその家族または4歳未満の多胎児を持つ親と家族の支援。 歯科・栄養相談併設。	相談事業 (1) 育児相談事業 マミーズ・カフェ(初産・経産、週数を問わない妊婦の集い) ママのなんでも相談(来所相談)(妊婦・産婦・保護者・日中のみの保育者など、毎月1回。予約で沐浴実習、妊婦疑似体験も実施。他、随時の相談も受けている) ママのもしも相談(電話相談。妊婦、産婦、保護者等日中のみの保護者など月1回。ほか随時の相談も受けている。) ママのなんでも相談(電話相談) 離乳食相談会(離乳食に関する相談。予防接種、事故防止などの健康教育。離乳食の試食。希望者のみ身体計測) もうすぐお誕生ひろば(希望者のみ身体計測。発育・発達の相談。保育士による親子あそび・読み聞かせ。離乳食の試食) ベビーちゃんようこそデーへの参加(月1回栄養士が中心だが、必要時保健師も対応) 参加者の育児相談をうける。
巻町	新潟市の制度に統一する。	(2) 思春期・更年期相談事業 思春期の子どもを持つ親のセミナーを実施。 中高年の女性の健康セミナーを実施。 女性の健康なんでも相談事業で個別相談を実施。 (3) 母体保護相談 母体保護相談 2~4か月児を持つ親(主に産婦)を対象に実施する(股関節検診に併設)。 遺伝相談	(2) 思春期・更年期相談事業 思春期の子どもを持つ親のセミナーを実施 は、特に実施していない。 日は設けず、随時相談を受けている。 (3) 母体保護相談 制度なし

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>健康診査・がん検診 対象者はいずれも職場等で受診の機会のない者</p> <p>(1) 基本健康診査 ア 施設検診 ・ 一次検査: 問診, 身体計測, 血圧測定, 検尿, 血液検査, ヘモグロビンA1c, ほか ・ 選択検査: 循環器検査(心電図, 眼底)血液検査(糖負荷, ALP, 尿素窒素, 血清尿酸) 60歳以上のみ聴力検査, 腰椎X線検査, 膝関節X線検査 ・ 対象年齢: 40歳以上 ・ 自己負担額: 2,900円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 医療機関で通年 イ 集団検診(黒埼地区のみ実施) ・ 一次検査: 問診, 身体計測, 血圧測定, 検尿, 血液検査 ・ 選択検査: 循環器検査(心電図, 眼底), 血液検査(ヘモグロビンA1c) ・ 対象年齢: 19歳以上 ・ 自己負担額: 循環器検査は500円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 集団検診会場で7月実施</p> <p>(2) 胃がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 胃部X線直接撮影または胃部内視鏡 ・ 対象年齢: 40歳, 45歳, 50歳以上 ・ 自己負担額: 3,400円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 医療機関で通年 イ 集団検診 ・ 内容: 胃部X線間接撮影 ・ 対象年齢: 40歳以上 ・ 自己負担額: 900円, ただし, 60歳以上は無料 ・ 実施方法: 検診車で4月~11月実施</p> <p>(3) 子宮がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 視診, 子宮頸部及び体部細胞診検査 ・ 対象: 30歳以上の女性 ・ 自己負担額: 頸部のみ2,000円, 体部も受診の場合は3,100円(60歳以上無料) ・ 実施方法: 医療機関で通年 イ 集団検診(市内周辺部) ・ 内容: 視診, 子宮頸部細胞診検査 ・ 対象: 30歳以上の女性 ・ 自己負担額: 600円, ただし60歳以上は無料 ・ 実施方法: 検診車で6月, 11月実施</p> <p>(4) 肺がん検診 ・ 内容: 胸部X線間接撮影, 喀痰検査(高危険群のみ) ・ 対象: 40歳以上の結核住民検診者 ・ 自己負担額: 喀痰検査を実施した場合のみ700円 ただし60歳以上は無料 ・ 実施方法: 検診車で4月~11月実施</p> <p>(5) 大腸がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 免疫便潜血検査(2日法) ・ 対象年齢: 40歳以上 ・ 自己負担額: 1,300円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 医療機関で通年 イ 集団検診(笠木, 中野小屋, 黒埼地区) ・ 内容: 免疫便潜血検査(2日法) ・ 対象年齢: 40歳以上 ・ 自己負担額: 500円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 集団検診会場で6月, 7月実施</p>	<p>健康診査・がん検診 対象者はいずれも職場等で受診の機会のない者。 検診を希望する者は前年度1~3月に申込をする。</p> <p>(1) 基本健康診査 ア 施設検診 実施なし</p> <p>イ 集団検診 ・ 一次検査: 問診, 身体計測, 血圧測定, 検尿, 血液検査 ・ 選択検査: 循環器検査(心電図, 眼底), 血液検査(ヘモグロビンA1c) ・ 対象年齢: 19歳以上 ・ 自己負担額: 1,000円 (75歳以上, 生活保護世帯は無料) ・ 実施方法: 各地区の検診会場で5月下旬~6月上旬に実施</p> <p>(2) 胃がん健診 ア 施設健診 実施なし</p> <p>イ 集団検診 ・ 内容: 胃部X線間接撮影 ・ 対象年齢: 19歳以上 ・ 自己負担額: 700円(75歳以上, 生活保護世帯は無料) ・ 実施方法: 検診車で9月実施。</p> <p>(3) 子宮がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 視診, 子宮頸部及び体部細胞診検査 ・ 対象: 19歳以上の女性 ・ 自己負担額: 頸部のみ1,200円, 体部も受診の場合は2,000円(75歳以上, 生活保護世帯無料) ・ 実施方法: 医療機関で9~11月 イ 集団検診 なし</p> <p>(4) 肺がん検診 ・ 内容: 胸部X線間接撮影, 喀痰検査(高危険群のみ) ・ 対象: 40歳以上の結核住民検診者 ・ 自己負担額: 喀痰検査を実施した場合のみ500円 ただし75歳以上, 生活保護世帯は無料 ・ 実施方法: 検診車で5月下旬~6月上旬に実施(会場は基本健康診査会場と同じ)受けられなかった方は10月にも実施</p> <p>(5) 大腸がん検診 ア 施設検診 なし</p> <p>イ 集団検診 ・ 内容: 免疫便潜血検査(2日法) ・ 対象年齢: 19歳以上 ・ 自己負担額: 500円(75歳以上, 生活保護世帯は無料) ・ 実施方法: 集団検診会場で5~6月, 9~10月実施</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし, 集団検診については, 合併年度とそれに続く2か年度は実施する。		

調整方針案	新潟市	巻町
	<p>(6) 乳がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 視・触診検査 ・ 対象: 30歳以上の女性 ・ 自己負担額: 900円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 医療機関で通年 イ (1) 集団検診 ・ 内容: マンモグラフィ(乳房X線撮影) ・ 対象: 50,55,60,65,70歳の女性 ・ 自己負担額: 900円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 検診車で4月～1月実施 (2) 集団検診(笠木, 中野小屋地区) ・ 内容: 視・触診検査 ・ 対象: 30歳以上の女性 ・ 自己負担額: 300円(60歳以上は無料) ・ 実施方法: 集団検診会場で6月実施</p> <p>(7) 前立腺がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 血液検査(血液中の前立腺特異抗原PSA検査) ・ 対象: 50歳以上の男性(対象年齢は5歳間隔) ・ 自己負担額: 700円 ・ 実施方法: 基本健診時に実施 イ 集団検診(黒埼地区のみ実施) ・ 内容: 血液検査(血液中の前立腺特異抗原PSA検査) ・ 対象: 50歳以上の男性(対象年齢は5歳間隔) ・ 自己負担額: 600円 ・ 実施方法: 基本健診時に実施</p> <p>(8) 糖尿病検診 ア 施設検診…実施なし イ 集団検診…実施なし</p> <p>(9) 若年者等の血液検査等 ア 施設検診…実施なし イ 集団検診…19～39歳については, 基本健康診査(黒埼地区のみ)で実施</p> <p>(10) C型肝炎検査 ア 施設検診 ・ 内容 節目検診: 基本健康診査の採血時に, C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査を併せておこなう。 二次検診: 基本健康診査の肝機能検査の結果, C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査を実施。 外科的処置済者等検診: 節目検診と同じ ・ 対象 節目検診: 基本健康診査受診者の40・45・50・55・60・65・70歳の人 二次検診: 基本健康診査受診結果が, GPT要指導領域にあった人 外科的処置済者等検診: 広範な外科的処置等を受けたことのあった人 ・ 自己負担額 節目検診 1,200円 二次検診 1,800円 外科的処置済者等検診 1,200円(全て60歳以上は無料) ・ 実施方法 医療機関で通年 イ 集団検診(黒埼地区のみ実施) ・ 内容 上記施設検診の節目検診, 外科的処置済者等検診の内容と同じ ・ 対象 上記施設検診の節目検診, 外科的処置済者等検診の対象と同じ ・ 自己負担額 節目検診 800円 外科的処置済者等検診 800円(全て60歳以上は無料) ・ 実施方法 集団検診会場で7月実施</p>	<p>(6) 乳がん検診 ア 施設検診 ・ 内容: 視・触診検査 ・ 対象: 19歳以上の女性 ・ 自己負担額: 500円(75歳以上、生活保護世帯は無料) ・ 実施方法: 医療機関で9～11月 イ 集団検診 なし</p> <p>(7) 前立腺がん検診 ア 施設検診…実施なし イ 集団検診…実施なし</p> <p>(8) 糖尿病検診 ア 施設検診…実施なし イ 集団検診…実施なし</p> <p>(9) 若年者等の血液検査等 ア 施設検診…実施なし イ 集団検診…19～39歳については, 基本健康診査で実施</p> <p>(10) C型肝炎検査 ア 施設検診 ・ 内容 二次検診: 基本健康診査の肝機能検査の結果, C型肝炎ウイルス検査及びB型肝炎ウイルス検査を実施。 外科的処置済者等検診: 実施せず ・ 対象 二次検診: 基本健康診査結果でGPT症度2にあった人 ・ 自己負担額 節目検診 無料 二次検診 1000円(70歳以上, 住民税非課税世帯は無料) ・ 実施方法 二次検診: 医療機関で11・12月実施 イ 集団検診 ・ 内容 節目検診, 二次検診: 上記施設検診と同じ 外科的処置済者等検診: 二次検診と同じ ・ 対象 節目検診, 二次検診: 上記施設検診と同じ 外科的処置済者等検診: 広範な外科的処置等を受けたことのあった人, H9～13年の基本健診結果で肝機能異常を指摘されたことがある人, 妊娠・分娩時多量に出血がある人 ・ 自己負担額 節目検診, 二次検診: 上記施設検診と同じ 外科的処置済者等検診: 二次検診と同じ ・ 実施方法 節目検診: 集団検診会場で5・6月実施 二次検診, 外科的処置済者等検診: 医療機関で7・8月実施</p>

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	フッ素塗布事業については、集団、施設併用方式で実施する。	<p>(1) 幼児歯科健診 対象 1歳児, 1歳6か月児, 3歳児 内容 地域保健福祉センターで、歯科健診、歯科保健指導および希望者にフッ素塗布を実施。</p> <p>(2) フッ素塗布等 フッ素塗布 対象 4歳未満児 内容 地域保健福祉センターで、希望者に実施。 (歯科健診、歯科保健指導も含む) 自己負担 1,020円</p> <p>フッ素洗口 対象 A 4歳児から就学まで(4・5歳児) B フッ素洗口実施の4条件を満たす学校の希望者 内容 A 公立及び私立保育園38施設で希望者に実施。無料 B 市立学校16校(小学校15校, 中学校1校)の希望者に実施。無料 [フッ素洗口実施の4条件] ア 教職員の共通理解が得られること イ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の相互協力が得られること ウ 大方の保護者の賛同が得られること エ 継続して実施できること</p> <p>(3) 妊婦歯科健診 対象 妊婦 内容 地域保健福祉センターで、母子健康手帳交付時に併せて歯科健診、歯科保健指導を実施。</p> <p>(4) 障害者要介護者歯科保健事業(訪問歯科健診・診療事業) 対象 在宅寝たきり者, 在宅重度障害者 内容 通院の困難な在宅寝たきり者および在宅重度障害者に対して、歯科医師による訪問歯科健診と歯科診療を実施。健診は無料、治療は原則保険診療</p>	<p>(1) 幼児歯科健診 対象 1歳6か月児, 2歳児, 3歳児 内容 巻町保健センターで、歯科健診、歯科保健指導を実施。(2歳児歯科健診に併設して、保護者で希望者にも歯科健診、歯科保健指導を実施)</p> <p>(2) フッ素塗布等 フッ素塗布 制度なし</p> <p>フッ素洗口 越前小学校で実施。</p> <p>(3) 妊婦歯科健診 対象 妊婦 内容 指定の健診機関で歯科健診、歯科保健指導を実施。 (母子健康手帳発行時に同時に妊婦歯科健康診査受診票を交付)</p> <p>(4) 訪問歯科健診・診療事業(実施主体は新潟県) 対象 在宅寝たきり者, 在宅重度障害者 内容 通院の困難な在宅寝たきり者および在宅重度障害者に対して、歯科医師による訪問歯科健診と歯科診療を実施。健診は無料、治療は原則保険診療</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>(5) 訪問口腔衛生指導 対象 40歳以上で在宅で口腔状態の改善が必要な者(介護保険非該当者) 内容 歯科衛生士が訪問による口腔衛生指導を実施。</p> <p>(6) 成人歯科健診 対象 40歳, 50歳 内容 市内の委託歯科医療機関で歯科健診、指導を実施 自己負担 500円 新潟市国保加入者 半額 市民税非課税世帯, 生活保護世帯 無料</p> <p>(7) 保育園・学校等における歯科保健事業 ・私立幼稚園巡回歯科指導(歯科衛生士が訪問指導) ・障害者要介護者歯科保健事業(障害者歯科保健事業) (こども相談センター, 心身障害者小規模福祉施設, 精神障害者通所作業訓練所, 精神障害者授産施設において歯科健診を実施。) ・市立幼稚園・学校巡回歯科指導(歯科衛生士が訪問指導) ・乳児園を除く公私立認可保育園へ3年に1回の割合で巡回歯科指導(歯科衛生士が訪問指導)</p>	<p>(5) 訪問口腔衛生指導(実施主体は新潟県) 対象 歯科保健サービスを受けることが困難な在宅の寝たきり者及び重度障害者等 口腔ケア指導を希望する介護保険法第7条第11項に基づく指定通所介護事業所職員 内容 ア歯科健診 イ保護者, 介護者及び指定通所介護事業所職員に対する健康教育, 口腔ケア指導</p> <p>(6) 成人歯科健診 制度なし</p> <p>(7) 保育園・学校等における歯科保健事業 制度なし</p>

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>ツベルクリン反応検査とBCG</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生後3ヶ月～4歳未満の間に1回実施。「陰性」の場合、BCG接種。 集団接種 <p>急性灰白髄炎(ポリオ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生後3か月～7歳半未満までの間に、6週間以上の間隔を置いて、2回経口投与。 集団接種 <p>三種混合(百日せき,ジフテリア,破傷風)</p> <p>1期初回...生後3か月～7歳半未満の間に、3週間から8週間の間隔で3回接種。 1期追加...1期初回終了後6ヶ月以上の間隔を置いて1回接種。 2期.....ジフテリア,破傷風の免疫効果を保持・強化するため11歳以上13歳未満に追加接種。 市委託医療機関で接種</p> <p>日本脳炎</p> <p>1期初回...3歳～7歳半未満の間に1週間から4週間の間隔で2回接種。 1期追加...1期初回完了後概ね1年おいて1回接種 2期.....9歳以上13歳未満で1回接種 3期.....14歳以上16歳未満で1回接種 市委託医療機関で接種</p>	<p>ツベルクリン反応検査とBCG</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生後3ヶ月～4歳未満の間に1回実施。「陰性」の場合、BCG接種。 集団接種 <p>急性灰白髄炎(ポリオ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生後3か月～7歳半未満までの間に、6週間以上の間隔を置いて、2回経口投与。 集団接種 <p>三種混合(百日せき,ジフテリア,破傷風)</p> <p>1期初回...生後3か月～7歳半未満の間に、3週間から8週間の間隔で3回接種。 1期追加...1期初回終了後6ヶ月以上の間隔を置いて1回接種。 町委託医療機関で個別接種 2期.....ジフテリア,破傷風の免疫効果を保持・強化するため小学校6年生に追加接種。 集団接種 (集団接種でできなかった児は、11歳以上13歳未満に町委託医療機関で個別接種)</p> <p>日本脳炎</p> <p>1 期初回...3歳～7歳半未満の間に1週間から4週間の間隔で2回接種。 1 期追加...1 期初回完了後概ね1年おいて1回接種 2 期.....小学校4年生で受診勧奨(9歳以上13歳未満で1回接種) 3 期.....中学生3年生で受診勧奨(14歳以上16歳未満) 町委託医療機関で接種</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>麻しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳～7歳半未満の間に、1回接種 市委託医療機関で接種 <p>風しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳～7歳半未満の間に1回接種。 市委託医療機関で接種 <p>インフルエンザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のインフルエンザ予防のため、市内に住所を有する者で、接種する当日に満65歳に達している者及び60歳以上65歳未満であって、心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者。 接種期間は、10月1日から11月30日までの間に接種を受けるよう勤めるが、実施期間としては10月1日から翌年3月31日まで。 自己負担額は、1,050円(生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料) 市委託医療機関で接種 	<p>麻しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳～7歳半未満の間に、1回接種 町委託医療機関で接種 <p>風しん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳～7歳半未満の間に1回接種。 町委託医療機関で接種 <p>インフルエンザ(新潟市同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のインフルエンザ予防のため、町内に住所を有する者で、接種する当日に満65歳に達している者及び60歳以上65歳未満であって、心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する者。 接種期間は、10月1日から11月30日までの間に接種を受けるよう勤めるが、実施期間としては10月1日から翌年3月31日まで。自己負担額は、1,050円(生活保護世帯は無料) 町委託医療機関で接種

保健福祉
保健・衛生 / その他の事業
骨粗しょう症予防事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>骨粗しょう症予防事業</p> <p>検査項目 骨密度測定(骨塩定量検査), 身体計測, 問診, 血液検査・尿検査(選択制)</p> <p>対象 ・ 18歳以上の市民</p> <p>使用料 ・ 骨塩定量検査 640円 ・ 骨塩定量検査 + 尿検査(220円) 860円 ・ 骨塩定量検査 + 血液検査(650円) 1,290円 ・ 骨塩定量検査 + 血液検査 + 尿検査 1,510円</p> <p>その他 ・ 実施場所 9地域保健福祉センター ・ 健診回数 34回 ・ 事後指導会 17回</p> <p>(健診結果に基づいて, 医師及び栄養士, 保健師等による指導会を実施)</p>	<p>骨粗しょう症予防事業</p> <p>検査項目 問診(身長・体重を含む), 骨密度測定</p> <p>対象 ・ 19歳以上59歳以下(年度末年齢)</p> <p>検診料 700円</p> <p>その他 実施機関 新潟県保健衛生センター 検診期間 5/26(水)~6/8(火) 基本健診に合わせて実施 結果説明会 (基本健診の結果説明会と同時開催。保健師が説明・相談・指導を行っている) 検診受診時に骨粗しょう症予防のパンフレットを受診者に配布。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健・衛生 / 老人保健事業
健康教育事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>・ がん予防講習会, 動脈硬化予防教室, 健康栄養セミナー, 長寿ライフセミナー, 成人歯科健康教室などの集団健康教育のほか, 個別健康教育を保健所や地域保健福祉センターなどで実施</p> <p>・ 自治会, 婦人会, 老人クラブなどの地域からの依頼を受けた健康教育も実施</p>	<p>・ 健康講演会の実施 年2回 保健センターにて 痴呆予防のテーマ 口腔ケア ~ お口の中の健康 糖尿病予防のテーマ</p> <p>・ 大正の家 ふれあい広場 対象: 全地区(会場まで自力で歩いてこられる方) 日時: 毎月第2第4月曜日の午前中(場合によっては1日) 内容: 血圧測定・健康相談・健康教育・ストレッチ体操・レクリエーション・創作等 国保 10/10 補助事業である。(内容はB型機能訓練)</p> <p>・ リフレッシュ教室 (基本健康診査及び国保人間ドックの事後フォローとして実施) 国保 10/10 補助事業である。(労働衛生医学協会に全面委託)</p> <p>・ 地区福祉会, 老人クラブ, 婦人会, JA婦人部他関係機関などから依頼を受けた健康教育も実施</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし, 合併年度に限り, 現行のとおりとする。		

保健福祉
 保健・衛生 / 老人保健事業
 健康相談事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養食事相談, 生活習慣病関係の健康相談を地域保健福祉センターや自治会館・公民館などで実施 ・ 来所, 電話相談 (保健所, 各地域保健福祉センターで随時対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養食事相談, 生活習慣病関係の健康相談を保健センターで実施 ・ 来所, 電話相談 (役場, 保健センターで随時対応) ・ 基本健診結果指導会を期日を決め, 保健センター実施 検査結果の見方の説明 生活改善指導
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健・衛生 / 老人保健事業
 療養者訪問指導事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上で療養上の保健指導が必要であると認められる人及び, その家族に対し, 保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し, これらの人の心身機能の低下防止と, 健康の保持増進を図るために必要な指導を行う。 ・ 上記対象者のうち, より頻回な指導が必要な者に対し, 登録看護師を派遣し訪問指導を実施。 登録看護師の訪問 : 月4回 概ね6ヵ月間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上で療養上の保健指導が必要であると認められる人及び, その家族に対し, 保健師等が訪問して健康問題を総合的に把握し, これらの人の心身機能の低下防止と, 健康の保持増進を図るために必要な指導を行う。 ・ 地区担当保健師による訪問指導 ・ 臨時保健師、看護師による訪問指導 介護予防目的、ADL(体の機能)、IADL(生活機能)の維持、自立とQOL(生活の質)、介護者家族の健康管理を目的に、月1回から2回訪問指導を行う。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
保健・衛生 / 老人保健事業
機能訓練事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<ul style="list-style-type: none"> ・ 40歳以上で、心身の機能、言語機能が低下している人で介護保険サービスを利用していない人に対し、機能の維持回復に必要な訓練を無料で実施(送迎なし) ・ 対象 <ul style="list-style-type: none"> A型: 疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害や低下に対する訓練を行う必要がある人 B型: 老化等により心身機能が低下しているが、日常生活はほぼ自立しており独力での外出が可能な人 ・ 訓練実施施設 <ul style="list-style-type: none"> 大山台高齢者福祉センター シルバーピア石山 老人憩いの家阿賀浜荘 中央地域保健福祉センター入舟分室 西地域保健福祉センター 南地域保健福祉センター 坂井輪地域保健福祉センター 東地域保健福祉センター 黒埼地域保健福祉センター ・ 言語訓練実施施設 <ul style="list-style-type: none"> 市総合福祉会館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを予防するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態とならないことを目的とする。 (原則、介護保険サービスを利用していない方を対象) ・ 対象 <ul style="list-style-type: none"> A型 - 疾病、外傷その他の原因による身体又は精神機能の障害や低下に対する訓練を行う必要がある人。(送迎あり) B型 - 老化等により心身機能が低下している人で、当該者の日常生活自立度が「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」のランク」に相当する人。 (送迎なし) ・ 訓練実施施設: <ul style="list-style-type: none"> A型 - 保健センター B型 - 四ッ郷屋公民館 長生荘 いなほの家 鷲ノ木公民館 松野尾集落開発センター かすがい荘 13区集会場 すわの家
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後2年程度の間で段階的に調整する。		

保健・衛生 / その他の事業
健康づくり啓発普及事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>健康づくり啓発普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養、運動、休養の健康づくりを推進するため、地区組織と連携して各種講習会を実施。 さらに、地区組織の養成及び育成を実施。 地区組織 <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員 253人(H16年度) 運動普及推進委員 135人(") ・ 家庭の食事だけでなく外食も含めた総合的な食生活管理を目的に、特定給食施設指導や栄養成分表示等の普及を実施。 	<p>健康づくり啓発普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養、運動、休養の健康づくりを推進するため、地区組織と連携して各種講習会を実施。 地区組織 <ul style="list-style-type: none"> 1) 食生活改善推進協議会委員 99人(平成16年度) 2) 保健委員 各地区区長推薦 172人(平成16年度)
巻町	新潟市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業 <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員研修会 健康増進普及講習会 保健栄養学級 調理師研修会 保健機能食品等の相談及び研修会 特定給食施設の巡回及び研修会 栄養士、調理師免許経由事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業 <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進協議会委員研修会 健康づくり教室 一人暮らし老人配食サービス じょんのびの1日食事作りボランティア 保健委員研修会 各地区健康相談会ボランティア 各地区自主的な健康づくりや介護予防目的の会ボランティア 基本健診・各種検診従事 基本健診結果指導会従事

保健福祉
保健・衛生 / その他の事業
高齢者健康づくり事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>高齢者が寝たきりにならず、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で生活できるよう、インストラクターによる高齢者体操や保健師等による健康指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施会場 9地域保健福祉センター管内各1か所（年30回×9会場） 	<p>転倒予防教室 （ 転倒による寝たきりを防ぎ、要介護状態になるのを予防する。 目的を持ち、定期的に外出することにより生活にハリを持たせる。）</p> <p>以上の目的のために、高齢者向けの水中運動の実施・体験</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施会場 アクシーMAKI <p>国保10/10補助事業である。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。		

保健・衛生 / その他の事業
精神保健福祉事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<ol style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 相談員、精神科嘱託医による精神保健福祉相談（嘱託医は週2回：月1回の「うつ・ストレス相談」を含む）、酒害相談（月2回）を実施。 「生活支援相談」を毎週土曜日に実施。 精神障害者社会復帰事業 <ul style="list-style-type: none"> 保健所デイケア（20回/年）、退院者の集い（2回/年）など精神障害者に対する援助を行う。 精神障害者家族指導 <ul style="list-style-type: none"> 家族への知識の普及と交流のための家族教室（10回/年）や家族会指導を行う。 精神保健福祉ボランティア講座 <ul style="list-style-type: none"> 市民を対象に、正確な知識の普及とボランティアの育成、活動を行う（8回/年）。 新潟市精神保健福祉連絡協議会 <ul style="list-style-type: none"> 新潟市の精神保健福祉の推進と方策、保健・医療・福祉の相互の連携について、協議検討を行う。 精神保健福祉法関係事務 <ul style="list-style-type: none"> 入退院届・定期病状報告、通院医療費公費負担制度及び精神障害者保健福祉手帳の申請等の県への経由事務や、医療保護入院者の市長同意に関する事務を行う。 老人精神保健福祉相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 中高年期の精神的健康や痴呆について、相談員と精神科嘱託医による相談を実施（嘱託医は月2回）。 中高年対象の精神的健康に関する講演会（3回/年）を実施。 	<ol style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 相談員、精神科嘱託医による精神保健福祉相談（年2回実施5月・12月）。 保健師による心の健康相談（2ヶ月に1回）。 精神障害者社会復帰事業 制度なし 精神障害者家族指導 制度なし 精神保健福祉ボランティア講座 制度なし 新潟市精神保健福祉連絡協議会 制度なし 精神保健福祉法関係事務 <ul style="list-style-type: none"> 通院医療費公費負担制度及び精神障害者保健福祉手帳の申請等の県への経由事務や、医療保護入院者の町長同意に関する事務を行う。 老人精神保健福祉相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 中高年期の精神的健康や痴呆について、精神科嘱託医による相談を実施。 中高年対象の精神的健康に関する講演会（3回/年）を実施。 物忘れよるず相談会（年4回） すっきり教室
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
 保健・衛生 / その他の事業
 精神障害者医療費助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	今後、速やかに制度統一に向け検討する。	精神障害者入院医療費助成事業 ・精神障害者及び家族の経済的負担の軽減を図るため、精神科医療の入院費の一部を助成する。 健康保険加入者 新潟市に1年以上居住している者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 生計維持者の市民税課税標準額が700万円以下の者 他の法令で医療費の給付・助成を受けられない者 精神科病床に1ヵ月以上入院している者に対し、上限月額1万円を助成する。	精神障害者医療費助成事業 ・精神障害者に対し、医療費を助成することにより、治療を容易にし、もって社会復帰を促進する。 健康保険加入者 巻町に住所を有するもの 精神分裂病、そううつ病、てんかんの疾病の治療に要した費用を助成 生活保護法並びに措置の適用を受けていない保護義務者及び精神障害者の属する世帯の世帯主(但し、前年度所得により所得制限あり) (医療費自己負担額 - 10,000円) × 1/2 の額を助成 但し、最高助成額は14,000円
巻町	巻町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。		

保健・衛生 / その他の事業
 精神障害者ホームヘルパー派遣事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		精神障害者居宅介護等事業 ・精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、必要なサービスを提供する。 <対象者> 次のすべてに該当する人 ・精神障害者保健福祉手帳を所持し、または精神障害を事由とする障害年金を受給している在宅の精神障害者 ・精神障害により日常生活の営みに支障があり、サービスを必要とする者 ・精神疾患の主治医の指示のもとに通院し、継続した在宅生活が可能な程度に病状が安定している者 <派遣時間> 午前7時～午後6時まで	精神障害者居宅介護等事業 ・精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、必要なサービスを提供する。 <対象者> 次のすべてに該当する人 ・精神障害者保健福祉手帳を所持し、または精神障害を事由とする障害年金を受給している在宅の精神障害者 ・精神障害により日常生活の営みに支障があり、サービスを必要とする者 ・精神疾患の主治医の指示のもとに通院し、継続した在宅生活が可能な程度に病状が安定している者 <派遣時間> 午前8時30分～午後5時15分
巻町	新潟市の制度に統一する。	<費用> 生計中心者の前年の所得税額に応じて 1時間250円～950円(国基準) 生活保護世帯、前年所得税非課税世帯は無料 <指定事業者> 新潟市福祉公社	<費用> 生計中心者の前年の所得税額に応じて 1時間250円～950円(国基準) 生活保護世帯、前年所得税非課税世帯は無料 <指定事業者> 巻町社会福祉協議会

保健福祉
 保健・衛生 / その他の事業
 精神障害者短期入所事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		精神障害者短期入所事業 ・在宅の精神障害者を介護する者が一時的に介護することが困難になった時、精神障害者を精神障害者生活訓練施設(ショートステイ実施施設)で介護する。 対象者：在宅の精神障害者で、介護者が一時的に介護することが困難な者 利用期間：1回の利用は1週間以内(日帰り可) 利用者負担額：日額1,550円(飲食物費相当額) 生活保護者の場合で社会的利用のときは無料	精神障害者短期入所事業 ・在宅の精神障害者を介護する者が一時的に介護することが困難になった時、精神障害者を精神障害者生活訓練施設(ショートステイ実施施設)で介護する。 対象者：在宅の精神障害者で、介護者が一時的に介護することが困難な者 利用期間：1回の利用は1週間以内(日帰り可) 利用者負担額：日額1,550円(飲食物費相当額) 生活保護者の場合で社会的利用のときは無料
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健・衛生 / その他の事業
 精神障害者通所作業所等補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		1 精神障害者通所作業所等補助金 ・精神障害者通所作業所の運営に要する経費に対し、一定の基準に基づき一部を助成する。(8カ所) ・精神障害者通所授産施設「角田の里」「梨の里」の運営に要する経費に対し、一定の基準に基づき一部を助成する。 ・精神障害者通所授産施設「角田の里」「梨の里」の建設資金償還費の補助。 2 精神障害者地域生活支援施設補助金 ・精神障害者のいこいの場としての生活支援施設の運営事業の経費に対しその一部を助成する。(2カ所) 3 精神障害者通所作業施設交通費助成事業 ・通所作業施設に通所する精神障害者に対し、通所に必要な交通費の一部を助成する。 ・通所距離が1km以上で交通機関を利用して通所する者を対象に、その交通費の2分の1を助成する。(上限:月1万円)	1 精神障害者通所作業所等補助金 ・精神障害者通所授産施設「角田の里」「梨の里」の運営に要する経費に対し、一定の基準に基づき一部を助成する。 ・精神障害者通所授産施設「角田の里」「梨の里」の建設資金償還費の補助。 2 精神障害者地域生活支援施設補助金 ・精神障害者のいこいの場としての生活支援施設「やすらぎ」の運営に要する経費及び運営事業の経費建設資金償還費の補助。 3 精神障害者授産施設通所経費一部助成事業 ・精神障害者通所授産施設の通書写に対し、通所に要する経費の一部を助成する。 月50%以上通所し、就労している者に対し交通費の50%以内を助成する。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

保健福祉
保健・衛生 / その他の事業
難病対策事業

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																													
新潟市		<p>(1) 難病患者看護手当の支給 ・特定疾患患者及び小児慢性特定疾患患者で在宅6カ月以上ねたきり患者と同居し、生計を共にしている看護者に支給。 (支給額:月額 5,000 円 支給条件:生計中心者の前年の市民税課税標準額が700万円以下の世帯)</p> <p>(2) 難病患者紙おむつ券支給事業 3歳から64歳までの看護手当対象難病患者で、排泄機能障害があり、在宅でおむつが必要な者に対し、紙おむつまたは尿とりパットを支給。ただし、生計中心者の前年の市民税課税標準額が700万円を超える場合や、他の制度により紙おむつを支給されている場合は除く。</p> <table border="1"> <tr> <td>支給対象者の世帯全員が市民税非課税の場合</td> <td>パンツ型60枚または平型 200 枚相当券を毎月支給</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が市民税非課税の場合</td> <td>パンツ型30枚または平型 100 枚相当券を毎月支給</td> </tr> <tr> <td>生計中心者が市民税課税の場合</td> <td>パンツ型30枚または平型 100 枚相当券を2ヶ月ごとに支給</td> </tr> </table> <p>(3) 在宅難病患者夜間看護サービス事業 人工呼吸器装着患者に夜間の訪問看護を実施した訪問看護ステーションに対し補助金(1回8時間 57,400 円)を交付。</p> <p>(4) ホームヘルプサービス事業 介護保険法, 身体障害者福祉法等の対象とならない難病患者に対し, ホームヘルパーを派遣(利用料 0~950円/時間)</p> <p>(5) 短期入所事業 老人福祉法, 介護保険法, 身体障害者福祉法等の対象とならない難病患者に対し, 委託医療機関で実施 上記対象者でも重症難病患者(人工呼吸器装着者, 気管切開者)に限り, 本制度を適用する委託医療機関で実施 (利用料 1,550 円/日)</p> <p>(6) 日常生活用具給付事業 給付品目: 便器, 特殊尿器, 特殊マット, 体位変換器, 特殊寝台, 入浴補助用具, 歩行支援用具, 吸引器, 吸入器, 車いす, パルスオキシメーター, 意思伝達装置, 移動用リフト, 住宅改修費, 特殊便器, 訓練用ベッド, 自動消火器</p> <p>(7) 特定疾患患者医療費助成事業 制度なし</p>	支給対象者の世帯全員が市民税非課税の場合	パンツ型60枚または平型 200 枚相当券を毎月支給	生計中心者が市民税非課税の場合	パンツ型30枚または平型 100 枚相当券を毎月支給	生計中心者が市民税課税の場合	パンツ型30枚または平型 100 枚相当券を2ヶ月ごとに支給	<p>(1) 難病患者看護手当の支給 制度なし (2) 難病患者紙おむつ券支給事業 制度なし (3) 在宅難病患者夜間看護サービス事業 制度なし (4) ホームヘルプサービス事業 制度なし (5) 短期入所事業 ・老人福祉法, 身体障害者福祉法等の対象とならない難病患者 ・町長が指定した医療施設(利用料1,550円/日) (6) 日常生活用具給付事業 制度なし (7) 特定疾患患者医療費助成事業 ・特定疾患の患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">特定疾患医療受給者証の表示金額</th> <th rowspan="2">⇒</th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th colspan="2">療養に要した自己負担額の60%</th> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>2,250円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2,250円</td> <td>1,120円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>450円</td> <td>220円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>220円</td> <td>110円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">特定疾患医療受給者証の表示金額</th> <th rowspan="2">⇒</th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th colspan="2">療養に要した自己負担額の45%</th> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>3,450円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>3,450円</td> <td>1,720円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>690円</td> <td>340円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>340円</td> <td>170円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">特定疾患医療受給者証の表示金額</th> <th rowspan="2">⇒</th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>通院</th> <th colspan="2">療養に要した自己負担額の30%</th> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td>4,250円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>4,250円</td> <td>2,120円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>850円</td> <td>420円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>420円</td> <td>210円</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	特定疾患医療受給者証の表示金額		⇒	助成額		入院	通院	療養に要した自己負担額の60%		4,500円	2,250円				2,250円	1,120円				450円	220円				220円	110円				特定疾患医療受給者証の表示金額		⇒	助成額		入院	通院	療養に要した自己負担額の45%		6,900円	3,450円				3,450円	1,720円				690円	340円				340円	170円				特定疾患医療受給者証の表示金額		⇒	助成額		入院	通院	療養に要した自己負担額の30%		8,500円	4,250円				4,250円	2,120円				850円	420円				420円	210円			
支給対象者の世帯全員が市民税非課税の場合	パンツ型60枚または平型 200 枚相当券を毎月支給																																																																																															
生計中心者が市民税非課税の場合	パンツ型30枚または平型 100 枚相当券を毎月支給																																																																																															
生計中心者が市民税課税の場合	パンツ型30枚または平型 100 枚相当券を2ヶ月ごとに支給																																																																																															
特定疾患医療受給者証の表示金額		⇒	助成額																																																																																													
入院	通院		療養に要した自己負担額の60%																																																																																													
4,500円	2,250円																																																																																															
2,250円	1,120円																																																																																															
450円	220円																																																																																															
220円	110円																																																																																															
特定疾患医療受給者証の表示金額		⇒	助成額																																																																																													
入院	通院		療養に要した自己負担額の45%																																																																																													
6,900円	3,450円																																																																																															
3,450円	1,720円																																																																																															
690円	340円																																																																																															
340円	170円																																																																																															
特定疾患医療受給者証の表示金額		⇒	助成額																																																																																													
入院	通院		療養に要した自己負担額の30%																																																																																													
8,500円	4,250円																																																																																															
4,250円	2,120円																																																																																															
850円	420円																																																																																															
420円	210円																																																																																															
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、短期入所事業及び特定疾患患者医療費助成事業については、合併年度に限り現行のとおりとする。																																																																																															

保健・衛生 / その他の事業
保健師家庭訪問事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>・各種法律等に基づき、乳幼児から高齢者までの健康問題を持っている人及びその家族に対し、必要な指導・援助を行う。</p>	<p>・各種法律等に基づき、乳幼児から高齢者までの健康問題を持っている人及びその家族に対し、必要な指導・援助を行う。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町																														
新潟市		<p>1 急患診療センター 診療科目 内科・小児科 診療時間 平日 午後7時～翌日午前7時まで 土曜日 午後2時～翌日午前7時まで 休日・年末年始 午前9時～翌日午前7時まで 運営 新潟市医師会に委託</p> <p>2 休日急患歯科診療センター 診療時間 お盆(8月13日～16日) 午前10時～午後5時まで 休日・年末年始 午前10時～午後5時まで 運営 新潟県歯科医師会に委託</p> <p>3 在宅当番医制 診療科目及び診療時間 土曜日 午後7時～午後10時まで (眼科・産婦人科) 休日・年末年始 午前9時～午後10時まで (眼科・産婦人科・外科・耳鼻咽喉科) 運営 新潟市医師会に委託</p> <p>4 病院群輪番制病院運営 実施体制等 (平成16年度予定)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時間</th> <th>夜間</th> <th>休日等</th> <th>土曜</th> <th>参加</th> <th></th> </tr> <tr> <th>科 目</th> <th>17:00～翌9:00</th> <th>9:00～17:00</th> <th>正午～17:00</th> <th>病院数</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 科</td> <td>365日</td> <td>71日</td> <td>50日</td> <td>12病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 児 科</td> <td>365日</td> <td>71日</td> <td>50日</td> <td>7病院</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 科</td> <td>71日</td> <td>71日</td> <td></td> <td>10病院</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・新潟市内で実施(各科目ごとに1病院ずつの当番制) ・新潟市1市で医療圏を構成 ・各病院に運営費を補助</p>	実施時間	夜間	休日等	土曜	参加		科 目	17:00～翌9:00	9:00～17:00	正午～17:00	病院数		内 科	365日	71日	50日	12病院		小 児 科	365日	71日	50日	7病院		外 科	71日	71日		10病院		<p>1 急患診療センター(西蒲原郡地区休日夜間急患センター) 診療科目 内科・小児科 診療時間 日曜・祝日 午前9時～午後6時まで 夜間は毎日 午後7時～10時 運営 西蒲原郡医師会に委託</p> <p>2 休日急患歯科診療センター(西蒲原郡地区休日夜間急患センター) 診療時間 休日 午前9時～午後6時まで 運営 西蒲原郡歯科医師会に委託</p> <p>3 休日在宅当番医制 診療科目及び診療時間 休日・年始 午前9時～午後6時まで (診療科目毎に実施していない。当番医制により実施) 運営 西蒲原郡医師会に委託(事務局は巻町。医師会の各班で年間当番医計画作成。)</p> <p>4 病院群輪番制病院運営 実施体制等 三条市広域医療圏第二次救急医療体制で実施 参加病院数 7病院 実施時間等 休日及び年末年始 午前9時～午後6時まで 医療圏は三条市・燕市・加茂市・巻町・吉田町・分水町・寺泊町・田上町・栄町・下田村・岩室村・弥彦村・中之口村・潟東村・月潟村・西川町・味方村 三市西蒲南蒲三島郡医師会に委託(事務局は三条市)</p>
実施時間	夜間	休日等	土曜	参加																													
科 目	17:00～翌9:00	9:00～17:00	正午～17:00	病院数																													
内 科	365日	71日	50日	12病院																													
小 児 科	365日	71日	50日	7病院																													
外 科	71日	71日		10病院																													
巻町	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体での医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。																																

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)ねずみ・衛生害虫駆除対策事業 蚊・ユスリカ幼虫対策 蚊:57箇所 ユスリカ:77箇所</p> <p>ねずみ・衛生(不快)害虫駆除相談事業 相談件数(H15)1,455件(内ハチ807件)</p> <p>薬剤散布機具無償貸出 10機種 ねずみ駆除用薬剤無償交付(自治会単位での配布) 配布数(H15):82自治会(2,138世帯) 地区衛生組織活動表彰 5組織5個人 災害対策 石灰・クレゾールの配布</p> <p>(2)衛生害虫駆除用薬剤及び機具購入補助金制度 自治・町内会が衛生害虫用薬剤(防疫用殺虫剤)及び衛生害虫駆除用機具を購入した場合、その費用の一部を補助するもの (補助率:補助基準額又は購入額のうち低い額の1/2) 衛生害虫駆除用薬剤購入補助金制度 補助対象薬剤:乳剤1種,粉剤2種 補助自治会数(H15):197自治会</p> <p>衛生害虫駆除用機具購入補助金制度 補助対象機具:6種 補助自治会数(H15):34自治会(46台)</p>	<p>(1)ねずみ・衛生害虫駆除対策事業 蚊・ユスリカ幼虫対策(ユスリカ成虫対策) 市街地におけるユスリカの発生源(都市下水路)への薬剤散布を実施。シルバー人材センターへ委託。4月下旬から7月上旬に実施。年25回。四兼機使用。 ねずみ・衛生(不快)害虫駆除相談事業 制度なし(ただし、ハチの相談は年40～50件あり。有料で除去する個人を紹介) (他にアメシロ等に関する相談が年間数件あり)</p> <p>薬剤散布機具無償貸出 四兼機:4台 スプレーヤー:3台 ねずみ駆除用薬剤無償交付(町内会単位での配布) ネズミコンRSを1世帯1袋配布。実施世帯数:全世帯数の25%程度 地区衛生組織活動表彰 制度なし 災害対策 制度なし(災害時の消毒は保健課で実施)</p> <p>(2)衛生害虫駆除用薬剤及び機具購入補助金制度</p> <p>衛生害虫駆除用薬剤購入補助金制度 制度なし(ただし、町で衛生害虫駆除薬剤を一括購入し、希望制により割引価格(町購入額の3割引)で町内会及び各家庭に売却する。購入薬剤はスミラブ発泡剤,ディブテックス粉剤,DDVP乳剤) 衛生害虫駆除用機具購入補助金制度 制度なし</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																						
新潟市		<p>1 可燃ごみの収集方法 (H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <tr><td>収集対象人員</td><td>全市民</td></tr> <tr><td>収集区域</td><td>市内全域</td></tr> <tr><td>収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>収集体制</td><td>直営41.28% 委託58.72%</td></tr> <tr><td>収集方式及び回数</td><td>ステーション方式・一部オルゴール方式 週3回</td></tr> <tr><td>焼却施設</td><td>亀田焼却場 390t/日 新田清掃センター 360t/日</td></tr> </table> <p>2 不燃ごみ (H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <tr><td>収集対象人員</td><td>全市民</td></tr> <tr><td>収集区域</td><td>市内全域</td></tr> <tr><td>収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>収集体制</td><td>委託100%</td></tr> <tr><td>収集方式及び回数</td><td>ステーション方式・一部オルゴール方式 燃えないごみ :月1回 個別収集方式 粗大ごみ :月1回</td></tr> <tr><td>処理施設</td><td>亀田焼却場(粗大ごみ) 50t/5H 新田破碎施設(燃えないごみ) 170t/5H</td></tr> <tr><td>最終処分施設</td><td>赤塚埋立処分地 太夫浜埋立処分地 小平方埋立処分地</td></tr> </table>	収集対象人員	全市民	収集区域	市内全域	収集率	100%	収集体制	直営41.28% 委託58.72%	収集方式及び回数	ステーション方式・一部オルゴール方式 週3回	焼却施設	亀田焼却場 390t/日 新田清掃センター 360t/日	収集対象人員	全市民	収集区域	市内全域	収集率	100%	収集体制	委託100%	収集方式及び回数	ステーション方式・一部オルゴール方式 燃えないごみ :月1回 個別収集方式 粗大ごみ :月1回	処理施設	亀田焼却場(粗大ごみ) 50t/5H 新田破碎施設(燃えないごみ) 170t/5H	最終処分施設	赤塚埋立処分地 太夫浜埋立処分地 小平方埋立処分地	<p>1 普通ごみ収集方法 (H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <tr><td>収集対象人員</td><td>全町民</td></tr> <tr><td>収集区域</td><td>町内全域</td></tr> <tr><td>収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>収集体制</td><td>委託(2業者)</td></tr> <tr><td>収集方式及び回数</td><td>ステーション方式 週5回</td></tr> <tr><td>焼却施設</td><td>鎧漕クリーンセンター 120t/日</td></tr> </table> <p>2 大型ごみ 直接搬入(鎧漕クリーンセンター) リクエスト方式(個別収集)</p>	収集対象人員	全町民	収集区域	町内全域	収集率	100%	収集体制	委託(2業者)	収集方式及び回数	ステーション方式 週5回	焼却施設	鎧漕クリーンセンター 120t/日
		収集対象人員	全市民																																						
収集区域	市内全域																																								
収集率	100%																																								
収集体制	直営41.28% 委託58.72%																																								
収集方式及び回数	ステーション方式・一部オルゴール方式 週3回																																								
焼却施設	亀田焼却場 390t/日 新田清掃センター 360t/日																																								
収集対象人員	全市民																																								
収集区域	市内全域																																								
収集率	100%																																								
収集体制	委託100%																																								
収集方式及び回数	ステーション方式・一部オルゴール方式 燃えないごみ :月1回 個別収集方式 粗大ごみ :月1回																																								
処理施設	亀田焼却場(粗大ごみ) 50t/5H 新田破碎施設(燃えないごみ) 170t/5H																																								
最終処分施設	赤塚埋立処分地 太夫浜埋立処分地 小平方埋立処分地																																								
収集対象人員	全町民																																								
収集区域	町内全域																																								
収集率	100%																																								
収集体制	委託(2業者)																																								
収集方式及び回数	ステーション方式 週5回																																								
焼却施設	鎧漕クリーンセンター 120t/日																																								
巻町	<p>当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。</p>	<p>3 資源ごみ (H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <tr><td>収集対象人員</td><td>全市民</td></tr> <tr><td>収集区域</td><td>市内全域</td></tr> <tr><td>収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>収集体制</td><td>委託100%</td></tr> <tr><td>収集方式及び回数</td><td>ステーション方式・一部オルゴール方式 びん・缶 :週1回 プラスチック :週1回</td></tr> <tr><td>処理施設</td><td>資源再生センター(びん・缶) 60t/5H (有)宗村建設(びん) (有)浅妻商店(金属ごみ) 新潟プラスチック油化センター ビーエスシー(株)(プラスチック)</td></tr> </table> <p>4 その他のごみ処理方法 有害ごみ(廃乾電池等) ・月1回の燃えないごみと同時収集し、再生処理(民間委託) 動物死体 ・申込み又は連絡時に各戸収集</p> <p>5 ごみステーションの設置、管理・運営 設置主体、管理・運営主体 ・基本的に町内会、集合住宅等単独あり 設置手続き ・事前相談 現地調査 設置届の提出 収集経路に編入 ・ごみ集積場設置要綱、ごみ集積場寄付取扱要綱、共同住宅の建築に関する指導要綱 設置、管理・運営に対する補助制度 ・補助制度なし 指導・苦情対応 ・ごみ出しマナーの悪いところは、町内会と一緒に立会い指導等を行っている。 ごみステーション数 5,709か所(H15.3.31, うち黒埼地区393か所)</p>	収集対象人員	全市民	収集区域	市内全域	収集率	100%	収集体制	委託100%	収集方式及び回数	ステーション方式・一部オルゴール方式 びん・缶 :週1回 プラスチック :週1回	処理施設	資源再生センター(びん・缶) 60t/5H (有)宗村建設(びん) (有)浅妻商店(金属ごみ) 新潟プラスチック油化センター ビーエスシー(株)(プラスチック)	<p>3 資源ごみ収集方法 (H16.4.1現在)</p> <table border="1"> <tr><td>収集対象人員</td><td>全町民</td></tr> <tr><td>収集区域</td><td>町内全域</td></tr> <tr><td>収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>収集体制</td><td>委託(1業者)</td></tr> <tr><td>収集方式及び回数</td><td>ステーション方式 週1回</td></tr> <tr><td>処理施設</td><td>鎧漕クリーンセンター(リサイクルプラザ) かん 7t/5h びん 7t/5h ペットボトル 2t/5h</td></tr> </table> <p>4 廃乾電池 拠点回収 町内 23箇所 処理(民間委託)</p> <p>5 ごみステーションの設置、管理運営 設置主体、管理・運営主体 ・各区及び町内会 集合住宅単独管理あり 設置手続き ・事前相談 現地調査 収集経路に編入 設置に関する補助制度 ・補助率 65% 補助上限額 300千円 指導・苦情対応 ・区長、環境衛生推進委員の指導のもとごみだしのマナー向上を図る。 ごみステーション数 620ヶ所</p>	収集対象人員	全町民	収集区域	町内全域	収集率	100%	収集体制	委託(1業者)	収集方式及び回数	ステーション方式 週1回	処理施設	鎧漕クリーンセンター(リサイクルプラザ) かん 7t/5h びん 7t/5h ペットボトル 2t/5h														
収集対象人員	全市民																																								
収集区域	市内全域																																								
収集率	100%																																								
収集体制	委託100%																																								
収集方式及び回数	ステーション方式・一部オルゴール方式 びん・缶 :週1回 プラスチック :週1回																																								
処理施設	資源再生センター(びん・缶) 60t/5H (有)宗村建設(びん) (有)浅妻商店(金属ごみ) 新潟プラスチック油化センター ビーエスシー(株)(プラスチック)																																								
収集対象人員	全町民																																								
収集区域	町内全域																																								
収集率	100%																																								
収集体制	委託(1業者)																																								
収集方式及び回数	ステーション方式 週1回																																								
処理施設	鎧漕クリーンセンター(リサイクルプラザ) かん 7t/5h びん 7t/5h ペットボトル 2t/5h																																								

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 対象団体・回収業者：登録制</p> <p>2 回収方法：業者と団体の打ち合わせによる。</p> <p>3 集団資源回収活動奨励金制度 (1) 対象品目：新聞(チラシ含む)・雑誌・段ボール・牛乳パック・古繊維 (2) 制度内容：奨励金交付(6円/kg) (3) 支払方法：四半期毎</p> <p>4 集団資源回収活動協力金制度 (1) 対象品目：新聞(チラシ含む)雑誌・段ボール (2) 制度内容：協力金交付 H16.4～6(単価は状況に応じ四半期毎に見直し)雑誌(3円/kg) (3) 支払方法：四半期毎</p>	<p>1 対象団体：登録制</p> <p>2 回収方法：団体の自主運営</p> <p>3 集団資源回収活動奨励金制度 (1) 回収品目 ダンボール 1kg 15円 雑誌 アルミ缶 } 1kg 10円 新聞紙 布類</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>5 資源物保管用倉庫購入等補助金制度 (1) 対象倉庫：購入,新築,増改築・改修倉庫 (2) 補助金額：1/2補助,2～10万円 (3) 申請：毎年5月</p> <p>6 回収用具の貸与及び譲与制度 (1) 貸与用具：リヤカー・台車・一輪車・空き缶圧縮機 申請は毎年5月 (2) 譲与用具：ビニールシート・看板 申請は随時</p>	

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>生ごみ処理容器減額販売制度</p> <p>1 対象品目 ・コンポスト容器：1基 発酵促進剤又は害虫駆除剤込 3種 130～140リットル 150～160リットル 240～250リットル ・EMボカシ容器：2基(EM菌込)セット</p> <p>2 斡旋方法 減額販売(業者配付) ・コンポスト容器 130～140リットル 1,500円 150～160リットル 2,200円 240～250リットル 3,300円 ・EMボカシ容器 1,500円</p> <p>3 申込方法 市報にいがたで募集(年2回) 応募多数の場合は抽選</p> <p>家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付制度</p> <p>1 対象品目 ・家庭用電動生ごみ処理機</p> <p>2 斡旋方法 補助金交付 ・1台につき購入額の1/2(20,000円を限度) 一世帯につき1台限り</p> <p>3 申込方法 申請書に領収書,保証書の写しを添付して窓口もしくは郵送にて提出する。</p>	<p>巻町生ごみ処理器設置要綱</p> <p>目的 町内の各家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図ることを目的とする。</p> <p>事業 町のあっせんする生ごみ処理器及び電気式生ごみ処理器の購入設置とする。</p> <p>事業費の負担 生ごみ処理器1個につき、事業費の2分の1以内で、50,000円を超えない範囲を町が負担する。 但し、電気式以外は、5,000円を超えない範囲を町が負担する。</p> <p>対象品目 コンポスト容器 EM容器 電気生ごみ処理器</p> <p>申込み方法 広報まきで募集 応募多数の場合は抽選</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

住民生活
ごみ処理
拠点回収事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 古紙拠点回収</p> <p>(1) 回収場所 公共施設 10ヶ所</p> <p>(2) 回収方法 新潟市資源リサイクル共同組合が引取り</p> <p>(3) 処分方法 新潟市資源リサイクル共同組合が引取り (集団資源回収と同様に協力金を交付)</p> <p>(4) その他 ・回収日時等は指定(毎週土曜日 9:00～12:00, 13:00～16:00) ・受付員を配置</p> <p>2 ペットボトル拠点回収事業</p> <p>(1) 回収場所 新潟地区:公共施設 22ヶ所 :協力店 70ヶ所 (協力店=ごみ減量・リサイクルに関する市制度の登録店) 黒埼地区:50ヶ所</p> <p>(2) 回収方法 委託(新潟ガラスリサイクルセンター) 委託料:年間 15,759千円</p> <p>(3) 処分方法 回収委託業者へ売却(2円/kg)</p> <p>3 牛乳パック拠点回収事業</p> <p>(1) 回収場所 公共施設 9ヶ所</p> <p>(2) 回収方法 直営(東・西清掃センター)で回収</p> <p>(3) 処分方法 資源回収業者へ売却(5円/kg)</p>	<p>1 古紙拠点回収 制度なし</p> <p>集団資源回収事業で対応する。 (新聞紙、雑誌、布類については巻町婦人会において、月1回拠点回収)</p> <p>2 ペットボトル拠点回収事業 制度なし</p> <p>通常のステーションにおいて、資源ごみ回収で対応している。</p> <p>3 牛乳パック拠点回収事業 制度なし</p>
巻町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。		

し尿処理
し尿収集事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 し尿収集業者 収集委託業者 14業者</p> <p>2 し尿収集方法 定額制 原則月1回収集 月2回目の収集を行う場合は申出に応じ収集(回数制) 従量制 申し出に応じて収集</p> <p>3 清掃手数料・し尿処理手数料</p> <p>(1) 手数料 定額制 人頭割料金 370円/月・人 毎月1回一定量の汲み取り 回数制料金 515円/回 月2回以上の汲み取り 従量制 従量制料金 155円/18リットル 必要のつどの汲み取り</p> <p>(2) 納入義務者 申出によりし尿の汲み取りをした一般世帯、事業所</p> <p>(3) 請求 前2ヶ月分を偶数月に納入通知書を発行し請求する ただし、口座振替納付の場合口座振替通知に変える</p> <p>(4) 納入の方法 窓口納付 納入通知書を郵送、金融機関等で納入義務者が納付するもの 口座振替納付 納入義務者から口座振替納付の委託受け金融機関の口座から納付をするもの 自治会(町内会)納付 自治会(町内会)単位に清掃手数料の収納事務を委託し 受託者が委託された手数料を徴収し市に納付するもの</p> <p>(5) 納期 第1期 4月30日 第2期 6月30日 第3期 8月31日 第4期 10月31日 第5期 1月4日 第6期 2月末日</p>	<p>1 し尿収集業者 収集委託業者 2業者</p> <p>2 し尿収集方法 定期収集 原則月1回収集</p> <p>3 し尿手数料</p> <p>(1) 手数料 10リットル70円</p> <p>(2) 納入義務者 定期収集により汲み取りをした一般世帯・事業所</p> <p>(3) 請求 汲み取りをした翌月に請求する。</p> <p>(4) 納入の方法 窓口納付 納入通知書を郵送、金融機関で納入義務者が納付 口座振替納付 納入義務者から口座振替納付の委託を受けて、金融機関の口座から納付するもの</p> <p>(5) 納期 毎月25日</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から4か年度にかけて1/4ずつ段階的に調整する。		

住民生活
し尿処理
合併処理浄化槽設置補助事業

調整方針案		新潟市	巻町														
新潟市		<p>公共下水道認可区域等及び農業集落排水事業予定区域を除く新潟市内全域を対象に、居住の用に供する建物(賃貸住宅を除く)に合併処理浄化槽等を設置する者に対して、その設置費用の一部を補助する。</p> <table border="0"> <tr> <td>浄化槽の規模</td> <td>補助限度額</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>375千円</td> </tr> <tr> <td>6・7人槽</td> <td>438千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>555千円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>1,044千円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>1,044千円 (1,752千円)</td> </tr> <tr> <td>31～50人槽</td> <td>1,044千円 (2,340千円)</td> </tr> </table> <p>()は個別住宅を集合処理した場合。</p>	浄化槽の規模	補助限度額	5人槽	375千円	6・7人槽	438千円	8～10人槽	555千円	11～20人槽	1,044千円	21～30人槽	1,044千円 (1,752千円)	31～50人槽	1,044千円 (2,340千円)	制度なし
浄化槽の規模	補助限度額																
5人槽	375千円																
6・7人槽	438千円																
8～10人槽	555千円																
11～20人槽	1,044千円																
21～30人槽	1,044千円 (1,752千円)																
31～50人槽	1,044千円 (2,340千円)																
巻町	新潟市の制度を適用する。																

環境美化
環境美化条例

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	制度なし	制度なし	<p>ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例</p> <p><目的> ポイ捨てによる空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに飼い犬のふん害を防止することにより、地域の環境美化と快適な生活環境の保全を図り、もって清潔で美しい町づくりを推進することを目的とする。</p> <p><内容> 町、町民、事業者、飼い主等にそれぞれに環境美化等を目的とする責務を課するほか、ポイ捨ての禁止、自動販売機による飲料を販売者に回収器の設置義務、飼い主にふんの回収などの遵守事項を規定する。</p> <p><罰則> なし、勧告及び命令まで</p>
巻町	巻町の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p><学校における環境教育></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 環境教育副読本の作成・配布(小学校5年生及び中学校1年生の全員に配布) 2 環境教育実践協力校の指定(小・中学校各1校を指定(1年間)し、環境教育活動に関する経費的支援を実施) 3 地球の環境絵はがき展の開催(小学生を対象として地球環境に関する絵はがきを募集。優秀作品を表彰するとともに、市内数カ所の会場で展示し、市民啓発に役立てる。また、優秀作品のポスターを作成し、学校や公民館等でPR) 4 副読本「ごみてなあに？」(小学校4年生向け)の発行、配布 5 清掃ポスターコンクールの実施 <p><市民啓発事業></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 にいがたの環境(年度版)の作成・配布(一般市民向けの啓発用パンフレットとして、「新潟市の環境(環境白書)」の概要版を作成、公民館等で配布) 2 環境フェアの開催(環境の日前後の日曜日に、市民向けの環境イベントとして開催。環境NGO団体や企業のブースを設け、環境保全活動などを紹介するとともに、清掃ポスター、鳥屋野瀧ポスター、地球の環境絵はがきなどを展示) 3 アイドリングストップ運動(市独自のステッカーを作成し、街頭やガソリンスタンド等で配布し、アイドリングストップを呼びかけ) 4 環境カレンダーの作成・配布(家庭でできる地球温暖化対策の啓発用資料として、市独自の環境カレンダー(環境庁版「環境家計簿」の内容をカレンダー形式に替えたもの)を作成し、公民館等で配布) 5 ごみの「資源化協力店」制度 6 春・夏の「鳥屋野瀧一斉清掃」及び海岸清掃 7 リサイクル品提供事業 8 リサイクルフェスティバル及び各種リサイクル講座・講習の開催 	<p><学校における環境教育></p> <p>毎年8月第1日曜日のクリーン作戦事業の一環として小・中学校に環境ポスターの作成を依頼</p> <p><市民啓発事業></p> <p>随時、町広報において啓発</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 事業の概要</p> <p>自治・町内会等の住民組織を母体とした自主防災組織の結成促進及び育成を図る。</p> <p>(2) 制度の運用</p> <p>結成状況</p> <p>平成10年度より、自主防災組織の結成促進を行っており、平成16年4月1日現在、43組織 230自治・町内会で自主防災組織が結成されている。 結成率(世帯数でみた割合)は、23.8%である。</p> <p>組織への助成</p> <p>組織を結成し、自主的に防災訓練を実施した場合、初年度については結成助成金を、次年度以降については活動助成金を交付する。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結成促進 自治・町内会等を対象とした説明会の開催、防災チラシ・パンフレット等によるPR ・育成 消防局と連携しながら防災訓練の指導・助言、リーダー研修会の開催 ・その他 防災訓練時の災害補償として、防火防災訓練災害補償等共済制度に加入 	<p>制度なし</p> <p>巻町地域防災計画(赤本)に掲載</p> <p>自主防災組織等の育成に関する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の指針 大地震発生時においては町等による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。 このため、住民の連帯組織に基づく自主防災組織及び企業、工場、小売店舗等における自衛消防組織等の整備育成に努めるものとする。 2 計画の内容 (1)地域住民による自主防災組織の育成 (2)事業所等の自衛消防組織等の育成
巻町	新潟市の制度を適用する。		

住民生活
防災・消防
防災気象情報システム整備事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 事業の概要</p> <p>防災気象情報システム 市内15か所に測定局を配置し、電話回線を通じて自動的に10分ごとに雨量、風向、風速の気象情報を収集している。 防災課及び消防局指令課に端末を設置しており、24時間、気象状況の監視が可能である。 また、市民への情報提供として、電話応答装置を設置している。</p> <p>気象業務情報提供委託(ウェザーニュース) 災害に対する早期における初期対応を充実させるため、民間業者委託により、新潟市域の36時間先までの降雨予測、ピンポイント予報等により気象情報を入手している。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>(2) 制度の運用</p> <p>防災気象情報システム 平成11年度 システム導入(14測定局) 平成13年度 黒埼測定局追加</p> <p>気象業務情報提供委託(ウェザーニュース) 平成10年度 防災課 導入</p>	

防災・消防
防災情報整備事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要</p> <p>市民に自らの居住場所の地理的特性・災害特性を認識してもらい、日頃からの備えや災害時の行動の参考としてもらうため、防災情報を整備し、公表する。</p> <p>(2) 制度の運用</p> <p>平成10年度 防災マップ作成、全戸配布(避難場所、防災関連施設) 平成11年度 地盤高図作成 平成12年度 地盤高図公表 平成13年度 黒埼地区地盤高図作成、公表</p>	<p>(1) 制度の概要</p> <p>町民に自らの居住場所の地理的特性・災害特性を認識してもらい、日頃からの備えや災害時の行動の参考としてもらうため、防災情報を整備し、公表する。</p> <p>(2) 制度の運用</p> <p>平成12年度 防災マップ作成、全戸配付(避難場所、医療機関記載) 平成16年度 見直し作成</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>(3) 洪水ハザードマップ</p> <p>「水防法の一部を改正する法律」(平成13年7月3日)の施行により、市町村防災会議による洪水ハザードマップ作成が義務化されたため、今年度検討委員会の設置を予定している。</p> <p>平成14年度 検討委員会設置 平成15年度 委員会での検討 平成16年度 委員会での検討 平成17年度以降 印刷・配布(予定)</p>	<p>(3) ハザードマップ</p> <p>なし</p>

住民生活
防災・消防
防災行政無線整備事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要 災害から生命、身体、財産を守るため、また、電話回線使用不能時の情報収集、連絡体制の確立を図るため整備している。</p> <p>(2) 制度の運用</p> <p>同報系無線局 ・親局 1局 ・子局 38局(海岸部19局・河口部19局)</p> <p>移動系無線局 ・基地局 2局 ・陸上移動局 32局</p> <p>地域防災系無線局 ・基地局 1局 ・中継局 3局 ・陸上移動局 345局</p> <p>地域防災系の陸上移動局は、市関係部署、国・県防災関係機関、生活関係機関に設置している。</p>	<p>巻町地域防災計画(赤本)に掲載 通信施設整備計画</p> <p>1 計画の方針 震災発生時に迅速かつ適切な緊急対応を図るには、災害状況の迅速な把握が必要である。このため、通信手段の多様化を進めるとともに、状況把握のための装備を充実するものとする。</p> <p>情報収集手段・整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の整備 移動通信の充実 夜間、停電時の対応準備 住民等の協力要請、協定の締結 <p>防災無線利用料 郵政電波使用料 7台分(合計 4,410円) 移動無線センター(リース) 7台分(合計229,320円)</p> <p>MCA 無線 ・固定 1局 ・携帯 6局</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

防災・消防
災害時情報システム整備事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要</p> <p>GIS(地理情報システム)を活用した防災情報の集約・取りまとめ・共有</p> <p>導入効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より迅速・円滑な消防・防災活動のための的確な情報収集・とりまとめ体制が推進された。 ・被害速報図等状況報告資料作成時間の短縮により、防災対策の早期着手が可能となった。 ・システムに取り込んだ自治会区割線等の自治会情報や防災施設情報を活用することにより、日常業務水準が向上し労力も軽減された。 <p>(2) 制度の運用</p> <p>平成11年度 システム開発 平成12年 6月 システム稼働 平成13年 3月 黒埼支所に端末設置 (平成13年11月 消防署,消防署出張所に端末設置)</p> <p>基図 : ゼンリンZマップ,土地家屋図面(資産税課),自治会区割図,学校区,地盤高図 他</p> <p>ネットワーク構成 サーバ : 防災課 クライアント : 税3課,自治振興課,支所,地区事務所,土木総務課,土木事務所,下水道企画課,消防局,消防署,出張所計39部署</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																																			
新潟市		<p>(1) 制度の概要 災害時における被災者への迅速な救済を図るため、想定避難者数の1食分相当の食糧と生活必需品を確保する。</p> <p>ア 備蓄場所 市内19箇所の公共施設を地域の拠点備蓄場所としている。</p> <p>イ 備蓄数量 平成8年度防災アセスメント調査の結果を踏まえ、平成11年度以降の備蓄品の入れ替え時より、旧新潟市の想定避難者数41,000人の1食分相当量の備蓄を行う。また、黒埼町合併後の備蓄品入れ替え時より、人口増に応じた数量を備蓄する。</p> <p>ウ 備蓄品目等 別表のとおり</p> <p>(2) 制度の運用 災害時の避難場所への物資供給 防災訓練等での利用</p> <p>(別表)備蓄品目等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄品目</th> <th>保存年数</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ米</td> <td>5年</td> <td>43,800食</td> </tr> <tr> <td>カンパン(1缶100g)</td> <td>5年</td> <td>12,000缶</td> </tr> <tr> <td>スティックパン</td> <td>7年</td> <td>10,000食</td> </tr> <tr> <td>コシヒカリ粥(1缶280g)</td> <td>3年</td> <td>4,320缶</td> </tr> <tr> <td>保存飲料水(1本1$\frac{1}{2}$ℓ)</td> <td>5年</td> <td>9,990本</td> </tr> <tr> <td>石油ストーブ</td> <td>-</td> <td>80台</td> </tr> <tr> <td>洋式便座(台)</td> <td>-</td> <td>125台</td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>8年</td> <td>65,500袋</td> </tr> <tr> <td>パック毛布</td> <td>10年</td> <td>14,045枚</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ(大人用)</td> <td>-</td> <td>1,250枚</td> </tr> <tr> <td>尿取りパッド</td> <td>-</td> <td>3,750枚</td> </tr> <tr> <td>紙おむつ</td> <td>-</td> <td>21,484枚</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶</td> <td>-</td> <td>400本</td> </tr> <tr> <td>哺乳瓶消毒液(450ml)</td> <td>2年</td> <td>125本</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>1.5年</td> <td>400$\frac{1}{2}$ℓ</td> </tr> <tr> <td>生理用品</td> <td>-</td> <td>19,152枚</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄品目	保存年数	数 量	アルファ米	5年	43,800食	カンパン(1缶100g)	5年	12,000缶	スティックパン	7年	10,000食	コシヒカリ粥(1缶280g)	3年	4,320缶	保存飲料水(1本1 $\frac{1}{2}$ ℓ)	5年	9,990本	石油ストーブ	-	80台	洋式便座(台)	-	125台	簡易トイレ	8年	65,500袋	パック毛布	10年	14,045枚	紙おむつ(大人用)	-	1,250枚	尿取りパッド	-	3,750枚	紙おむつ	-	21,484枚	哺乳瓶	-	400本	哺乳瓶消毒液(450ml)	2年	125本	粉ミルク	1.5年	400 $\frac{1}{2}$ ℓ	生理用品	-	19,152枚	制度なし
備蓄品目	保存年数	数 量																																																				
アルファ米	5年	43,800食																																																				
カンパン(1缶100g)	5年	12,000缶																																																				
スティックパン	7年	10,000食																																																				
コシヒカリ粥(1缶280g)	3年	4,320缶																																																				
保存飲料水(1本1 $\frac{1}{2}$ ℓ)	5年	9,990本																																																				
石油ストーブ	-	80台																																																				
洋式便座(台)	-	125台																																																				
簡易トイレ	8年	65,500袋																																																				
パック毛布	10年	14,045枚																																																				
紙おむつ(大人用)	-	1,250枚																																																				
尿取りパッド	-	3,750枚																																																				
紙おむつ	-	21,484枚																																																				
哺乳瓶	-	400本																																																				
哺乳瓶消毒液(450ml)	2年	125本																																																				
粉ミルク	1.5年	400 $\frac{1}{2}$ ℓ																																																				
生理用品	-	19,152枚																																																				
巻町	新潟市の制度を適用する。																																																					

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																											
新潟市		<p>(1) 制度の概要</p> <p>ア 新潟市小災害見舞金 新潟市に災害が発生した場合で、災害救助法・県災害救助条例・市災害救助条例を適用するに至らない規模の災害に、被災者やその遺族に対し公的救済措置として見舞金を支給し、被災世帯の自立を支援することを目的とする。</p> <p>イ 被災市区町村への見舞金贈呈 本市以外の地域に大きな災害が発生した場合に円滑な金銭援助を目的として見舞金を贈呈する。</p> <p>(2) 制度の運用</p> <p>新潟市小災害見舞金支給要綱 新潟市小災害見舞金支給基準 被災市区町村への見舞金贈呈基準</p> <p>新潟市小災害見舞金支給額 支給基準 ・住家の滅失(全壊・全焼又は流失を言う。)により10以上の世帯が被災した場合 ・市長が特に必要があると認めた場合</p> <p>(1) 全壊,全焼又は流失 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分 季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月~9月)</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>35,000</td> <td>45,000</td> <td>55,000</td> <td>1人毎に10,000円を 加算する。</td> </tr> <tr> <td>冬季 (10月~3月)</td> <td>30,000</td> <td>40,000</td> <td>55,000</td> <td>65,000</td> <td>80,000</td> <td>1人毎に15,000円を 加算する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 半壊,半焼又は床上浸水 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分 季別</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月~9月)</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>1人毎に5,000円を 加算する。</td> </tr> <tr> <td>冬季 (10月~3月)</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> <td>20,000</td> <td>25,000</td> <td>30,000</td> <td>1人毎に5,000円を 加算する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 死亡者,重傷者に対する見舞金 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人・小人の別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死亡者</td> <td>大人(12歳以上の者)</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満の者)</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重傷者</td> <td>大人(12歳以上の者)</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満の者)</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table>	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月~9月)	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	1人毎に10,000円を 加算する。	冬季 (10月~3月)	30,000	40,000	55,000	65,000	80,000	1人毎に15,000円を 加算する。	世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月~9月)	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を 加算する。	冬季 (10月~3月)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	1人毎に5,000円を 加算する。	区分	大人・小人の別	金額	死亡者	大人(12歳以上の者)	200,000	小人(12歳未満の者)	150,000	重傷者	大人(12歳以上の者)	100,000	小人(12歳未満の者)	80,000	<p>(1) 制度の概要 巻町に災害が発生した場合で、災害救助法・県災害救助条例・町災害救助条例を適用するに至らない規模の災害に対し、被災者やその遺族に対し公的救済措置として見舞金を支給し、被災世帯の自立を支援することを目的とする。</p> <p>(2) 制度の運用・・・内規により規定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用分類</th> <th colspan="2">内 容</th> <th>見舞金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">住宅災害</td> <td rowspan="6">火災等</td> <td rowspan="2">全焼・全壊</td> <td>焼破損割合 70%以上</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半焼・半壊</td> <td>30%以上</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部焼・ 一部損壊</td> <td>10%以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>5%以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">風水害等</td> <td rowspan="2">全壊・流失</td> <td>損壊割合 70%以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>20%以上</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部壊</td> <td>損害額が 100万円超</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円超 100万円以下</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>住宅災害による同居親族の 死亡</td> <td colspan="2">2親等以内の同居親族の 死亡1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>火災、破裂、爆発、航空機の墜落、車両の衝突、その他これらに類する不慮の人為的災害及び落雷による損害</p>	適用分類	内 容		見舞金額	住宅災害	火災等	全焼・全壊	焼破損割合 70%以上	100,000円	50%以上	90,000円	半焼・半壊	30%以上	70,000円	20%以上	50,000円	一部焼・ 一部損壊	10%以上	30,000円	5%以上	10,000円	風水害等	全壊・流失	損壊割合 70%以上	30,000円	20%以上	15,000円	一部壊	損害額が 100万円超	10,000円	20万円超 100万円以下	5,000円	住宅災害による同居親族の 死亡	2親等以内の同居親族の 死亡1件につき		10,000円
世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																																																																								
夏季 (4月~9月)	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	1人毎に10,000円を 加算する。																																																																																								
冬季 (10月~3月)	30,000	40,000	55,000	65,000	80,000	1人毎に15,000円を 加算する。																																																																																								
世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																																																																								
夏季 (4月~9月)	10,000	10,000	15,000	15,000	20,000	1人毎に5,000円を 加算する。																																																																																								
冬季 (10月~3月)	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	1人毎に5,000円を 加算する。																																																																																								
区分	大人・小人の別	金額																																																																																												
死亡者	大人(12歳以上の者)	200,000																																																																																												
	小人(12歳未満の者)	150,000																																																																																												
重傷者	大人(12歳以上の者)	100,000																																																																																												
	小人(12歳未満の者)	80,000																																																																																												
適用分類	内 容		見舞金額																																																																																											
住宅災害	火災等	全焼・全壊	焼破損割合 70%以上	100,000円																																																																																										
			50%以上	90,000円																																																																																										
		半焼・半壊	30%以上	70,000円																																																																																										
			20%以上	50,000円																																																																																										
		一部焼・ 一部損壊	10%以上	30,000円																																																																																										
			5%以上	10,000円																																																																																										
	風水害等	全壊・流失	損壊割合 70%以上	30,000円																																																																																										
			20%以上	15,000円																																																																																										
		一部壊	損害額が 100万円超	10,000円																																																																																										
			20万円超 100万円以下	5,000円																																																																																										
住宅災害による同居親族の 死亡	2親等以内の同居親族の 死亡1件につき		10,000円																																																																																											
巻町	新潟市の制度に統一する。																																																																																													

住民生活
防災・消防
消防局の体制

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		新潟市消防局の体制 (1) 組織 1消防局, 2消防署, 19出張所 (2) 職員数 消防の事務部局の職員 条例定数 532人 実員数 526人 (3) 消防車両等保有台数 ポンプ車等……………25台 特殊車両……………16台・1隻(消防艇) 救急車……………13台 (うち高規格救急車 11台) その他(指令広報車)……………15台	巻・西川・潟東消防事務組合の体制 (1) 組織 1消防本部、3消防署 (2) 職員数 条例定数 93人 実員数 88人 (3) 消防車両等保有台数 ポンプ車等……………6台(ポンプ4台、タンク2台) 特殊車両……………3台(はしご1、工作1、化学1) 救急車……………4台(うち高規格救急車1台) その他(広報車)……………1台
巻町	新潟市の制度に統一する。	(4) 救急隊の配備 東消防署……………7隊 西消防署……………4隊 (5) 救命士数 35名	(4) 救急隊の配備 巻消防署……………1隊(兼務) 西川消防署……………1隊(兼務) 潟東消防署……………1隊(兼務) (5) 救命士数 7名(ほか救命訓練中1名)

防災・消防
消防団の体制

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	(1) 制度の概要 消防団の数 2団 分団の数 28分団 部の数 なし 班の数 175班 定年制 ・副分団長以上 65歳 ・部長以下 60歳 定員(2,659人),(実員 2,555人) ・団 長 2人 ・副 団 長 8人 ・分 団 長 28人 ・副分団長 28人 ・部 長 73人 ・班 長 350人 ・団 員 2,066人 団の定員基準 ・消防ポンプ自動車 24人以下 ・小型動力ポンプ 15人以下 消防団旗(分団旗) ・消防団旗 2旗 ・分 団 旗 28旗	(1) 制度の概要 消防団の数 1団 分団の数 7分団 部の数 19部 班の数 51班 定年制 なし 定員(550人) 実員533人 ・団 長 1人 ・副団長 2人 ・分団長 7人 ・副分団長 7人 ・部 長 18人 ・班 長 51人 ・団 員 447人 分団の定員基準 ・小型動力ポンプ積載車 9人 ・小型動力ポンプ 11人 * 上記人数で運用している。ただし、定員基準はない。 消防団旗(分団旗) ・消防団旗 1旗 ・分団旗 7旗
巻町	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。		

住民生活
防災・消防
消防緊急通信指令システムの状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 消防緊急通信指令システム概要 発信地表示装置、地図等検索装置等の通信機器を活用することで、119番通報を受けてからの処理時間短縮により、迅速な出動が可能。</p> <p>2 指令システム装置関係 (1) 指令装置等 ア 指令装置1式 イ 指令伝送装置1式 ウ 一斉FAX・切替器等 エ 指令電話端末装置 (2) AVM・GPS端末機器 各端末設置消防車両 66台 (3) 出動指定装置 (4) 地図等検索装置支援情報入力項目 ア 水利関係 イ 対象物関係 ウ 弱者関係 エ 目標物関係 オ その他</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

防災・消防
住宅防火診断事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>住宅からの火災を防止するため、住宅防火診断を実施している。</p> <p>実施方法 1 高齢者等収容集会場への出向診断 2 各地区自主防災訓練等への出向診断 3 高齢者世帯への訪問診断 4 各署所選定モデル地区への出向診断</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

住民生活
防災・消防
高齢者家庭等の防火指導事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 高齢者家庭等の防火指導</p> <p>(1)防火指導対象者</p> <p>65歳以上の高齢者家庭で次に掲げる者</p> <p>ア 一人暮らし</p> <p>イ 高齢者のみの家庭で単独行動が困難又は寝たきり者がある場合</p> <p>ウ 家族と同居の寝たきり者がある家庭の他、その環境から特に防火指導の必要がある者</p> <p>(2)実施方法</p> <p>職員が各家庭を訪問し、指導する。</p> <p>2 高齢者家庭に対する消火器等の備付</p> <p>(1)対象者</p> <p>65歳以上の高齢者家庭等で次に掲げるもの</p> <p>ア 寝たきりで一人暮らしの場合</p> <p>イ 高齢者のみの家庭で寝たきりの者がいる場合</p> <p>ウ 消防署長が生活環境や避難行動等の状況から必要と認めた場合</p> <p>(2)内容</p> <p>上記対象者に対し、粉末消火器及び簡易非常警報器を無料で設置。</p>	<p>1 高齢者家庭等の防火指導</p> <p>(1)防火指導対象者</p> <p>65歳以上の高齢者家庭で次に掲げる者</p> <p>ア 一人暮らし</p> <p>(2)実施方法</p> <p>地区民生委員と消防職員が合同で各家庭を訪問し、指導する。</p> <p>2 高齢者家庭に対する消火器等の備付</p> <p>制度なし</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

交通安全
チャイルドシート普及事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	制度なし	制度なし	<p>巻町チャイルドシート購入費補助金交付要綱</p> <p>趣旨</p> <p>この要綱は、チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の死傷事故の防止を図るため、チャイルドシートを購入する者に対し予算の範囲内で当該購入費について補助金を交付するものとする。</p> <p>補助金の額</p> <p>補助金の額はチャイルドシートの購入価格に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、1個につき5,000円を限度とする。</p>
巻町	巻町の制度は廃止する。		

住民生活
交通安全
交通遺児等交通災害共済加入金助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		(1)対象者 交通遺児及びその保護者 (2)金額 交通災害共済加入金 500円	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

廃止路線代替バス運行
廃止路線代替バス運行費補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>廃止路線代替バス運行費補助金</p> <p>「新潟県生活交通確保対策補助金交付要綱」にもとづき、既存のバス路線が廃止された後、その路線を引き継いで運行している貸切バス運行事業者に対して、運行費を助成する。</p> <p><補助対象者> ・新潟交通西(株)</p> <p><補助額> 系統ごとの実績経常欠損額 県1/2,市1/2</p> <p>平成16年度、県補助対象外路線については、関係市町村より運行費を助成して現在の路線を維持する。今後どのようにするかは検討する必要がある。</p>	<p>新潟県生活交通確保対策補助金</p> <p>上記補助金交付要綱に基づき下記事項に該当するものに補助する ・路線バス事業者が第4条で運行する系統以外のもの ・市町村が策定する生活交通を確保するための地域交通計画に位置付けられた運行系統であること</p> <p>補助対象者 新潟交通西(株)</p> <p>補助額 運行系統ごとの実績経常欠損額の 県1/2 町1/2 ただし、標準経常欠損額を限度とする</p> <p>補助要件 運行回数 2～5の範囲 平均乗車密度 2～5の範囲 路線のキロ程 5km以上のもの</p> <p>県単補助対象外路線においては町が県補助分を負担している。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

住民生活
自治会等
防犯灯設置等助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 防犯灯補助金 自治会・町内会等に設置,維持管理する防犯灯について補助金を交付</p> <p>(1)防犯灯設置補助金(新設・取替) ・補助額 蛍光灯 1灯当たり 9,000円(限度額) 水銀灯 1灯当たり 18,000円(限度額)</p> <p>(2)防犯灯専用柱設置補助金 ・助成額 1柱当たり 10,000円(限度額)</p> <p>2 防犯灯電気料補助金 ・補助額 蛍光灯 1灯当たり 1,300円(限度額) 水銀灯 1灯当たり 1,700円(限度額)</p> <p>補助額は概ね1/2相当</p> <p>人家からおおむね200メートル以上離れた区域に防犯灯を設置する場合は,補助限度額を増額する。</p>	<p>1 防犯灯補助金 制度なし</p> <p>2 防犯灯電気料補助金 ・補助額 電気料相当額全額</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし,既存分の防犯灯の電気料に限り,合併年度とそれに続く3か年度,現行のとおりとする。		

自治会等
コミュニティ活動推進事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 設置状況 (1)コミュニティセンター 地域住民の連帯感を高め,住みよい地域社会づくりの推進に資するため設置。市内の8行政区(黒埼地区は除く)に,地区のコミュニティ活動の拠点施設として設置。 現在9施設あり,整備終了。 (2)コミュニティハウス コミュニティセンターや公民館の無い中学校区に,地域のコミュニティ活動の中心施設として設置。 現在8施設あり,今後2施設を設置する計画。</p> <p>2 設置条例 新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>3 運営管理 地域の自治会長等で構成される「管理運営委員会」に委託している。</p> <p>4 利用時間 午前9時～午後9時</p> <p>5 利用料等 管理運営委員会が徴収する「協力費」がある。</p> <p>6 休館日 毎月曜日,祝日,年末年始,お盆期間</p>	

住民生活
自治会等
集会所建設費補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>集会所建設費補助金</p> <p>(1)新築・改築・増築・購入の場合 (平成14年度基準単価1㎡当たり105,000円) ・普通規模 建設費等の1/2以内 700万円(限度額) ・大規模(世帯数が500世帯以上で建物床面積250㎡以上) 建設費等の1/2以内 1,000万円(限度額)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>(2)修繕の場合 ・工事費の1/3以内(100万円限度) 工事費が1件30万円未満は対象外</p>	

自治会等
集会所用地取得資金利子補給等補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>集会所用地取得資金利子補給金・施設借上補助金</p> <p>(1)集会所用地取得資金利子補給金 資金を融資機関から借入れた自治会等に対して補給。 年度の支払い利子額の1/2以内。 補給期間は5年以内。 借入利率年 7.5%を限度。</p> <p>(2)施設借上補助金 自治会等が集会所を行うため、市所有以外の建物・敷地を有料で借上げた場合に補助金を交付。 ・施設借上 借上額の1/2以内 (30万円限度) ・用地借上 借地料の1/2以内 (10万円限度)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

住民生活
自治会等
自治会への事務委託の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		自治会委託料等 (1,180自治会・町内会) (1)委託料(年4回の支払:6・9・12・3月) ・世帯割 1世帯につき月額92円(年額 1,104円) ・均等割 1自治会につき 100世帯未満 年額 5,500円 100世帯以上 500世帯未満 年額 6,000円 500世帯以上 年額 6,500円 (2)自治会長報酬 制度なし (3)委託に関する事務 ・行政連絡事務 市が行政上の目的で、自治会等を通じて地域住民に対して周知徹底を図る事務 ・調査事務 市が行政上の目的で、自治会等を通じて地域内の住民を対象として調査を行う事務 ・一般行政協力事務 市が自治会等を通じて地域住民に、物品配布または災害救援活動等の協力を求める事務	区長行政事務委託料等(72自治会・行政区) (1)委託料(年2回 7月・12月) 配布割 1世帯につき月額72円 事務費 1世帯につき月額45円 均等割 1行政区につき月額1,620円 (2)区長報酬 制度なし (3)委託に関する事務 広報配布事務...月2回発行の「広報まき」及び配布物の住民への配布、回覧 行政連絡事務...町が行政上の目的で提供する情報の、行政区を通じた地域住民への周知 一般行政協力事務...町からの配布・募金等の集約の協力
巻町	新潟市の制度に統一する。		

自治会等
地域活動等傷害見舞金支給事業

調整方針案		新潟市	巻町												
新潟市		地域活動等傷害見舞金 自主的な地域活動等を行っている際、不測の事故により傷害を受けた場合、行政に対する協力を謝意を含め見舞金を支給 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>傷害の状況</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡の場合</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>6月以上治療を要する場合</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>3月以上治療を要する場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>1月以上治療を要する場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>10日以上治療を要する場合</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	傷害の状況	金額	死亡の場合	100万円	6月以上治療を要する場合	30万円	3月以上治療を要する場合	10万円	1月以上治療を要する場合	5万円	10日以上治療を要する場合	1万円	制度なし
傷害の状況	金額														
死亡の場合	100万円														
6月以上治療を要する場合	30万円														
3月以上治療を要する場合	10万円														
1月以上治療を要する場合	5万円														
10日以上治療を要する場合	1万円														
巻町	新潟市の制度を適用する。														

住民生活
消費生活
消費者情報提供事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要 消費者被害及び危険・危害の拡大防止を図るため、専門講師による講座の開催及び消費者団体への講師派遣を行う。</p> <p>(2) 制度の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・くらしの一日教室 ・テスト教室の開催 ・中高年の消費生活講座・子ども消費者学習 ・市政トーク宅配便(出前講座) ・各種啓発資料の配布 <ul style="list-style-type: none"> 高校生・大学生・新成人・高齢者等 ・消費者団体への講師派遣 ・消費者団体への事業委託 <ul style="list-style-type: none"> 商品使用テスト・商品試買テスト </p>	<p>新潟県消費者協会巻支部と町の共催により、町民を対象として、講演会を年数回開催する。</p> <p>・消費者情報誌の世帯回覧 ・各種啓発資料の配布</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

消費生活
消費生活相談事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要 消費者の苦情相談に対して、適切な指導・助言・斡旋を実施。</p> <p>(2) 制度の運用 消費生活相談員4名が、商品及びサービスの契約に関する消費者苦情解決のための電話、来庁等による相談を実施。</p> <p>(3) 情報体制整備 消費生活相談を効果的に行うために、国民生活センターと全国の消費生活センターをPIO-NETシステム(端末機)で結び相談情報の共有化を図る。</p>	<p>(1) 制度の概要 消費者の苦情相談に対して、適切な指導・助言・斡旋を実施。</p> <p>毎月1回消費者相談員(消費者協会巻支部理事)による消費者苦情相談を実施</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 広報紙(誌)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市報にいがた」…毎週日曜日、全戸配布 新聞折り込み、未購読世帯へは郵送 ・「市報にいがた(点字・声)」…毎週、希望者へ郵送 ・「にいがた暮らしのガイド」…年1回改訂 転入者、希望者等に配布 ・外国語版「暮らしのガイド」…英語版、中国語版、2年毎に改訂 外国人登録時及び希望者に配布 ・情報発信誌…平成15年度発行、16年度は配布し活用を図る ・フリーペーパー…若者向けに市政情報を伝える冊子を発行 <p>2 その他の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで市政に関する情報を提供。 ・テレビ・ラジオ・CATV等で、市政に関する情報を提供。 ・市を紹介する広報ビデオを適宜作製。 ・新潟日報等に新聞広告を掲載。 ・定例の市長記者会見を開催。 ・報道機関等に随時、情報を提供。 ・職員向けに「広報の手引き」を作成。 	<p>1 広報紙等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報まき」…毎月10日・25日に自治会を通じて全戸配布、町外の希望者へ郵送 ・「広報まき(点字・音声)」…ボランティア団体により作成、希望者に配布 ・巻町便利帳…行政の制度、手続き等を網羅したもの。平成11年7月、平成15年2月(改訂版)発行。全戸に配布。 <p>2 その他の広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページで町政に関する情報を提供 ・コミュニティFMで、町政に関する情報を提供 ・新聞広告 ・管理的事務費(旅費・食糧費) ・加入団体負担金 ・県民だより(地域版)の配布
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要</p> <p>地域住民を対象に、市長と市民が直接対話を行い、市民の要望・意見を聴き市政に反映させるとともに、市政に関する情報を提供し、市民の理解を求める。</p> <p>(2) 制度の運用</p> <p>「市長と語る会」 政令指定都市移行後の区割りを中心に、全市において実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区事務所単位で9月に9回開催 ・一般市民(開催する地域住民に限定しない) <p>「市長とコミュニティを考える集い」 各地域の自治・町内会長を対象に、地元要望・提言・意見を市政に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区事務所単位で4回開催 ・5月～7月の平日の午後 ・開催する地域の自治・町内会長 <p>「市長トークセッション」 市政に関して、市長が市民とひざを交えて気軽に語り合える場を設定し、市民の市政への関心を深める機会とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回開催 ・土曜又は日曜の午後 ・一般市民 	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

住民生活
 広聴活動
 動く行政教室開催事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>動く市政教室</p> <p>(1)制度の概要</p> <p>専用バスでの市の施設・事業見学等を通して、市政への認識と理解を深め、市民参加意識の高揚を図るとともに、広く意見を聴く。</p> <p>(2)制度の運用</p> <p>団体での利用は、1年を前期・後期に分けて募集。コースは団体の希望により決定する。</p> <p>個人での利用は、市が企画したコースについて募集。</p> <p>どちらも「市報にいがた」に掲載。</p> <p>市職員が添乗する。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

広聴活動
 行政出張講座開催事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>市政さわやかトーク宅配便</p> <p>市民に市政への理解を深めてもらい、市民と行政の協働の基盤づくりを目的に、市民の団体、グループへ職員を派遣し、市の事業や施策などを説明するとともに意見交換を行う。</p> <p>依頼できる人 市内に在住・勤務または在学する10人以上で構成された団体やグループ</p> <p>時間 原則として午前10時から午後9時までのうち、概ね1時間30分</p> <p>会場 申込者が準備</p>	<p>巻町生涯学習まちづくり出前講座</p> <p>町民に町政への理解を深めてもらい、町民と行政の協働の基盤づくりを目的に、町民の団体、グループへ職員を派遣し、町の事業や施策などを説明するとともに意見交換を行う。</p> <p>依頼できる人 町内に在住・勤務または在学する10人以上で構成された団体やグループ</p> <p>時間 原則として午前8時から午後9時までのうち、概ね2時間00分</p> <p>会場 申込者が準備</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>申し込み 開催日の1ヶ月前までに市民相談室へ</p> <p>講座数 未定</p>	<p>申し込み 開催日の14日前までに社会教育課へ</p> <p>講座数 未定</p>

住民生活
 広聴活動
 市町村長への提言・要望事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		市長への手紙 (1) 制度の概要 市民から市政に関する提言・要望などを寄せてもらい市政への運営及び施策策定の参考資料とする。 (2) 制度の運用 地区事務所、連絡所等、市の施設に専用封筒・用紙を設置。 FAX, Eメールでも受け付ける。 担当課に回答を依頼し、市長決裁の後、文書, Eメールにより回答する。	(1) 制度の概要 町長に対し、町民から[町行政]の執行に対し幅広い意見・要望・提案等を寄せてもらい、「21世紀の町づくり」の参考とする。 (2) 制度の運用 [提案記入用紙]に記入し、役場1階ロビーに設置するポストに投函する。 (郵便やファックス、メールでも受け付ける。) 担当課に回答を依頼し、本人への回答とともに、広報誌にも掲載する。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

広聴活動
 行政モニター設置事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		(1) 制度の概要 地域・年齢・性別等を考慮して市政モニター100名を委嘱し、市民の市政に関する意見・要望・提言等を広く聴き、市民参加の行政を行う。 (2) 制度の運用 定数 100人 任期 1年 内容 テーマを定め、そのテーマに沿った研修会や施設見学、アンケートなどを行う。	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

住民生活
 広聴活動
 行政世論調査事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)制度の概要</p> <p>行政に対する市民の意識・要望を調査し、今後の市政運営の基礎資料とする。 H16年度は次期総合計画策定のアンケートを合併予定市町村の住民も含め1万人を対象に実施。</p> <p>(2)制度の運用</p> <p>対象 満20歳以上の市民(合併予定住民を含める) 10,000人</p> <p>調査方法 郵送法</p> <p>市で調査内容を調整後、調査、分析、報告書作成は業者委託。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

広聴活動
 行政評価委員会設置事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)制度の概要</p> <p>市民の苦情に対する市の処理について、公正かつ中立的立場から評価を行い、市長に対し意見を述べるとともに、市長の求めに応じ、市の施策や市民の提言等に対し意見を述べることにより、市政の公正性及び信頼性を高め、開かれた市政の進展を図る。</p> <p>(2)制度の運用</p> <p>委員 3名</p> <p>任期 2年(1期のみ再任可)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)制度の概要</p> <p>市民の市政に対する要望や苦情・問い合わせ等の総合窓口として市政全般について相談業務を行うほか、市民の心配ごとの相談に応じ、市民生活の安定を図る。</p> <p>(2)制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政相談（市職員対応） 【相談日】 毎週月～金曜日 ・心配ごと相談（専門相談員対応） 【相談日】 毎週月～金曜日 ・法律相談（弁護士対応・要予約） 【相談日】 毎週月・水・金曜日 午後 ・交通事故相談（専門相談員対応） 【相談日】 毎週月・火・木・金曜日 	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 男女共同参画推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 行動計画の進行管理(庁内推進会議の開催,行動計画実施事業細目の作成) (2) 職員の意識啓発(庁内推進会議研修会の開催) (3) 調査・研究(主要課題の研究,各種会議への参加等) (4) 男女共同参画審議会の運営 (5) 市民への意識啓発(出張ミニ説明会の開催等) (6) 条例制定関係(パブリックコメント,市民説明会,パンフレット作成) (7) 条例制定の市民啓発(バス車体広告,のぼり旗,TMOビジョン) <p>2 女性センター事業(女性センターで実施・運営している事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 主催講座 <ul style="list-style-type: none"> ・女性学講座：自分自身が暮らしの中のジェンダーに気づき,家族や身近な人,周りの人たちにも理解してもらえるよう,エンパワメントする。 ・エンパワメント女性学：行動綱領を視野に,女性の権利は人権であることに気づき,自分の考え方を考え,エンパワメントする。 ・やさしい女性学,・男性対象講座:ジェンダーにとらわれない社会,男女共同参画社会について知ってもらう。 ・子育てと社会参加：子育て中の女性の孤立感をなくすために,性別役割分業から解放し,自立のための行動に結びつかせる。 ・保育者養成講座：市主催事業における一時保育の意義を理解し,学習者の支援につながる活動ができるよう保育者を養成する。 ・にいがた女性大学：女性問題解決の視点で市政を学ぶことにより,広い視野を持ったリーダーの養成を行う。 ・出前講座:女性センターにこない男女を対象に男女共同参画社会について知ってもらう。 ・パソコン教室:就労支援を目的に,子育て期の人たちにIT関連講座を開催する。他に,・女子学生対象講座,・男女共同参画啓発講座,・交流会がある。 (2) 情報図書室：女性問題に関する情報や図書を提供する。 (3) 相談事業：心の相談,女性労働問題について相談員がカウンセリングを行う。 (4) 保育室(主催事業の一時保育・個人開放) 	<p>1 開催事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)まきまち男女共同参画プラン推進懇談会 委員10人以内、年3回開催、報酬1人1回4,600円 プランを推進するために調査し、意見交換をしている。 (2)女性学講座 一般町民を対象に講座・セミナー等を通し男女共同参画の啓発に努める。 (3)男女共同参画啓発講座 一般町民また、職員を対象に、講演・セミナー等を通して男女共同参画の啓発に努める。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

教育・文化
 幼児教育・学校教育 / 幼稚園事業
 幼稚園就園奨励事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		幼稚園就園奨励事業 (1) 私立幼稚園 低所得世帯の幼児の就園に対し、授業料等を減免した幼稚園に補助 ・市民税非課税世帯 第1子 137,700円/年 第2子 196,000円/年 第3子 253,000円/年 ・市民税所得割非課税世帯 第1子 104,900円/年 第2子 176,000円/年 第3子 246,000円/年 ・市民税所得割8,800円以下の世帯 第1子 80,400円/年 第2子 161,000円/年 第3子 241,000円/年 ・市民税所得割102,100円以下の世帯 第1子 56,500円/年 第2子 147,000円/年 第3子 237,000円/年 (2) 市立幼稚園 低所得世帯の幼児の授業料等を減免 ・市民税所得割非課税世帯 第1子 20,000円/年 第2子 42,000円/年 第3子 64,000円/年	私立幼稚園就園奨励費補助金 (私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 平成13年教委訓令第1号) 私立幼稚園 所得状況に応じた世帯の園児に対し、保育料等を減免し幼稚園に補助 ・町民税非課税世帯 第1子 137,700円/年 第2子 196,000円/年 第3子 253,000円/年 ・町民税所得割非課税世帯 第1子 104,900円/年 第2子 176,000円/年 第3子 246,000円/年 ・町民税所得割8,800円以下の世帯 第1子 80,400円/年 第2子 161,000円/年 第3子 241,000円/年 ・町民税所得割102,100円以下の世帯 第1子 56,500円/年 第2子 147,000円/年 第3子 237,000円/年 平成16年6月10日 教委訓令第2号で一部改正 附 則 この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

幼児教育・学校教育 / 幼稚園事業
 私立幼稚園父母負担軽減補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		私立幼稚園父母負担軽減補助金 ・私立幼稚園児の保護者の負担を補助するために補助 ・基準日…2月1日 ・補助額…園児1人当たり8,500円/年	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

教育・文化
 幼児教育・学校教育 / 義務教育
 就学奨励援助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		就学奨励援助事業 要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度 ・小学生 国の基準額 + 市単分(学用品費1,200円/年) ・中学生 国の基準額 + 市単分(学用品費2,000円/年) 特殊教育就学奨励制度 ・小学生 国の基準額 + 市単分(学用品費600円/年) ・中学生 国の基準額 + 市単分(学用品費1,000円/年) このほか、通学付添人の交通費を支給(市単独事業)	就学奨励援助事業 要保護及び準要保護児童生徒に対する援助制度 ・小学生 国の基準額 ・中学生 国の基準額 特殊教育就学奨励制度 ・小中学生とも国の基準額
巻町	新潟市の制度に統一する。	特殊諸学校就学奨励制度(市単独事業) ・助成額 36,000円/年 + 交通費の一部 交通費については、市外の学校に寄宿している児童・生徒の保護者に年11回分の帰省送迎交通費を支給	特殊諸学校就学奨励制度(町単独) (巻町特殊学校就学者援助条例 昭和47年条例第26号) ・助成額 39,600円/年

幼児教育・学校教育 / 義務教育
 通学区域の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		市立小学校61校・市立中学校31校について、通学区域を設定している。 市立小・中学校の通学区域のうち、24の区域で通学路の安全性や距離的な問題、地域の特性を考慮して、「学区外の指定学校」への就学を認める「学区外就学認可区域」を設定している。 【黒埼町との合併に際しての事例】 黒埼町では、中学校が黒埼中学校の1校しかなく、立仏小学校・山田小学校の学区のうち、バイパス以北地区は、通学距離、地形的な問題(バイパスで分断されている)等で合併を前提として、小針中学校・小新中学校へ就学できるよう関係自治会から要望が出ていた。 合併後、関係12自治会から要望書が提出され、検討の結果、バイパス以北地区を平成14年4月1日から小針中学校への学区外就学認可区域として設定した。	居住地によって通学区域が決まっている。 小学校5校 中学校2校 なお、保護者の方の勤務や転居など、やむを得ない理由(就学指定校変更の許可要件)がある場合は、学区外の学校に通うことができる。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

教育・文化
 幼児教育・学校教育 / 義務教育
 自転車通学者ヘルメット支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		中学校自転車通学生ヘルメット購入 中学校自転車通学生の安全確保のため、入学時、対象者にヘルメットを支給	自転車通学安全帽購入補助金 ・ 巻東・巻西中学校で自転車通学を許可された新1年生及び他町村から転入してきた生徒の保護者に通学安全帽(ヘルメット)の購入代金を支給。 ・ 補助額 2,940円/個
巻町	新潟市の制度に統一する。		

幼児教育・学校教育 / 義務教育
 特殊学級介助員配置事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		児童生徒1人1人の教育効果を上げ発達を促すため、特殊学級に介助員を配置する。 配置基準 ・ 知的学級 ... 児童生徒5人以上に1人 ・ 情緒学級 ... 児童生徒2人以上に1人, 6人以上に2人	巻南小学校特殊学級に介助員を配置する。 ・ 配置基準は特にないが、児童の自立度合いの状況に応じて配置 知的学級(2クラス) 児童9人に対し 2人 情緒学級(1クラス) 児童5人に対し 3人 病弱学級(1クラス) 児童2人に対し 2人
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。		

教育・文化
 幼児教育・学校教育 / 義務教育
 教育相談事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		教育相談事業 (1)内容 不登校・いじめ・集団不適應・非行等, 青少年の教育や養育上の問題について相談に応じる。 不登校児童生徒のキャンプ。 いじめSOS(電話相談) 絵を描く部屋の開設 ・開設日 毎週 水曜日 ・開設時間 午後1時～午後3時 自主学習室の開設 ・開設日 毎週月～金曜日 ・開設時間 午前10時～午後12時 相談関係機関連絡会の開催	(1)内容 教育相談(必要に応じて訪問相談) ・いじめ、不登校、非行や養育等の教育相談に応じる。 ・相談日時 月曜日、木曜日 10:00～17:00 ・相談場所 巻町教育相談室「やすらぎ会館内」 ・相談方法 電話、来室(必要に応じ学校を訪問)及び訪問
巻町	新潟市の制度に統一する。	(2)開館時間 午前8時30分～午後5時 (3)休館日 土・日曜日, 休日, 及び12月29日～1月3日	

幼児教育・学校教育 / 義務教育
 小・中学校遠征費補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	体育の市内大会については, 新しい大会の開催方法等を見ながら, 新たな支給基準について検討する。	中学校教育の一環として実施される全国中学校体育大会, 北信越中学校総合体育大会, 新潟県中学校総合体育大会, 新潟地区中学校総合体育大会に出場する生徒に激励金を支給する。 <支給内容> ・参加費……………全額 ・交通費, 宿泊費…2/3 文部科学省又は都道府県教育委員会が主催又は後援する音楽大会の上位大会に出場する児童・生徒に激励金を支給する。 <支給内容> ・参加費……………全額 ・交通費, 宿泊費…2/3	部活動遠征費補助金(年額3,000,000円) ・ 郡・市大会、地区大会、県大会以上の大会(参加費、交通費、宿泊費)費用を巻東・巻西中学校で按分して補助。
巻町	音楽大会については, 新潟市の制度に統一する。 体育大会の地区大会以上については, 新潟市の制度に統一する。市内大会については, 新しい大会の開催方式等を見ながら, 新たな支給基準について検討する。		

教育・文化
 幼児教育・学校教育 / 義務教育
 児童・生徒の生活習慣病予防対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	合併年度とそれに続く1か年度経過するまでに、新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	児童・生徒の生活習慣病予防対策 (対象) 全中学校1年生の希望者 (内容) 肥満度(身長, 体重) 血圧測定 血液検査(総コレステロール, HDLコレステロール, LDLコレステロール) 家族歴 (負担金) 700円 (事後指導) 受診者及び保護者を対象に保健師等による指導。	血液検査 (対象) 全中学校2年生の希望者 (内容) 白血球数・赤血球数・血色素量・ヘマトクリット・MCV・MCH・MCHC 血小板数・総コレステロール・中性脂肪・鉄・UIBC (負担金) なし (事後指導) 要精検者に専門医へ受診を勧める
巻町	巻町域に限定して、合併年度とそれに続く1か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。		

幼児教育・学校教育 / 義務教育
 学校給食事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		(1) 小学校 (61校) ・ 57校が自校方式の完全給食 ・ 4校がセンター方式の完全給食 (2) 中学校 (31校) ・ 4校が自校方式の完全給食 ・ 1校がセンター方式の完全給食 ・ 26校が弁当併用, 民間委託方式による完全給食 (3) 幼稚園 (3園) ・ 3園が自園方式(1園は小学校と併用)の完全給食	(1) 小学校(5校) ・ 5校ともセンター方式の完全給食 (2) 中学校(2校) ・ 2校ともセンター方式の完全給食 米飯、パン及び給食運搬のみ民間委託
巻町	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。	(4) 養護学校(1校) ・ 1校が自校方式の完全給食	

教育・文化
 幼児教育・学校教育 / 私学振興
 私立高等学校学費助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		私立高等学校学費助成制度 就学上の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校に在学している者の低所得者世帯に学費を助成する。 支給対象 保護者が新潟市民であること 市民税の均等割だけを課税される世帯 市民税の所得割額42,000円以下の世帯 基準日(7/1,1/1)に在籍する生徒の保護者を対象	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	生活保護世帯、市民税非課税世帯は、県費により授業料全額を助成しているため対象外 助成額・・・24,000円	

幼児教育・学校教育 / 奨学金
 奨学金事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	制度なし。ただし、合併後、新たな制度として検討する。	制度なし	巻町奨学金貸与事業 (巻町奨学金貸与条例 昭和42年条例第12号) ・ 対象 1年前から町内に居住している保護者の子弟で、経済的な理由により修学が困難な人。 ・ 奨学金の額 高等学校 月額 18,000円 (年額 216,000円) 大学・短期大学 自宅通学 月額 20,000円 (年額 240,000円) 自宅外通学 月額 30,000円 (年額 360,000円)
巻町	合併後、新たな制度として検討する。巻町で実施されている奨学金制度については、新制度が適用されるまで継続する。		

教育・文化
社会教育・文化 / 青少年健全育成事業
青少年育成員設置事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 制度の概要 青少年の健全育成を図るため、新潟市青少年育成員を置く。</p> <p>・任期 2年 ・人数 500人以内</p> <p>(2) 事業内容 街頭育成員 非行を未然に防止するため繁華街等を巡回して「愛の呼びかけ」等の指導を行う。(報酬 3,400円/回)</p> <p>プレイリーダー 学校週5日制の実施に伴い、休業日となる土曜日に公民館等で事業を企画運営する。(報酬 5,100円/回)</p>	<p>制度なし</p> <p>巻町としては、新潟市の趣旨のような青少年育成員等は設置していない。</p>
巻町	新潟市の制度を適用する。		

社会教育・文化 / 社会教育施設の設置状況
公民館の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。	<p>(1) 設置状況 公民館……中央公民館、中地区公民館、坂井輪地区公民館、石山地区公民館、西地区公民館、鳥屋野地区公民館、北地区公民館、東地区公民館、曾野木地区公民館、関屋地区公民館、黒埼地区公民館 公民館分館…小針青山公民館、大江山公民館、赤塚公民館、中野小屋公民館、濁川公民館、南浜公民館、木戸公民館、大形公民館、丸湯公民館、両川公民館、黒埼北部公民館 計 11公民館 11分館</p> <p>(2) 開館時間……月～土曜日 9:00～21:30 日曜日 9:00～17:00 ただし、黒埼地区公民館、黒埼北部公民館 日曜日 9:00～21:30 小針青山公民館 火～日曜日 9:00～21:30</p> <p>(3) 休館日……祝日、12月29日～1月3日 ただし、小針青山公民館 月曜日、12月29日～1月3日</p> <p>(4) 維持・管理……月～金曜日昼間 直営方式 月～金曜日夜間 業者委託方式 土・日曜日 業者委託方式</p>	<p>(1) 設置状況 公民館……巻町公民館、漆山地区公民館、峰岡地区公民館 公民館分館…巻町に22箇所の分館があるが、主に地域の人の集会所的目的で使用されており、一般町民等への貸し出しは事実上実施していない。</p> <p>(2) 開館時間……月～日曜日(火曜を除く) 9:30～22:00 (巻町公民館、漆山地区公民館、峰岡地区公民館)</p> <p>(3) 休館日……火曜日(祝日の場合は翌日)、12月28日～1月4日</p> <p>(4) 維持・管理……月～金曜日昼間 直営方式 月～金曜日夜間 業者委託方式 土・日曜日 業者委託方式</p>
巻町	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																																																				
新潟市	今後、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	<p>(1) 設置状況 図書館……沼垂図書館, 舟江図書館 図書館分館……山の下図書館, 坂井輪図書館, 石山図書館, 内野図書館, 鳥屋野図書館, 松浜図書館, 黒埼図書館 地区図書室……関屋地区図書室 他 15 図書室 移動図書館車…制度なし</p> <p>(2) 開館曜日及び時間 図書館・図書館分館……火～金曜日 10:00～19:00 土～日曜日 10:00～17:00 地区図書室 (別表のとおり)</p> <p>(3) 休館日 ・月曜日 ・国民の祝日 (その日が月曜日にあたるときはその翌日, ただし5月3日, 11月3日を除く) ・年未年始 (12月29日～1月3日) ・図書整理日 (毎月第3金曜日) ・蔵書点検期間 (1月, 2月の8日間程度)</p> <p>(4) 貸出冊数及び期間 図書館……1人10冊以内, 2週間以内 団体貸出 ……1団体100冊以内, 1か月以内 地区図書室……1人1室につき, 5冊以内, 2週間以内</p> <p>(5) 電算管理 9図書館をオンラインで結び, カウンター業務(貸出, 返却, 予約), 図書館管理業務 (図書登録, 利用者登録, 統計等)及び利用者用蔵書検索端末機を1系統で管理している。</p>	<p>(1) 設置状況 図書館……なし(図書室……巻町公民館) 図書館分館……なし</p> <p>地区図書室……峰岡地区公民館, 漆山地区公民館 移動図書館車…制度なし</p> <p>(2) 開館曜日及び時間 図書室……水～月曜日 8:30～20:00 土～日曜日 8:30～20:00 地区図書室……月/水/木/金 8:30～17:15</p> <p>(3) 休館日 ・火曜日(祝日の場合は翌日) ・年未年始 (12月28日～1月4日)</p> <p>(4) 貸出冊数及び期間 図書室……1人5冊以内, 2週間以内 団体貸出 ……巡回図書 地区図書室……1人5冊以内, 2週間以内</p> <p>(5) 電算管理 図書館管理業務(図書登録, 統計等)。</p>																																																																				
巻町	巻町公民館図書室及び峰岡地区公民館図書室, 漆山地区公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	<p>地区図書室の開室状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区図書室名</th> <th>設置場所</th> <th>開室日</th> <th>開室時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関屋</td> <td>関屋地区公民館 2階</td> <td>水, 木, 日 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>真砂</td> <td>真砂会館 1階</td> <td>水 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>西内野</td> <td>西コミュニティセンター 2階</td> <td>火, 水, 金 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>大形</td> <td>大形連絡所 1階</td> <td>月, 水, 金</td> <td>12:30～16:30</td> </tr> <tr> <td>木戸</td> <td>木戸コミュニティセンター 2階</td> <td>水, 金 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>小針</td> <td>坂井輪コミュニティセンター 1階</td> <td>水, 金 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>赤塚</td> <td>赤塚連絡所 1階</td> <td>水, 金</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>大江山</td> <td>大江山地区農村環境改善センター 1階</td> <td>水, 金</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>濁川連絡所 2階</td> <td>月, 水, 金</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>青山</td> <td>青山コミュニティハウス 1階</td> <td>水, 金 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>中野小屋</td> <td>中野小屋連絡所 1階</td> <td>水, 金</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>南浜</td> <td>南浜連絡所 2階</td> <td>水, 金</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>曾野木</td> <td>曾野木地区公民館 2階</td> <td>月, 水, 金 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>両川</td> <td>両川連絡所 2階</td> <td>火, 水, 金</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>シルバーピア石山</td> <td>シルバーピア石山 1階</td> <td>水, 金 土</td> <td>13:00～17:00 10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>黒埼北部</td> <td>黒埼北部公民館 2階</td> <td>月～日 (祝日除く)</td> <td>9:00～21:30</td> </tr> </tbody> </table>	地区図書室名	設置場所	開室日	開室時間	関屋	関屋地区公民館 2階	水, 木, 日 土	13:00～17:00 10:00～17:00	真砂	真砂会館 1階	水 土	13:00～17:00 10:00～17:00	西内野	西コミュニティセンター 2階	火, 水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00	大形	大形連絡所 1階	月, 水, 金	12:30～16:30	木戸	木戸コミュニティセンター 2階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00	小針	坂井輪コミュニティセンター 1階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00	赤塚	赤塚連絡所 1階	水, 金	13:00～17:00	大江山	大江山地区農村環境改善センター 1階	水, 金	13:00～17:00	濁川	濁川連絡所 2階	月, 水, 金	13:00～17:00	青山	青山コミュニティハウス 1階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00	中野小屋	中野小屋連絡所 1階	水, 金	13:00～17:00	南浜	南浜連絡所 2階	水, 金	13:00～17:00	曾野木	曾野木地区公民館 2階	月, 水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00	両川	両川連絡所 2階	火, 水, 金	13:00～17:00	シルバーピア石山	シルバーピア石山 1階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00	黒埼北部	黒埼北部公民館 2階	月～日 (祝日除く)	9:00～21:30	
地区図書室名	設置場所	開室日	開室時間																																																																				
関屋	関屋地区公民館 2階	水, 木, 日 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
真砂	真砂会館 1階	水 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
西内野	西コミュニティセンター 2階	火, 水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
大形	大形連絡所 1階	月, 水, 金	12:30～16:30																																																																				
木戸	木戸コミュニティセンター 2階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
小針	坂井輪コミュニティセンター 1階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
赤塚	赤塚連絡所 1階	水, 金	13:00～17:00																																																																				
大江山	大江山地区農村環境改善センター 1階	水, 金	13:00～17:00																																																																				
濁川	濁川連絡所 2階	月, 水, 金	13:00～17:00																																																																				
青山	青山コミュニティハウス 1階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
中野小屋	中野小屋連絡所 1階	水, 金	13:00～17:00																																																																				
南浜	南浜連絡所 2階	水, 金	13:00～17:00																																																																				
曾野木	曾野木地区公民館 2階	月, 水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
両川	両川連絡所 2階	火, 水, 金	13:00～17:00																																																																				
シルバーピア石山	シルバーピア石山 1階	水, 金 土	13:00～17:00 10:00～17:00																																																																				
黒埼北部	黒埼北部公民館 2階	月～日 (祝日除く)	9:00～21:30																																																																				

教育・文化
社会教育・文化 / スポーツ振興
地区スポーツ振興会支援事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>地区及び校区スポーツ振興会</p> <p>・ 目的 地域に根ざした生涯スポーツの普及と推進のため、小学校区または地域ごとに振興会を設立。現在43のスポーツ振興会があり、それぞれ地域の特色を生かした事業を展開している。 なお、市から1小学校区に10万円の補助金が予算措置されている。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。		

社会教育・文化 / スポーツ振興
各種スポーツ大会の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>各種スポーツ大会</p> <p>・少年少女スポーツ大会 ・早起き野球大会 ・新潟マラソン大会 ・市民サッカー大会 ・にいがた夕日ウォーク ・市民綱引き大会 ・環日本海新潟駅伝競走大会 ・国際ユースサッカーIN新潟 など</p>	<p>各種スポーツ大会 (主催)</p> <p>・町民ハイキング ・ホッケー授業 ・健康教室 ・町民スキー教室</p> <p>(共催)</p> <p>・少年野球大会 ・スポーツフェスティバル ・町長杯争奪ホッケー大会 ・国体少年・成年県予選ホッケー大会 ・新潟日報杯争奪ホッケー大会 ・北信越高校選抜県予選ホッケー大会 ・北信越中学校ホッケー大会 ・下越地区バレーボール大会 など</p>
巻町	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。		

教育・文化
社会教育・文化 / スポーツ振興
スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>スポーツの全国大会等出場者激励金</p> <p>スポーツの奨励と振興を図るため、北信越大会等のブロック大会又は全国大会等に出場する市民等に対し、激励金を支給。</p> <p>支給額 日本体育協会又は同協会加盟団体等が主催する大会 1人当たり10,000円</p> <p>オリンピック競技大会 1人当たり100,000円を限度とし、その都度教育委員会が定める額</p> <p>日本体育協会加盟団体等が派遣するオリンピック競技大会以外の海外での競技大会 1人当たり15,000円</p> <p>国際大会の強化合宿 1人当たり10,000円</p>	<p>文化・スポーツ全国大会等の経費等の助成 音楽、芸術、文化活動等関東甲信越規模コンクール以上の派遣費用の助成 国、全国小学校体育連盟、全国中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本体育協会(傘下体育協会)等の主催する全国大会、北信越大会等(小・中学生に限る)及び全国大会に準ずる規模の大会で特に町長が必要と認めるとき、並びに世界大会等派遣費用の助成 巻町の文化、芸術関係団体が主催又は主管する催し物で特に巻町の文化、芸術の振興に寄与すると認められた場合、これに要する費用の助成 巻町のスポーツ団体等の主催、又は主管する県大会以上の大会運営に関する費用の助成</p> <p>支給額 個人参加 定額1人10,000円 海外派遣大会 定額1人30,000円 団体として参加する場合 出場人数 7人～15人 定額 70,000円 " 16人～20人 定額100,000円 " 21人以上 定額150,000円 県内で開催される全国大会に、個人及び団体として出場する場合は、 - の金額の半分</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

社会教育・文化 / スポーツ振興
学校開放事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>学校開放事業</p> <p>(1)学校開放数 小学校61校 養護学校1校 中学校31校</p> <p>(2)対象 小学校・養護学校は地域住民に開放。中学校は職域等のサークル・グループに開放。</p> <p>(3)申請方法 小学校は年度末に年間利用申請手続き。競合の場合は調整。 中学校は年度末、抽選会で年間利用団体を決定。 小・中学校とも各団体週1回の利用とする。</p> <p>(4)利用時間 月曜日～金曜日 18時～21時 土曜日 13時～21時 日曜日・祝日 9時～16時45分 (小学校体育館の土曜日午前中は遊び場開放(青少年課)のため一般開放はしていない。)</p> <p>(5)使用料金 小・中学校施設利用は無料。 夜間照明設置のグラウンド(小学校2校・中学校2校)は電気料実費。</p> <p>(6)開放施設 小学校…体育館・特別教室・ナイターグラウンド 中学校…体育館・特別教室・武道場・クラブハウス・ナイターグラウンド</p> <p>(7)グラウンド開放 こどもの遊び場やクラブ活動のため原則として一般開放はしない。学校が直接管理している。</p> <p>(8)開放時の管理業務 小学校についてはH16年中に全ての学校において、各地区又は校区振興会に運営業務を委託し、自主運営化を図っている(万代長嶺小を除く)。中学校・ナイターグラウンドについては、(財)新潟市シルバー人材センターに管理業務(学校開放管理指導員)を委託している。</p> <p>(9)運営委員会・調整会議 小学校の利用団体は、定期的に会議を開催し自主運営を行っている。</p>	<p>学校開放</p> <p>(1)学校開放数 小学校5校 中学校2校 (県立高校3校も開放中)</p> <p>(2)対象 巻町内に在住し又は勤務する者が組織する団体</p> <p>(3)申請方法 小・中学校とも年間継続利用団体は年2回利用申請手続き。 競合の場合は調整 その他の申請については、1ヶ月毎に調整</p> <p>(4)利用時間 月曜～金曜 午後7時～午後9時30分まで 土・日、祝日 午前9時～午後9時30分まで (小学校体育施設、第1・第3土曜午前9:30～11:30は「遊びの広場」で一般開放はしていない)</p> <p>(5)使用料金 小・中学校施設利用は無料(夜間照明施設無し)</p> <p>(6)開放施設 小学校…屋内運動場・野外運動場 中学校…屋内運動場・野外運動場・武道館</p> <p>(7)グラウンド開放 学校行事・PTA 行事・遊びの広場以外に一般開放</p> <p>(8)開放時の管理業務 (財)巻町シルバー人材センターに管理業務委託</p> <p>(9)運営委員会・調整会議 無し</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。		

教育・文化
文化
美術展覧会開催事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		新潟市美術展 (1) 実施主体 新潟市・新潟市美術協会 (2) 会場 新潟市美術館 (3) 部門 洋画, 日本画, 書道, 彫刻, 工芸, 版画, 写真(7部門)	巻町文化祭 (1) 実施主体 巻町 (2) 会場 巻町公民館 (3) 部門 洋画, 日本画, 水墨画, 書道, 工芸, 手芸, 生花, 切手, 切り絵, ちぎり絵, 絵手紙, 盆栽, 写真等(サークル毎の展示)
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし, 公民館等で発表の場として実施している「巻町文化祭」については, 合併後も引き続き公民館事業として実施する。		

文化
文芸誌発刊事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		「にいがた市民文学」発刊事業 (1) 目的 文芸作品の発表の場を設けることにより市民の創作意欲を高め, 文芸水準の向上を図る。 文芸誌を発行し, 文芸に関する講演会等を開催することで, 文芸愛好者のすそ野を広げる。 (2) 内容 ・ 小説, 詩, 短歌, 俳句, 川柳, 児童文学, 随筆, コントの8部門 ・ 講演会の開催	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 設立趣旨 外国人や市民に情報を提供し、国際交流の促進を図るために設置。 国際交流を目的とする活動の場、市民、外国人の交流の場。</p> <p>(2) 施設の概要 名称 新潟国際友好会館 設置 昭和56年7月20日供用開始 所在 新潟市上大川前通6-1211-5 面積 約450㎡ 開館時間 午前10時～午後6時 休館日 水曜日、祝日の翌日、年末年始 管理 財団法人新潟市国際交流協会</p> <p>(3) 主な機能 会議室 ロビー 図書コーナー</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
産業・工業 / 研究開発助成金交付事業
産業活性化研究開発支援事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>産業活性化研究開発支援事業</p> <p>(1)事業概要 地域産業の活性化と将来の産業基盤の高度化を図るため、第1次産業も含めた地域企業などが行う新たな技術や生産品の開発を支援する。</p> <p>(2)助成内容 補助対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業者または団体等 補助対象事業 技術の高度化又は新たな製品開発のために行う研究開発など 補助対象経費 研究開発に必要な経費(研究員の人件費は除く) 補助金額等 [一般分] 補助率 1 / 2 補助限度額 500万円 [特定分(福祉・環境・IT分野)] 補助率 2 / 3 補助限度額 1,000万円</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 各種補助金交付事業
商店街環境整備事業費補助事業

調整方針案		新潟市	巻町						
新潟市		<p>商店街環境整備事業費補助金</p> <p>(1)対象団体 ・商店街振興組合 ・商店街を単位とする事業協同組合又は、これに準ずる任意の商店街組織で、2 / 3以上の者が商業又はサービス業を営む者</p> <p>(2)対象事業、補助率及び補助限度額</p> <p>(注)ただし改修の場合、総工事費用の額が1件50万円以上のもの</p> <table border="1" data-bbox="1104 1514 1819 1766"> <thead> <tr> <th>共同施設の区分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アーケードの新設,改修 街路灯の新設,改修 カラー舗装の新設,改修 アーチの新設,改修 ストリートファニチャーの新設,改修 商店街等の案内板の新設,改修</td> <td>30%</td> <td>2億円</td> </tr> </tbody> </table>	共同施設の区分	補助率	限度額	アーケードの新設,改修 街路灯の新設,改修 カラー舗装の新設,改修 アーチの新設,改修 ストリートファニチャーの新設,改修 商店街等の案内板の新設,改修	30%	2億円	制度なし
共同施設の区分	補助率	限度額							
アーケードの新設,改修 街路灯の新設,改修 カラー舗装の新設,改修 アーチの新設,改修 ストリートファニチャーの新設,改修 商店街等の案内板の新設,改修	30%	2億円							
巻町	新潟市の制度を適用する。								

産業
商業・工業 / 各種補助金交付事業
商店街組織化事業費補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>商店街組織化事業費補助金</p> <p>・団体が、商店街の活性化に向けて組織を強化するために協同組合等を設立する場合に対し、補助。</p> <p>(1)対象団体 ・商店街振興組合 ・商店街を単位とする事業協同組合又は、これに準ずる任意の商店街組織で、2 / 3以上の者が商業又はサービス業を営む者</p> <p>(2)補助率及び補助限度額 ・定額 15万円</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 各種補助金交付事業
商店街活性化事業費補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>商店街活性化ステップアップ事業費補助金</p> <p>商店街が消費者の動向や経営者の意識等を調査し、商店街の将来構想や戦略プログラム策を研究・検討する場合や活性化実現のための情報化機器導入事業・商店街の独自性をアピールするソフト事業などを行う場合に助成します。</p> <p>(1)対象団体 ・商店街振興組合 ・商店街を単位とする事業協同組合又は、これに準ずる任意の商店街組織で、2 / 3以上の者が商業又はサービス業を営む者</p> <p>(2)補助率及び補助限度額 ・アドバイザー派遣事業 ... 補助対象経費の50%・年間5回まで ・商店街活性化研究事業 ... 補助対象経費の50%・限度額100万円 ・商店街活性化実践事業 ... 補助対象経費の50%・限度額500万円 (新潟県21世紀型事業に該当する場合は1,000万円)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
商業・工業 / 各種補助金交付事業
商店街空き店舗等対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 商店街空き店舗運営事業</p> <p>(1)対象団体 商店街振興組合, 事業共同組合(任意, 法人組織は問いません)</p> <p>(2)対象事業 商店街等の組合が空き店舗を賃借しコミュニティ施設や共同店舗として運営する事業</p> <p>(3)補助金の補助率等 改装費 30%(県21世紀型事業該当の場合55%) 限度額2億円 賃借料 50% 限度額300万円(補助期間3年間)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
中小企業向け融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>中小企業特別融資</p> <p>(1)一般融資 融資対象者(以下の項目をすべて満たす者) ・市内に住所又は事業所を有する。 ・原則として1年以上継続して同一事業を営む。 ・信用保証対象事業を営む。 ・市税を完納している。 融資条件 [資金用途] 運転資金・設備資金 [限度額] 2,000万円以内 [利率] 信用保証付 年2.05%, その他 年2.55% [期間等] 1,000万円以内 7年以内(うち据置6ヶ月以内) 1,000万円超 8年以内(うち据置6ヶ月以内)</p> <p>(2)商店街等活性化対策資金 融資対象者(一般融資対象者の条件を満たし, かつ, 次のいずれかに該当する者) ・商店街環境整備事業等の共同事業をおこなう中小企業者 ・公共事業のため事業所の移転を必要とする中小企業者 ・中小小売業者 ・中小小売業者が主となって構成する組合 融資条件 [資金用途] 運転資金(組合のみ)・設備資金 [限度額] 運転資金(組合)700万円以内 設備資金(組合)5億円以内 設備資金(小売)5,000万円以内 [利率] 信用保証付 年1.90%, その他 年2.40% [期間等] 1,000万円以内 8年以内(うち据置1年以内) 1,000万円超 20年以内(うち据置2年以内)</p> <p>(3)夏期・年末資金 融資対象者 一般融資対象者と同じ。 融資条件 [資金用途] 運転資金 [限度額] 700万円以内 [利率] 信用保証付 年1.75%, その他 年2.25% [期間等] 6ヶ月以内</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
 商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
 中小企業無担保無保証人融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		無担保無保証人融資 (1) 融資対象者 (以下の項目すべてを満たす者) ・市内に住所又は事業所を有する。 ・原則として1年以上継続して事業を営む。 ・信用保証対象事業を営む。 ・市税を完納している。 ・従業員20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人又は個人。 ・市民税の所得割(法人の場合は法人税割)を過去2年間に於いて完納している。 (2) 融資条件 [資金用途] 運転資金, 設備資金 [限度額] 1,000万円以内 [利率] 年2.05% [期間等] 運転資金 7年以内(うち据置6か月以内) 設備資金 10年以内(うち据置6か月以内)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
 中小企業人材確保・時短促進援助資金融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		人材確保・時短促進援助資金 (1) 融資対象者 (以下の項目を満たす者) ・市内に住所又は事業所を有する。 ・原則として1年以上継続して事業を営む。 ・信用保証対象事業を営む。 ・市税を完納している。 ・中小企業の組織に関する法律第3条に規定する中小企業団体 (2) 融資条件 [資金用途] 設備資金 [限度額] 5,000万円以内 [利率] 信用保証付 年1.90% その他 年2.40% [期間等] 7年以内(うち据置2年以内)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
 商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
 中小企業開業資金融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		中小企業開業資金 (1)融資対象者 ・現在の事業所に5年以上勤続、もしくは現在の事業所及び類似業種の事業所に通算して8年以上勤務した28歳以上の者で、市内において同業種で開業する者。 (信用保証対象外の業種は除く) ・市内において信用保証対象業種を開業して6ヶ月未満、もしくは、これから開業する28歳以上の者で、開業に必要な資金の3割を自己資金として有する者。 (2)融資条件 [資金用途] 運転資金、設備資金 [限度額] 運転資金 300万円以内 設備資金 500万円以内 [利率] 年2.25%(1企業 500万円限度) [期間等] 運転資金 7年以内 (うち据置6カ月以内) 設備資金 10年以内 (うち据置6カ月以内)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
 中小企業経営支援融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		経営支援特別融資 (1)融資対象者(以下の項目を満たす者) ・市内に住所または事業所を有する ・原則として1年以上継続して事業を営む ・信用保証対象業種を営む ・市税を完納している ・最近3カ月間における生産額または売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しているか、または昨年同期と比較して5%以上減少しているもの (2)融資条件 [資金用途] 運転資金 [限度額] 3,000万円以内 [利率] 信用保証付 1.7% その他 2.2% [期間] 9年以内(うち据置2年以内)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
 商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
 中小企業公害防止施設資金貸付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		(1) 新潟市公害防止施設資金貸付要綱に基づき施設改善や移転に要する経費を貸し付けることにより、公害の防止を図る。 融資対象者 ・ 市内の中小企業者で公害防止のための施設改善又は工場、事業場を移転するもの。 融資条件 ・ 融資用途 : 設備資金 ・ 限度額 : 1,500万円 ・ 利率 : 信用保証付 年1.90% その他 年2.40% ・ 期間等 : 10年以内(据置1年以内)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 中小企業各種資金融資事業
 中小企業公害防止施設資金利子補給事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		(1) 新潟市公害防止施設資金利子補給金交付要綱により支払利子額に対し、一定割合の利子補給金を交付することで、公害防止施設資金の利用の促進を図り公害の防止に努める。 補給対象者 ・ 公害防止施設資金の融資を受けている者。 利子補給率 ・ 1.40%	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
商業・工業 / 工業振興助成金交付事業
工場用地取得助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>用地取得助成金</p> <p>(1) 助成対象経費 ・製造業者が特定地域に工場を建設するための用地取得費(造成費を含む)</p> <p>(2) 指定又は交付要件 ・用地取得面積が1,500㎡以上で、工場建築面積が用地取得面積の20%以上 ・用地取得後3年以内に操業開始 ・操業開始後10年間継続して事業を営み、その間他に転売しない</p> <p>(3) 助成額及び限度額 [助成額] 助成対象経費の20%以内 [限度額] 1億円</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 工業振興助成金交付事業
工場周辺環境整備促進助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>環境整備促進助成金</p> <p>(1) 助成対象経費 ・製造業者が特定地域で行う工場の建設に伴う次の施設整備に要する経費で、市長が必要と認める経費 道路 排水施設 公園 消防施設 その他公益的施設で市長が定める施設</p> <p>(2) 指定又は交付要件 ・都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を必要とするもの</p> <p>(3) 助成額及び限度額 [助成額] 助成対象経費の50%以内 [限度額] 5,000万円</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
商業・工業 / 工業振興助成金交付事業
工場建設促進助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>工場建設促進助成金</p> <p>(1) 助成対象経費 ・製造業者が特定地域で行う工場の建設に要する経費</p> <p>(2) 指定又は交付要件 中小企業者 ・投下固定資産の取得価格が5,000万円以上 中小企業者以外の者 ・投下固定資産の取得価格が2億円以上 ・新規雇用従業員数が30人以上 (工場立地調査簿に登載された工場適地については10人以上) 事業に係る事業所税のうち資産割額を納付していること</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>(3) 助成額及び限度額 の場合...助成対象工場の操業開始後における、各年度の投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内とし、3年間交付 の場合...事業所税の資産割額相当額以内とし、3年間交付</p>	

商業・工業 / 工業振興助成金交付事業
工場集団化等促進助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>工場集団化等促進助成金</p> <p>(1) 助成対象経費 ・製造業の中小企業者が行う中小企業構造の高度化に寄与する事業で工場及び共同施設の建設に要する経費</p> <p>(2) 指定又は交付要件 ・中小企業者であること</p> <p>(3) 助成額及び限度額 ・助成対象工場の操業開始後における、各年度の投下固定資産に賦課される固定資産税相当額以内とし、3年間交付</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
 商業・工業 / 工業振興資金融資事業
 工場等新增設資金融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		工場等新增設資金 (1)融資対象者 製造業, 道路貨物運送業, 倉庫業, こん包業, 情報サービス業, 機械設計業を営む者又は学術研究機関で, 次のいずれかに該当する中小企業者等。 ・市内に500㎡以上の事業用地を取得する者 ・市内に150㎡以上の生産施設等を有する建物を建設する者 ・中小企業でない製造業者については, さらに新設等に伴い雇用者数が20人以上増加すること (2)融資条件 [資金使途] 設備資金(土地・建物等) [限度額] 市長が査定した額の75%以内で 1,000万円以上2億円以内 [利率] 信用保証付 年1.90% その他 年2.40% 従業員5人以下の会社・個人については, それぞれ0.05%引き下げた利率 [期間等] 5,000万円以下 7年以内 5,000万円超 12年以内 (どちらもうち据え置き2年以内)	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 工業振興資金融資事業
 設備近代化資金融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		設備近代化資金 (1)融資対象者 ・市内で製造業, 道路運送業, 倉庫業, こん包業を営む者で, 市長が認める近代化設備の導入によって積極的に経営の近代化を図る者。 (2)融資条件 [資金使途] 設備資金(機械設備) [限度額] 市長が査定した額以内で 100万円以上8,000万円以内 [利率] 信用保証付 年1.90% その他 年2.40% 従業員が5人以下の会社・個人については, それぞれ0.05%引き下げた利率 [期間等] 5,000万円以下 7年以内 5,000万円超 12年以内 (どちらもうち据え置き2年以内)	巻町商工業近代化資金融資 (1)融資対象者 町内に6ヶ月以上事業を営む(個人・法人・組合)で資本金5,000万円以下、または、常時使用する従業員が50人以下のもの (2)融資条件 経営安定資金 1,000万円 施設整備資金 1,000万円 利率 信用保証付 1.95% その他 2.45%
巻町	新潟市の制度に統一する。		

産業
商業・工業 / 中小企業信用保証料補助事業
中小企業信用保証料補助事業

調整方針案		新潟市	巻町																		
新潟市		<p>中小企業信用保証料補助</p> <p>・信用保証付融資を受けた場合、保証料を市が借受人に代わって保証協会に支払っている。</p> <p>・保証料補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入額</th> <th>無担保 無保証人融資</th> <th>中小企業資金繰り 円滑化借換融資</th> <th>左以外の 市制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>300万円超 1,000万円以下</td> <td>75%</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>夏期・年末資金は除く</p>	借入額	無担保 無保証人融資	中小企業資金繰り 円滑化借換融資	左以外の 市制度	300万円以下	100%	100%	100%	300万円超 1,000万円以下	75%	50%		<p>巻町信用保証料補給規定</p> <p>・信用保証付融資を受けた場合、保証料を市が借受人に代わって保証協会に支払っている。</p> <p>巻町産業育成資金 1,000万円以内 巻町商工業近代化資金 1,000万円以内</p> <p>・保証料補給率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入額</th> <th>巻町産業育成資金</th> <th>巻町商工業近代化資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以内</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table>	借入額	巻町産業育成資金	巻町商工業近代化資金	1,000万円以内	50%	50%
借入額	無担保 無保証人融資	中小企業資金繰り 円滑化借換融資	左以外の 市制度																		
300万円以下	100%	100%	100%																		
300万円超 1,000万円以下	75%	50%																			
借入額	巻町産業育成資金	巻町商工業近代化資金																			
1,000万円以内	50%	50%																			
巻町	新潟市の制度に統一する。																				

商業・工業 / 工業振興助成金交付事業
雇用促進助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>雇用促進助成金</p> <p>(1) 助成対象経費 ・製造業者が特定地域で行う工場の建設に伴う雇用の拡大に要する経費</p> <p>(2) 指定又は交付要件 ・中小企業者 投下固定資産の取得価格が5,000万円以上 工場建設に伴う新規雇用者で、採用時に市内に住所を有するものが10人以上 操業日前後90日間に雇用し、雇用の日から1年以上継続して雇用すること ・中小企業者以外の者 投下固定資産の取得価格が2億円以上 工場建設に伴う新規雇用者で、採用時に市内に住所を有するものが30人以上 操業日前後90日間に雇用し、雇用の日から1年以上継続して雇用すること</p> <p>(3) 助成額及び限度額 [助成額] 採用時に市内に住所を有する者1人につき5万円 [限度額] 500万円</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
勤労者 / 雇用促進事業
障害者雇用促進援助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>障害者雇用促進奨励事業</p> <p>(1)内 容 新潟市民である障害者を雇用している事業主に対し、国等の助成金の交付期間経過後も、引き続き常用労働者等として雇用する場合に助成金を交付。</p> <p>(2)交付額及び期間 ・重度障害者 1人 月額 10,000円 12カ月 ・その他の障害者 1人 月額 5,000円 6カ月</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

商業・工業 / 工業振興助成金交付事業
人材育成助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>人材育成助成金</p> <p>(1)助成対象経費及び指定要件 ・市内に事業所を有する中小企業者及びその従業員が、中小企業大学校等の研修を受け、その受講経費が、1講座1人につき2万円以上のもの</p> <p>(2)助成額及び限度額 ・1講座1人の受講に要する経費の50%以内(20万円限度) ・一つの中小企業者に対し、1年度5講座かつ5人以内</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
勤労者 / 資金貸付
勤労者等住宅建設資金貸付事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 新潟市勤労者等住宅建設資金貸付</p> <p>(1) 対象者 市内に居住又は居住しようとしている勤労者等で、市内に住宅新築、建売住宅購入、中古住宅購入、マンション購入(中古含)又は自ら居住している住宅の増改築及び修繕工事をしようとする者。 この資金の貸付を受けなければ住宅の建築等が困難な者。</p> <p>(2) 所得要件 給与所得のみの人 収入金額 1,000万円以下 その他の人 所得金額 780万円以下</p> <p>(3) 貸付内容 〔貸付額〕 50万円から500万円まで(10万円単位) 〔利率〕 年2.50% 〔返済期間〕 10年・15年・20年(公庫資金併用可)</p>	<p>1 勤労者等住宅建設資金貸付 制度なし</p> <p>2 障害者住宅資金利子補給 制度なし</p> <p>3 巻町勤労者住宅建設特別対策資金貸付金利子補給</p> <p>(1) 利子補給対象者 町内において自ら居住する住宅を新築する労働者。 住宅の新築の工事を町内に住所又は事業所等を有する建築業者等に発注して行なわれること。 貸付を受けた資金の一部について利子補給を受けなければ住宅の建設ができない者で申込者と生計を一にする親族を含む前年1年間の総収入金額が1,000万円以下の者 住宅部分の面積が50平方メートル以上200平方メートル以下の住宅を建設する者 償還最終年度において、申込者の年齢が満70歳未満 既に町内に在住する者にあつては、納期限の到来した町税を完納している者 当該住宅の新築後において必ず町の住民となること。 貸付金の償還が確実にできると認められる者</p> <p>(2) 利子補給内容 利子補給対象貸付金額 1戸当り50万円から300万円までとし、10万円単位とする。 利子補給対象貸付利率 年4.45パーセントを超える利率 利子補給率 年利率4.45パーセントを超える部分の利率 ただし、その利率が2.12パーセントを超えるときは、その率を限度とする。 利子補給対象償還期間 10年 償還方法 資金貸付を受けた日の属する月の翌月から元利均等月賦償還</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>2 障害者住宅資金利子補給 制度なし</p> <p>3 勤労者住宅建設特別対策資金貸付金利子補給 制度なし</p>	

観光
観光イベントの状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 新潟まつり 毎年 8月7日～9日の3日間開催</p> <p>2 黒埼まつり 毎年 8月中・下旬、土日の2日間開催</p> <p>3 日本海夕日キャンペーン 日本夕日写真大賞 日本海夕日コンサート 毎年8月10日開催</p> <p>4 にいがた冬・食の陣 食市座 12月1日～3月31日開催 当日座 2月の第2土・日曜日開催</p> <p>5 新潟フェスタ 新潟市及び周辺地域の特産品・民芸品を紹介、販売することにより、販路拡大と観光資源としての活用を図り、地域産業の活性化につなげる。 H15年度 11月1～3日の3日間開催</p>	<p>1 まき夏まつり 毎年6月第2 金・土・日曜日</p>
巻町	巻町域に限定して、現行どおりとする。		

産業
農業 / 農業基盤の強化及び担い手の育成
認定農業者の育成・確保事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)新潟市農業経営基盤強化促進基本構想(以下「基本構想」)における「望ましい農業経営体像」(平成13年10月改定) 一経営体当たり年間所得 800万円程度 主たる従事者一人当たり年間総労働時間 原則1,800時間 上限2,000時間</p> <p>(2)基本構想における営農類型区分 個別経営体 8類型 組織経営体 1類型</p> <p>(3)認定農業者の認定状況 認定済経営体(平成16年4月1日現在) / 基本構想における育成目標 = 582経営体(個別574 組織8) / 610経営体(個別595 組織15)</p> <p>(4)認定農業者の認定手法 新潟市経営・生産対策推進会議において適否を決定(年4回開催)し、市長が認定</p> <p>(5)農業経営改善計画の認定基準 計画目標年次において基本構想営農類型の経営規模,所得とも80%以上 認定申請時が,基本構想営農類型の経営規模,所得とも50%以上 計画目標年次において65歳以下 上記要件を満足しない場合あっては,他状況などを含め総合的に判断</p>	<p>(1) 巻町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (平成13年4月改定) 一個別経営体あたり800万円程度 主たる農業者一人あたり2,000時間程度</p> <p>(2) 基本構想における営農類型区分 個別経営体 8類型 組織経営体 2類型</p> <p>(3) 認定農業者の認定状況 認定済経営体(平成16年4月1日現在) 220経営体(個別213 組織7)</p> <p>(4) 認定農業者の認定手法 巻町農業経営改善計画の認定審査会において適否を決定(随時)し町長が認定</p> <p>(5) 農業経営改善計画の認定基準 その計画が巻町の基本構想に照らして適切であること。 その計画の達成される見込みが確実であること。 その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし,合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間,従前の各市町村の基本構想を適用する。		

農業 / 農業生産の振興
農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>農業協同組合,農家の組織する団体,農業法人が行う機械・施設等導入に対する国・県補助事業への市町村独自上乗せ補助(ソフト活動事業は対象外)</p> <p>(1)通常の場合 補助対象事業費の5%</p> <p>(2)園芸銘産品育成事業関連 補助対象事業費の20%</p> <p>(3)転作機械導入(大豆関連機械) 補助対象事業費の20%</p> <p>(4)環境保全型農業推進事業 補助対象事業費の20%</p>	<p>制度はない。 事業内容等を考慮し個別に対応。</p>
巻町	新潟市の制度を適用する。ただし,合併の翌年度から2か年度かけて補助率の差を1/2ずつ段階的に調整する。		

産業
農業 / 農業生産の振興
農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>環境保全型農業地区別取組事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域的な環境保全型農業の実践としての簡易な施設・機械導入の一部を補助する。 ・H15は、籾殻堆積場の設置に対して事業費の1/3補助を計画 	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて補助率の差を1/2ずつ段階的に調整する。		

農業 / 農業基盤の強化及び担い手の育成
農業金融対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>農業金融対策(新潟市単独事業)</p> <p>(1)制度資金への独自上乗せ利子補給事業 農業近代化資金 ・市単利子補給率 一般資金 1%以内(末端農家金利1%を限度) 特別資金 2%以内(末端農家金利1%を限度) (ただし、認定農業者にあつては0.5%を限度) ・市単利子補給期間 5年を限度</p> <p>公庫資金(スーパーL資金) ・市単利子補給率 5年まで 新潟県助成率の3分の1に、末端農家金利の3分の1を上乗せして補助 市単上乗せ後の末端農家金利は0.5%を下回らない。 ただし、市単上乗せ前の末端農家金利が0.5%を下回った場合にはその金利を末端農家金利とする。 6年目以降 新潟県助成率の3分の1 ただし、指定末端利率を維持する範囲内を限度 ・市単利子補給期間 25年の償還期間以内</p> <p>(2)市単利子補給事業 園芸振興資金利子補給事業 (国・県制度資金に該当しない園芸関係資金を農業協同組合等が貸し付ける場合) ・市単利子補給率 3%以内(末端農家金利3%を限度) ・市単利子補給期間 5年を限度</p>	<p>農業金融対策(巻町単独事業)</p> <p>(1)制度資金への独自上乗せ利子補給事業 農業近代化資金 制度なし 公庫資金(スーパーL資金) 巻町農業者連絡協議会の会員は町が0.2%補助</p> <p>(2)町単利子補給事業 制度なし</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて利子補給率の差を1/2ずつ段階的に調整する。		

産業
基盤整備
市町村営農業土木事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)事業の概要</p> <p>国・県補助対象外の末端用排水路・農道を1/2の地元寄附を受けながら市単独事業として整備する。</p> <p>(2)費用負担</p> <p>市 50%</p> <p>地元 50%(市への寄附金)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

基盤整備
国庫補助団体営土地改良事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)市が事業主体の場合</p> <p>近年事業例なし 事業を行う場合は、事業によって一部地元負担の徴収をする場合がある。</p> <p>(2)土地改良区等が事業主体の場合</p> <p>○ 土地改良区等が負担する費用に対する補助については、「新潟市土地改良事業補助金交付要綱」に基づき、必要に応じて補助を行なう。</p> <p>○ 補助率は土地改良区等負担の1/2程度が通例である。</p> <p>○ 補助金の交付時期については、かつて後年度分割補助方式(償還費補助)を活用していたが、近年においては、事業の翌年度において一括交付を行なっている。(例外的に現年補助もある。)</p>	<p>(1)町が事業主体の場合 地元負担はなし。</p> <p>(2)土地改良区等が事業主体の場合 補助なし。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

産業
基盤整備
県単団体営土地改良事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)市が事業主体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排水路整備,農道整備等について,県単補助要件を満たし,県の採択を受けた事業について実施している。 ○ 費用負担については,県補助残は全額市の負担で行い,地元負担金等の徴収は一般的にはない。 <p>県単補助事業が市営農業土木事業である場合は,補助裏負担の1/2は地元より寄附を受ける。</p> <p>(2)土地改良区等が行なう事業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良区等の負担分に対する補助については,土地改良事業の場合は「新潟市土地改良事業補助要綱」に基づき必要に応じて補助を行なう。 ○ 補助率は土地改良区等負担の1/2程度が通例である。 ○ 補助金の交付時期については,かつて後年度分割補助方式(償還費補助)を活用していたが,近年においては,事業の翌年度において一括交付を行なっている。(例外的に現年補助もある。) 	<p>(1)町が事業主体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水路整備,農道整備等について,県単補助要件を満たし,県の採択を受けた事業について実施している。 ・ 事業に係る地元負担は徴収した例がない。 <p>(2)土地改良区等が行う事業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業採択後,巻町補助金交付事務取扱規則に基づき決裁により補助の決定を行う。 ・ 補助額 事業ごとに決裁を受け予算の範囲で補助を行う。 ・ 補助金の交付時期 年度内で全額交付を行う。ただし,過去には地元負担分を事業主が借入れを起し,毎年度の償還にかかる金額を町が債務負担行為を行い毎年度負担した例はある。
巻町	新潟市の制度に統一する。		

基盤整備
土地改良事業補助金交付要綱

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)制度の根拠 「新潟市土地改良事業補助金交付要綱」により,土地改良区が行う事業に必要なに応じて補助を行なう。</p> <p>(2)補助対象事業 国・県営事業負担金 団体営一般農道整備事業 団体営農道舗装整備事業 団体営非補助融資事業 団体営かんがい排水事業 団体営ほ場整備事業 団体営水利施設総合管理システム 団体営水田農業確立対策事業 単費土地改良事業 「事業例」 水田営農活性化基盤整備事業,用排水路,暗渠排水,土壌改良,客土,簡易ほ場整備など</p> <p>(3)補助率等 補助率については,事業主体負担額の1/2程度が通例である。</p> <p>(4)補助金の交付時期 償還費補助方式(過去分のみ) 現年度補助方式(単独事業) 翌年度補助方式(単独事業以外)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
基盤整備
市町村営土地改良事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)現在実施事業</p> <p>基幹水利施設管理事業(H8～) 旧広通江排水機場, 田潟排水機場</p> <p>(2)賦課金の徴収</p> <p>「新潟市土地改良事業賦課金条例」に基づき, 市営土地改良事業に要する経費に充てるため, 土地権利者又は土地改良区から受益の範囲内で賦課金を徴収する。</p> <p>現在の賦課金徴収事業 ・基幹水利施設管理事業(旧広通江・田潟排水機場維持管理)について, 西蒲原土地改良区より, 事業に要する経費のうち国・県補助を除いた全額を受益の範囲内として徴収している。 (従前, 西蒲原土地改良区が維持管理していた排水機場を国・県補助事業を活用するために市の管理としたことによる。)</p> <p>過去の賦課金徴収事業 ・小規模排水対策特別事業(S60) 暗渠排水の整備について賦課金を徴収(徴収金額 4,500千円)</p>	<p>(1)現在実施状況</p> <p>基幹水利施設管理事業(新潟市と同じ) 鎧潟排水機場(西川町へ管理移管) 旧広通江排水機場(新潟市へ管理移管)</p> <p>(2)賦課金の徴収</p> <p>基幹水利施設管理事業 各移管先から再度西蒲原土地改良区へ施設の管理が移管されており, 西蒲原土地改良区は経費のうち国・県の補助金を除いた額を受益者から徴収している。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

農業 / 農業生産の振興
水田農業経営確立対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1. 配分方法</p> <p>(1) 水田農業推進協議会長名で農家別一覧表により配分通知(確定時に個別通知)</p> <p>(2) 保有米数量を考慮した上で農業者の水田面積により一律配分</p> <p>2. 畦畔率 2.0%</p> <p>3. 電算委託 BSNアイネット</p> <p>4. 農家別水田面積の把握 転作台帳(固定資産台帳がベース)</p> <p>5. 飯米農家の定義 経営水田面積×基準単収 世帯人数×118kg 基準単収: 農業共済組合の地区別単収</p> <p>6. 市独自支援策</p> <p>(1) 地域水田農業経営確立対策支援 平均50,000円/集落</p> <p>(2) 地区協議会謝金 25,300千円</p> <p>(3) 麦・大豆作業受委託促進補助金 担い手組織が作付けする麦・大豆の受託者・委託者にそれぞれ補助 @10,000円/10a</p> <p>(4) 地域特産作物補助金 1地区5作物以内の特産作物(農協申請)の転作田での作付けに補助 @15,000円/10a</p> <p>(5) 団地化促進助成補助金 0.5ha以上の団地に2か年に限り補助 @3,000円/10a</p> <p>(6) 園芸銘産品転作補助金 新潟市園芸名産品選定委員会の選定する園芸銘産品の転作田での作付けに補助 @20,000円/10a</p> <p>(7) 生産調整超過達成補助金 調整後の目標面積を越えた生産調整の取組みに対し補助。 但し, かい廃カウントのみの取組みを除く @30,000円/10a</p>	<p>1. 配分方法</p> <p>(1) 町長とJA 地区担当理事の連名で集落説明会時に個別に配分通知</p> <p>(2) 農業者の水田面積により一律配分</p> <p>2. 畦畔率 2.38%</p> <p>3. 電算委託 BSN アイネット</p> <p>4. 農家別水田面積の把握 農業委員会の水田台帳</p> <p>5. 飯米農家の定義 経営水田面積×基準単収 世帯人数×180kg 基準単収: 農林水産省統計・情報センター単収の直近7中5</p> <p>6. 町独自支援策</p> <p>(1) 水田利用合理化計画推進事業 各農家組合への助成 転作推進費 均等割 70集落×@5,000円 戸数割 1613戸×@700円 営農改善費 均等割 70集落×@20,000円 戸数割 1613戸×@803円</p> <p>(2) 転作振興推進事業 出荷奨励金 次の作物のJA出荷に対して奨励金を交付する。 大豆1等～合格以上(@100円/kg～@60円/kg) イチジク(@30円/kg)、そら豆(@50円/kg)、枝豆(@100円/kg)</p> <p>(3) 転作現地確認委託 転作物現地確認をJAに委託</p> <p>(4) 稲作経営安定推進事業 国の稲作経営安定対策補填金に3%の上乗せ加算</p>
巻町	合併時の制度を合併の翌年度から2か年度適用する。その後に新市の制度に統一する		

産業
農業 / 農業生産の振興
家畜防疫対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>家畜防疫対策事業</p> <p>家畜法定伝染病予防の徹底と畜産農家の環境衛生意識の高揚を図り、家畜損耗と環境汚染を防止し畜産経営の安定化に努める。</p> <p>牛ブルセラ、牛結核病、牛ヨーネ病検査料補助(35%) 豚日本脳炎、ハルボウイルス予防注射補助(35%) 畜舎消毒薬剤、殺虫剤配布</p>	<p>家畜法定伝染病予防注射負担金</p> <p>家畜法定伝染病予防の徹底を図り、品質の向上に寄与する。</p> <p>牛ブルセラ病、牛結核病、牛ヨーネ病検査料補助(50%) 豚丹毒、豚日本脳炎、豚バルボウイルス病予防注射補助(50%) 殺虫剤配布</p>
巻町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて補助率の差を1/2ずつ段階的に調整する。		

基盤整備
農村排水等整備事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)事業の概要</p> <p>農村地域内の生活雑排水が流れる水路を市単独事業として整備し、農村集落の環境整備を図る。 また、農業用施設の危険箇所安全施設の設置等を行なう。</p> <p>(2)費用負担</p> <p>市 100%</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

産業
農業 / 農業生産の振興
市民農園等の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 農家開設方式の農園 (通称:すこやか農園) 10農園 496区画(1区画約30㎡) 入園料 7,300円/年(1区画・水道料含む)</p> <p>(2) 市開設市民農園 3農園 136区画(1区画約30㎡~60㎡) 入園料 150円/㎡・年</p> <p>(3) 収穫農園(農家開設) 露地野菜 3農園 180区画 サツマイモ,そら豆,枝豆 入園料 6,000円/区画</p>	<p>該当なし</p> <p>ただし以下の農園制度がある。</p> <p>(1) 農協開設方式(名称:町民ミニ農園) (行政関与なし,農業振興協議会から補助あり) 72区画、(30アール) 1区画、(33~42㎡) 使用料1区画2,000円/年</p> <p>(2) 健康農園(高齢者を対象とした農園,高齢者福祉課所管) 23区画、(964㎡) 1区画、(35~45㎡) 使用料なし</p>
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>ハウス野菜・果樹 4農園 100名入園 スイカ,トマト,きゅうり,西洋なし 入園料 収穫作物の重量・時価</p>	

都市整備
まちづくりの推進
まちづくり勉強会支援事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>まちづくり勉強会</p> <p>(1)目的 新潟らしいまちづくりを実現するためには、市基盤整備と一体なった住民主体のまちづくりを推進する必要があることから、地域住民による組織づくりやまちづくり勉強会を積極的に支援する。</p> <p>(2)支援の内容 ・コンサルタントの派遣 ・街づくり推進課職員の勉強会への参加 ・活動費等の助成は行っていない</p> <p>(3)現在の支援状況 勉強会箇所数：17箇所(平成16年4月現在)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>まちづくり講座, まちづくり講座(中級編)</p> <p>(1)目的 市民と行政の協働による市民参加のまちづくりを推進するため、その担い手となる人材育成を積極的に進める。</p> <p>(2)講座の内容 まちづくり講座(平成7～11年度の5カ年:219名参加) ・年6回程度の講座で、住民主体で進めるまちづくりの先進事例やワークショップ手法、現地フィールドの実施等により、まちづくり手法を体験的に学習する。 まちづくり講座(中級編)(平成13～15年度の3カ年予定) ・まちづくり講座のステップアップとして位置づけ、受講生自らがまちづくりのテーマを決め、住民参加のプログラムづくりから検証までを実践活動を通して学習する。</p>	

都市景観
都市景観形成推進事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>都市景観条例に基づき下記の事務を行う。</p> <p>1 大規模な建築行為等の届出 市内において大規模な建築などを行う場合には、建築確認申請などの行政手続きの30日前までに、届出が必要。 (届出の対象) ・建築物や工作物、広告物などの新築、増築、改築、移転、大規模の修繕や模様替え、外観のすべての色を変更する場合で、高さが15mを超えるもの、延べ床面積が1000㎡を超えるもの ・建築物の建築を目的とした土地の形質の変更で、法面の高さが6mを超えるもの</p> <p>2 都市景観形成推進組織への助成 認定された都市景観形成推進組織が行う学習会、研修会などの活動に対して20万円を限度に助成。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>3 都市景観アドバイザー制度(都市景観相談) 建築物や工作物、広告物等のデザイン、色彩、緑化等について、周辺に調和させるにはどのようなことに配慮したらよいかなどの視点から、専門家によるアドバイスを行う。 原則隔週月曜日……建築物の意匠、造園緑地計画に関する相談 原則隔週水曜日……色彩、広告に関する相談</p>	

都市整備
市街地開発
土地区画整理助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>事務の概要</p> <p>(1)対象者 土地区画整理法に基づく個人及び組合施行者</p> <p>(2)助成金 事業計画の作成に要した費用 助成基準額の1/2 歩車道分離道路の築造に要する費用(都市計画道路は除く) 助成基準額の1/2 下水道の築造に要する費用 助成基準額の1/3 雨水調整池用地費に要する費用 従前用地費の1/2</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

建築確認申請
建築確認申請事務等の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>建築確認申請及び住宅金融公庫住宅の設計等審査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟市で事務を実施 <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築許可申請書, 建築確認申請書, 建築工事届書等の受理 建築許可書, 建築確認申請通知書及び検査済証の交付 住宅金融公庫融資住宅に係る申請, 通知書の交付, 設計等審査及び現場審査 道路の位置指定, 変更, 廃止に関する事務 建築物等の確認, 検査に関する事務 など 	<p>建築確認申請及び住宅金融公庫住宅の設計等審査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請審査事務については、県より経由事務を受託 住宅金融公庫住宅の設計等審査事務については、直接、県が事務を実施
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p>新潟市中高層建築物の建築に関する指導要綱 新潟市共同住宅の建築に関する指導要綱</p>	

都市整備
市町村営住宅
市町村営住宅の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>1 市営住宅の状況</p> <p>公営住宅 4,129戸 改良住宅 768戸 第3種住宅 2戸</p> <p>2 使用料</p> <p>(1) 使用料 市営住宅の種類や施設、及び所得水準により月額使用料が異なる。 (1,600円/月~)</p> <p>(2) 使用料の減免 生活保護基準以下の所得階層世帯に対して最大50%まで減免。 災害等により家財に著しい損害を受けた場合、最大100%減免。 生保世帯の家賃が、住宅扶助費の額を超えた場合 生保世帯が長期入院により、住宅扶助費を停止された場合。 その他市長が特別な事情があると認めた場合。</p> <p>3 公募方法</p> <p>(1) 公募期間 2月を除く通年</p> <p>(2) 抽選会 4月,6月,8月,10月,1月,2月の年6回</p> <p>4 その他 各住宅に、入居者の中から、原則、棟に1名管理人を委嘱している。</p>	<p>1 町営住宅の状況</p> <p>公営住宅 47戸 単独住宅 31戸</p> <p>2 使用料</p> <p>(1) 使用料 町営住宅の施設及び所得水準により月額使用料が異なる。 (700円/月~)</p> <p>(2) 使用料の減免又は徴収猶予 入居者に係る収入が著しく低額であるとき。 入居者又は同居者の疾病又は障害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。 入居者又は同居者が災害により著しく損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。</p> <p>3 公募方法 新聞、テレビジョン放送、掲示等で周知</p> <p>公募の例外 災害による住宅の滅失 不良住宅の撤去 公営住宅の借上げ(法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げをいう。以下同じ。)に係る契約の終了 公営住宅建替事業による公営住宅の除却 政令第5条各号に掲げる事項</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度は合併前の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。		

公的住宅
特定優良賃貸住宅供給促進事業

調整方針案		新潟市	巻町																
新潟市		<p>新潟市特定優良賃貸住宅供給促進事業</p> <p>(1) 目的・推進方法 中堅ファミリー世帯層が必要とする広さを持つ良質な賃貸住宅のストックが不足している状況に対処するため、民間の土地所有者等による、より優良な賃貸住宅の供給促進によって、借家世帯の居住水準の向上を図る。 民間の土地所有者等が供給計画の認定に基づき、新潟市内に賃貸住宅を建設する場合に建設費の一部を補助し、さらに入居者の所得に応じて一定期間、家賃の一部補助を行う。</p> <p>(2) 対象(事業者) 民間土地所有者等 地方住宅供給公社</p> <p>(3) 供給計画の認定権者 新潟市長</p> <p>(4) 入居対象世帯(下記のすべてを満たす者) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある者 自ら居住するための住宅を必要としている者(持家所有者は入居不可) 連帯保証人(入居申込世帯と同等以上の収入のある方)をたてられる者 現に新潟市特定優良賃貸住宅に入居していない者 収入基準に適合する者 月額所得200,000円(40歳以下の方は153,000円)~601,000円</p> <p>(5) 制度の実施について 昭和61年度に創られた地域特別賃貸住宅制度を前身の制度とし、より一層的確な推進を図るため、平成5年に「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」として施行。これを受け新潟市では平成7年度に要綱作成。平成8年度、中核市への昇格に伴い認定権者が新潟県知事から新潟市長に移行。募集認定した年度の次年度を建設年度とする。</p> <p>(6) 実績</p> <table border="0"> <tr> <td>平成8年度</td> <td>1団地30戸供給(県知事認定)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>3団地62戸供給</td> <td>平成13年度</td> <td>2団地38戸供給</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>2団地46戸供給</td> <td>平成14年度</td> <td>1団地10戸供給</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1団地16戸供給</td> <td>平成15年度</td> <td>1団地12戸供給</td> </tr> </table>	平成8年度	1団地30戸供給(県知事認定)			平成9年度	3団地62戸供給	平成13年度	2団地38戸供給	平成10年度	2団地46戸供給	平成14年度	1団地10戸供給	平成12年度	1団地16戸供給	平成15年度	1団地12戸供給	制度なし
平成8年度	1団地30戸供給(県知事認定)																		
平成9年度	3団地62戸供給	平成13年度	2団地38戸供給																
平成10年度	2団地46戸供給	平成14年度	1団地10戸供給																
平成12年度	1団地16戸供給	平成15年度	1団地12戸供給																
巻町	新潟市の制度を適用する。																		

都市整備
公的住宅
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業</p> <p>(1)目的・推進方法 本格的な高齢社会を迎えるなかで、高齢者が低廉な家賃で安全で安心して暮らせる、優良な賃貸住宅の供給促進を図る。 民間の土地所有者等が供給計画の認定に基づき、新潟市内に賃貸住宅を建設する場合に建設費の一部を補助し、さらに入居者の所得に応じて一定期間、家賃の一部補助を行う。</p> <p>(2)対象(事業者) 高優賃A型 民間土地所有者等 高優賃B型 地方住宅供給公社、社会福祉法人等</p> <p>(3)供給計画の認定権者 新潟市長</p> <p>(4)入居対象高齢者世帯(下記のいずれかに該当) 60歳以上の単身者 どちらかが60歳以上の夫婦 60歳以上の親族 60歳以上の入居者とその介護等のために市長が認めた同居者</p> <p>(5)制度の実施について 平成10年度に国が「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」を制定。これを受け新潟市では平成12年度に制度創設。平成13年度に、従来の高齢者向け優良賃貸住宅制度が一部変更追加されるとともに、その他の高齢者居住制度とあわせて、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」として施行。このため、この法律に基づく制度へ移行する必要が生じ、新制度を施行した。 平成14年度から法律に基づく事業の供給計画の募集を実施。募集認定した年度の次年度を建設年度とする。</p> <p>(6)実績 1団地40戸(H12認定、H13供用開始)</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

道路
市町村道認定事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>市道認定基準の基本的要件</p> <p>(1)道路幅員が6.0m以上であること。 (2)起終点がともに公道に接続していること。 ただし、一方のみが公道に接続している道路であっても、他の一方が公園や学校などの公共施設に接続している場合は、市道路線として認定することができる。 (3)道路敷地はすべて市に寄付をするものとする。 (4)道路の構造が次に該当するものであること。 原則として側溝が整備され、流末処理されていること。 路面状態が良好であり、通過交通に支障がないもの。 曲線半径が著しく短いもの。 縦断勾配が著しくないもの。 道路管理上支障となる物件がないもの。</p>	<p>認定基準</p> <p>(1)道路幅員が4.0m以上であること。ただし、4.0m以下であっても幅員が4.0m以上の道路に改良する計画のあるものを含む。 (2)起終点がともに既存の国県町道に接続していること。 (3)道路敷地の権原取得が可能であること。 (4)町長が特に必要と認めた道路</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。	<p><特例> ・生活道路であって、建築基準法適用後(S25.11.23以降)に築造された道路については、幅員4.0m以上のものも認定 ・生活道路であって、公共公益上認定することが特に必要と認められるもの。</p>	<p>私道の町道認定基準</p> <p>(1)認定基準の(1)の要件を備えていること。 (2)道路の構造(橋梁、側溝等含む。)は、安全かつ良好であり現状では修繕、改修等の必要が認められないこと。 (3)道路敷地の境界が明らかであるとともに権原の取得が可能であり、かつ、無償であること。 (4)道路が交差し又は接続している場合は、原則として角地をはさむ辺の長さが2mの二等辺三角形の部分が隅切りされていること。ただし、交差角120度以上の場合は除く。</p>

都市整備
道路
市町村道除雪事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>市道の除雪</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道の主な幹線並びに生活路線を1種・2種・3種路線に区分して除雪(積雪10cmから除雪出動) 除雪路線は市道のみ,それ以外は自治会除雪助成により対応 除雪計画延長 1,473.3km(平成15年10月現在) 除雪車両 247台(うち,7台市所有) 他に歩道除雪用19台(うち,16台市所有) <p>(参考:自治会除雪助成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会等が除雪機械の費用を支払って,国・県・市が除雪する以外の市道・農道・私道の除雪や排雪作業をした場合,市から報償金を交付。 <p>1. 除雪機械除雪 - 借上料の1/2の額 運搬用トラックで排雪 - 借上料の全額</p>	<p>町道の除雪</p> <ul style="list-style-type: none"> 町道の主な幹線並びに生活路線を除雪(積雪10cmから除雪出動) 除雪計画延長 239.55km 除雪車両 33台(うち,7台町所有) 他に歩道除雪用 5台(町所有) <p>自治会除雪助成制度なし</p>
巻町	合併時に計画されている除雪路線は,現行の水準を維持する。		

道路
側溝清掃補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>側溝清掃</p> <p>(1)側溝蓋脱着機を自治会(町内会)へ貸出している。</p> <p>(2)自治会(町内会)で実施した側溝清掃により上げられた泥は,東西土木事務所に連絡してもらえば,市で運搬処理する。(委託)</p>	<p>側溝清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> 清掃実施自治会(町内会)に泥入れ用麻袋配布 決められた期間中に自治会(町内会)で実施した側溝清掃により上げられた泥は,町で運搬処理する。(委託)
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし,合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおり自治会(町内会)に麻袋を支給する。		

都市整備
道路
私道整備費助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>私道整備費助成</p> <p>(1) 助成基準 家屋連担地域内における幅員2.0m以上のもので、次の各号に該当する私道整備に対し助成。 両端が公道に接続。 一端が公道に、他の一端が幅員2.0m以上の私道に接続。 一端が公道又は幅員2.0m以上の私道に接続し、他の一端が公共施設へ通じているもの。 一端が公道に接続し、幅員2.5m以上、奥行30m以上の袋小路。</p> <p>[私道整備助成の対象となる工事] ・舗装新設、修繕、打換えの各工事 ・側溝新設、布設換えの各工事（同時に行う舗装新設等工事も含む） ・舗装新設工事と同時に行う防護柵設置工事</p> <p>(2) 助成額 市長が定める助成基準工事費の2/3の額。</p>	<p>私道整備補助</p> <p>(1) 補助金の交付対象 家屋連担地域内における幅員1.8m以上のもので、かつ、次の各号の一に該当するもの 道路の両端が公道に接続しているもの 道路の一端が公道に接続し、かつ他の一端が幅員1.8m以上の私道に接続しているもの 道路の一端が公道又は幅員1.8m以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校、保育園その他の公共施設へ通じているもの 道路の一端が公道に接続し幅員2.7m以上奥行40m以上の袋小路 前各号に定めるもののほか、交通量が多く公共性があると町長が認めた私道については、補助金の交付対象とすることができる</p> <p>[対象となる工事] 舗装新設工事（流末処理がされている側溝等排水施設が整備された私道に限る。） 側溝新設工事（流末処理ができる私道に限る。） 側溝新設工事と同時施行する舗装新設工事</p> <p>(2) 補助金額 補助基準工事費（本工事費及び測量費の合計額をいう。）で100万円を限度とし、その2分の1とする。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。		

道路
放置自転車対策事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1) 内容 ・年1回撤去作業を実施している。 ・相当な期間放置されている自転車等が対象で、自転車等の保管の告示の日から6か月経過後、処分する。</p> <p>(2) 自転車等撤去・保管手数料（車両返還時に徴収） ・自転車 1台 1,000円 ・原動機付自転車 1台 1,500円</p> <p>(3) 放置禁止区域 ・新潟駅万代口周辺の放置禁止区域では、土曜、日曜、祝祭日を除く毎日、撤去作業を実施している。 ・保管期間、撤去・保管手数料は上記と同じ。</p>	<p>道路 ・年2回、撤去作業を実施 ・相当な期間放置されている自転車等が対象で、一定期間保管、告示し、引き取りにこないものは町で処分。</p> <p>駅前及びIC駐輪場 ・年2回撤去作業を実施 ・相当な期間放置されている自転車等が対象で、一定期間保管、告示し、引き取りにこないものは町で処分。</p> <p>○自転車等撤去・保管手数料は徴収していない。 ○自転車リサイクル事業は実施していない。</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6ヶ月間の周知期間を設ける。	<p>(4) 自転車リサイクル事業 撤去・保管した自転車の中で、引き取り手がなく、保管期間を過ぎて廃棄処分する自転車の中から、資源の有効利用を図るため、再生可能な自転車を整備して公用車として利用したり、新潟県自転車軽自動車商協同組合に無償譲渡し、整備後、市民に一万円を上限とした価格で販売されている。</p>	

都市整備
緑化推進
生垣設置等助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>(1)助成対象</p> <p>民有地の道路に面している部分に生垣を設置する費用及び併せて行うブロック塀等の除去費用 敷地が国・県・市道その他建築基準法上の道路に3m以上面し、その部分に設置するもの 樹木の高さが1.2m以上のもの 延長1m当たり、2本以上植えるもの</p> <p>(2)助成額</p> <p>・生垣設置、ブロック塀等除去それぞれ1件当たり 90,000円以内 ・生垣設置、ブロック塀等除去それぞれ延長1m当たり 3,000円以内</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

緑化推進
緑化活動補助事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	新市の制度として取り組むことについて検討する。	制度なし	制度なし
巻町	新市の制度として取り組むことについて検討する。		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>子供の遊び場設置事業</p> <p>地域の協力により、土地を借りて子供たちが健康で安全に遊ぶことのできる施設(借地公園)を作ること、市が管理責任者となり、必要によりブランコ等の遊具を設置し、維持管理を行う。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																																																									
新潟市		<p>1 水道料金 (1か月分・消費税相当額加算前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途及びメーターの口径</th> <th rowspan="2">準備料金</th> <th colspan="6">水量料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量10m3までの分</th> <th>使用水量11m3～30m3までの分</th> <th>使用水量31m3～50m3までの分</th> <th>使用水量51m3～100m3までの分</th> <th>使用水量101m3～300m3までの分</th> <th>使用水量300m3を超える分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">専用給水装置</td> <td>13mm</td> <td>880円</td> <td rowspan="2">1m3につき37円</td> <td rowspan="8">1m3につき89円</td> <td rowspan="8">1m3につき102円</td> <td rowspan="8">1m3につき109円</td> <td rowspan="8">1m3につき127円</td> <td rowspan="8">1m3につき147円</td> <td rowspan="8">1m3につき172円</td> </tr> <tr> <td>16mm</td> <td>1,120円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>2,090円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>3,240円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>7,910円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>12,860円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>28,900円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>51,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公衆浴場用</td> <td>専用</td> <td></td> <td colspan="3">使用水量300m3までの分</td> <td>8,300円</td> <td colspan="2">使用水量300m3を超える分</td> </tr> <tr> <td>併用</td> <td></td> <td>使用水量20m3までの分</td> <td>2,270円</td> <td>使用水量20m3を超え300m3までの分</td> <td>8,300円</td> <td colspan="2">1m3につき30円</td> </tr> <tr> <td>船舶給水用</td> <td></td> <td>1m3につき</td> <td colspan="6">133円</td> </tr> <tr> <td>私設消火栓</td> <td>演習用</td> <td></td> <td colspan="6">1せん放水時間10分につき 1,330円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水道料金の徴収方法 納入通知書又は口座振替の方法により、2か月に1度下水道使用料と同時に徴収している。</p>	種別	用途及びメーターの口径	準備料金	水量料金						使用水量10m3までの分	使用水量11m3～30m3までの分	使用水量31m3～50m3までの分	使用水量51m3～100m3までの分	使用水量101m3～300m3までの分	使用水量300m3を超える分	専用給水装置	13mm	880円	1m3につき37円	1m3につき89円	1m3につき102円	1m3につき109円	1m3につき127円	1m3につき147円	1m3につき172円	16mm	1,120円	20mm	2,090円	25mm	3,240円	40mm	7,910円	50mm	12,860円	75mm	28,900円	100mm	51,300円	公衆浴場用	専用		使用水量300m3までの分			8,300円	使用水量300m3を超える分		併用		使用水量20m3までの分	2,270円	使用水量20m3を超え300m3までの分	8,300円	1m3につき30円		船舶給水用		1m3につき	133円						私設消火栓	演習用		1せん放水時間10分につき 1,330円						<p>1 水道料金 (1か月分・消費税相当額加算後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">メーターの口径</th> <th colspan="2">第1種 一般用</th> <th colspan="2">第2種 公衆浴場プール</th> <th colspan="2">第3種 臨時用</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>6mまで 1,449円</td> <td rowspan="8">1m3につき 220円</td> <td>100mまで 9,702円</td> <td rowspan="8">1m3につき 111円</td> <td>10mまで 3,150円</td> <td rowspan="8">1m3につき 220円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>20mまで 5,092円</td> <td>100mまで 9,702円</td> <td>25mまで 13,702円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>50mまで 14,794円</td> <td>100mまで 9,702円</td> <td>50mまで 21,577円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>100mまで 39,049円</td> <td>100mまで 9,702円</td> <td>100mまで 57,235円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>100mまで 49,108円</td> <td>100mまで 9,702円</td> <td>100mまで 90,342円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>100mまで 73,972円</td> <td>100mまで 16,128円</td> <td>100mまで 107,688円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100mm</td> <td>100mまで</td> <td>100mまで 22,554円</td> <td>100mまで 284,991円</td> </tr> <tr> <td>194,040円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 私設消火栓を公共のための演習以外に使用したときの料金は1栓1回5分以内2,184円、30分増すごとに1,029円(ただし、メーターのないもの)とする。</p> <p>2 水道料金の徴収方法 納入通知書又は、口座振替の方法により、1か月毎に徴収している。(総額表示)</p>	メーターの口径	第1種 一般用		第2種 公衆浴場プール		第3種 臨時用		基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	13mm	6mまで 1,449円	1m3につき 220円	100mまで 9,702円	1m3につき 111円	10mまで 3,150円	1m3につき 220円	20mm	20mまで 5,092円	100mまで 9,702円	25mまで 13,702円	25mm	50mまで 14,794円	100mまで 9,702円	50mまで 21,577円	40mm	100mまで 39,049円	100mまで 9,702円	100mまで 57,235円	50mm	100mまで 49,108円	100mまで 9,702円	100mまで 90,342円	75mm	100mまで 73,972円	100mまで 16,128円	100mまで 107,688円	100mm	100mまで	100mまで 22,554円	100mまで 284,991円	194,040円		
種別	用途及びメーターの口径	準備料金				水量料金																																																																																																																						
			使用水量10m3までの分	使用水量11m3～30m3までの分	使用水量31m3～50m3までの分	使用水量51m3～100m3までの分	使用水量101m3～300m3までの分	使用水量300m3を超える分																																																																																																																				
専用給水装置	13mm	880円	1m3につき37円	1m3につき89円	1m3につき102円	1m3につき109円	1m3につき127円	1m3につき147円	1m3につき172円																																																																																																																			
	16mm	1,120円																																																																																																																										
	20mm	2,090円																																																																																																																										
	25mm	3,240円																																																																																																																										
	40mm	7,910円																																																																																																																										
	50mm	12,860円																																																																																																																										
	75mm	28,900円																																																																																																																										
	100mm	51,300円																																																																																																																										
公衆浴場用	専用		使用水量300m3までの分			8,300円	使用水量300m3を超える分																																																																																																																					
	併用		使用水量20m3までの分	2,270円	使用水量20m3を超え300m3までの分	8,300円	1m3につき30円																																																																																																																					
船舶給水用		1m3につき	133円																																																																																																																									
私設消火栓	演習用		1せん放水時間10分につき 1,330円																																																																																																																									
メーターの口径	第1種 一般用		第2種 公衆浴場プール		第3種 臨時用																																																																																																																							
	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金	基本料金	超過料金																																																																																																																						
13mm	6mまで 1,449円	1m3につき 220円	100mまで 9,702円	1m3につき 111円	10mまで 3,150円	1m3につき 220円																																																																																																																						
20mm	20mまで 5,092円		100mまで 9,702円		25mまで 13,702円																																																																																																																							
25mm	50mまで 14,794円		100mまで 9,702円		50mまで 21,577円																																																																																																																							
40mm	100mまで 39,049円		100mまで 9,702円		100mまで 57,235円																																																																																																																							
50mm	100mまで 49,108円		100mまで 9,702円		100mまで 90,342円																																																																																																																							
75mm	100mまで 73,972円		100mまで 16,128円		100mまで 107,688円																																																																																																																							
100mm	100mまで		100mまで 22,554円		100mまで 284,991円																																																																																																																							
	194,040円																																																																																																																											
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く2か年度は段階的に調整する。(官公署除く)																																																																																																																											

都市整備
水道
水道工事検査手数料・加入金の状況

調整方針案		新潟市	巻町																																																											
新潟市		<p>1 工事検査手数料 給水装置の新設又は改造をする者から徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>手数料の額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25mm以下</td> <td>5,800</td> </tr> <tr> <td>40mm及び50mm</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td>75mm以上</td> <td>17,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上水道加入金 給水装置の新設又は改造をする者から徴収する。ただし、改造をする場合の加入金の額は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対応する加入金の額の差額とする。</p> <p>(消費税相当額加算前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>16mm</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110,000</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>165,000</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>660,000</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>2,680,000</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>5,360,000</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	手数料の額 (円)	25mm以下	5,800	40mm及び50mm	11,600	75mm以上	17,400	メーターの口径	金額 (円)	13mm	40,000	16mm	65,000	20mm	110,000	25mm	165,000	40mm	420,000	50mm	660,000	75mm	1,400,000	100mm	2,680,000	150mm	5,360,000	<p>1 工事検査手数料等 給水装置の新設又は改造をする者から徴収する。(総額表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>口径など</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">設計審査手数料</td> <td>新設</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事検査手数料 (新設のみ)</td> <td>25mm未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>25mm以上</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上水道加入金 給水装置の新設又は改造をする者から徴収する。ただし、改造をする場合の加入金は、改造前の口径に対応する加入金の額の差額とする。</p> <p>(総額表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>加入金の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>47,250円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>75,600円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>118,125円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>315,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>472,500円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>1,260,000円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>管理者が別に定める</td> </tr> </tbody> </table>	項目	口径など	手数料の額	設計審査手数料	新設	200円	その他	100円	工事検査手数料 (新設のみ)	25mm未満	200円	25mm以上	500円	メーターの口径	加入金の金額	13mm	47,250円	20mm	75,600円	25mm	118,125円	40mm	315,000円	50mm	472,500円	75mm	1,260,000円	100mm	2,100,000円	150mm	管理者が別に定める
メーターの口径	手数料の額 (円)																																																													
25mm以下	5,800																																																													
40mm及び50mm	11,600																																																													
75mm以上	17,400																																																													
メーターの口径	金額 (円)																																																													
13mm	40,000																																																													
16mm	65,000																																																													
20mm	110,000																																																													
25mm	165,000																																																													
40mm	420,000																																																													
50mm	660,000																																																													
75mm	1,400,000																																																													
100mm	2,680,000																																																													
150mm	5,360,000																																																													
項目	口径など	手数料の額																																																												
設計審査手数料	新設	200円																																																												
	その他	100円																																																												
工事検査手数料 (新設のみ)	25mm未満	200円																																																												
	25mm以上	500円																																																												
メーターの口径	加入金の金額																																																													
13mm	47,250円																																																													
20mm	75,600円																																																													
25mm	118,125円																																																													
40mm	315,000円																																																													
50mm	472,500円																																																													
75mm	1,260,000円																																																													
100mm	2,100,000円																																																													
150mm	管理者が別に定める																																																													
巻町	新潟市の制度に統一する。																																																													

下水道
下水道事業受益者負担金の状況

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	合併までに、下水道事業受益者分担金制度の制定に向け検討する。	<p>下水道事業受益者負担金 (新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例)</p> <p>(1)対象者 ・ 賦課対象区域(3年以内に公共下水道の処理区域となる区域又は処理区域となることが予定される区域)にある土地の所有者又は地上権者等</p> <p>(2)負担金額 ・ 1㎡当たり 300円</p> <p>(3)納付方法 ・ 3年間で年2回に分けた計6回分割によって納付 [年2回の納付期日] 9月16日～9月30日 3月16日～3月31日</p> <p>(4)前納報奨金制度 ・ 第1期の納期内に全ての納期分(1～6期)の受益者負担金を納付した場合、その納付額に7.5/100を乗じて得た額(10円未満は切り捨て)の報奨金を交付</p>	<p>下水道事業受益者負担金 (巻都市計画下水道事業受益者負担に関する条例)</p> <p>(1)対象者 ・ 町長が告示する公共下水道の排水区域内に存する建物又は土地の所有者</p> <p>(2)負担金額 ・ 住宅及び併用住宅(住宅と事務所・店舗・工場等併せ持っている建物) 150,000円 ・ 上記以外の建物並びに共同住宅 当該建物に設置されている水道メーターの口径別に次のとおりとする。 25mm以下 200,000円 25mmを超え50mm以下250,000円 50mmを超え75mm以下300,000円 75mm以上 400,000円 ただし、当該建物に複数のメーターが設置されている場合は、そのメーター口径断面積の合計を、ひとつのメーターに換算して適用する。</p> <p>(3)納付方法 ・ 3年間で年4回に分けた計12回分割によって納付 (年4回の納付期日) 第1回納期 7月末、第2回納期 10月末、第3回納期12月末、第4回納期3月末</p> <p>(4)前納報奨金制度 ・ 負担金の全額を賦課決定年度の最初の納期内に納付した者。 15,000円 ・ 賦課決定年度の翌年度の最初の納期内に残額となる2年分を全額納付した者。ただし、前年度分の未納がないこと。 6,000円 ・ 各年度分の最初の納期内に全額を納付した者。ただし、前年度以前分の未納がないこと。 2,000円</p>
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。		

調整方針案		新潟市	巻町																																		
新潟市		<p>下水道使用料金(新潟市下水道条例)</p> <p>(1)徴収方法 ・水道料金と同時徴収で、納入通知書又は口座振替の方法により2月分の料金をまとめて徴収(徴収については、新潟市水道局に委託)</p> <p>(2)検針形態 ・1ブロック地区.....奇数月検針 ・2ブロック地区.....偶数月検針 ・公衆浴場等.....毎月検針</p> <p>(3)賦課形態 ・合流式地区...処理開始公示日の3か月後から賦課 ・分流式地区...使用開始日から賦課。ただし、処理開始公示日から3か月は賦課せず。 ・特例(条例第24条第1項)...処理開始区域外で、特例許可を受けた者は使用開始届に基づき3か月後から賦課。</p> <p>(4)汚水の排除量の認定 ア 水道水.....水道ガス事業管理者が認定 イ 水道水以外の水(地下水等).....市長が認定 ウ 水道水と水道水以外の水.....アとイの合算水量 エ アであっても、特別の用途に使用する水量がその排除する水量より著しく多量の場合.....市長が認定(製氷業等)</p> <p>(5)下水道使用料金 別表のとおり</p>	<p>下水道使用料金(巻町下水道条例)</p> <p>(1)徴収方法 ・水道料金と同時徴収で、納入通知書又は口座振替方法により1か月分の料金を徴収(徴収については巻町水道事業に委託)</p> <p>(2)検針形態 ・毎月検針</p> <p>(3)賦課形態 ・使用開始日から賦課</p> <p>(4)汚水排除量の認定 ア 水道水.....水道事業者が認定 イ 水道水以外の水(地下水等).....町長が認定 ウ 水道水と水道水以外の水.....アとイの合算水量 エ アであっても、特別の用途に使用する水量がその排除する水量より著しく多量の場合.....町長が認定(製氷業等)</p> <p>(5)下水道使用料金 別表のとおり</p>																																		
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く2か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	<p>下水道使用料金</p> <p>(1か月分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">一般汚水</th> <th>基本料金</th> <th>0 ~ 10m³まで</th> <th>1,190円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">超過料金 (1m³につき)</td> <td></td> <td>11 ~ 30m³</td> <td>158円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>31 ~ 100m³</td> <td>191円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101 ~ 500m³</td> <td>246円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>501m³以上</td> <td>314円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td></td> <td>1m³につき</td> <td>14円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の額は、上記の表により算出された額の10円未満の端数を切り捨て、その額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨て)とする。</p> <p>(使用料算定方法) ・下水道使用料金 基本料金 + {(各段階ごとの超過料金 × 各段階ごとの使用水量)の合計} 上記により算定(2か月分の合計)した額に、消費税相当分を加えた額が支払い使用料金となる。</p>	一般汚水	基本料金	0 ~ 10m ³ まで	1,190円	超過料金 (1m ³ につき)		11 ~ 30m ³	158円		31 ~ 100m ³	191円		101 ~ 500m ³	246円			501m ³ 以上	314円	公衆浴場汚水		1m ³ につき	14円	<p>下水道使用料金</p> <p>(総額表示)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6m³まで</td> <td>945円</td> <td>1m³につき</td> <td>157円</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金		超過料金		汚水量	金額	汚水量	金額	6m ³ まで	945円	1m ³ につき	157円
一般汚水	基本料金	0 ~ 10m ³ まで		1,190円																																	
	超過料金 (1m ³ につき)		11 ~ 30m ³	158円																																	
		31 ~ 100m ³	191円																																		
		101 ~ 500m ³	246円																																		
		501m ³ 以上	314円																																		
公衆浴場汚水		1m ³ につき	14円																																		
基本料金		超過料金																																			
汚水量	金額	汚水量	金額																																		
6m ³ まで	945円	1m ³ につき	157円																																		

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>私道への公共下水道設置制度 (新潟市私道公共下水道設置要綱)</p> <p>(1)設置要件</p> <p>ア 私道が処理区域及び近く処理区域となる区域内にあること。 イ 建築基準法で建築が可能な敷地に係る道路(通路)で、原則として道路幅員が1.8m以上あること。 ウ 所有者の異なる利用家屋が2戸以上あること。 エ 私道に面する全員が下水道の整備を希望すること。 オ 私道所有者全員の下水道布設への承諾があること。 カ 私道への下水道工事完了後、家屋所有者の2/3以上が速やかに排水設備を設置し便所を水洗化に改造すること。</p> <p>(2)費用負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全額新潟市負担 <p>(3)下水道施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市で維持管理 <p>(4)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記要件を満たさない場合は、排水設備工事助成による。(概要は別記) 	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。	<p>排水設備工事助成 (新潟市排水設備工事助成規則)</p> <p>(1)対象者</p> <p>処理区域内及び公共下水道が終末処理場に接続し、公共ますが設置されている区域において、私道又は私道以外の民有地に共同で排水設備を設置する者又は設置されている共同排水設備を補修するもの。(新築による水洗及び国、公共団体、その他法人(自治会・町内会を除く)は除く。)</p> <p>(2)助成金の額 (法人所有の建物も戸数に算入することができる)</p> <p>ア 2戸以上が共同で排水設備を設置又は補修する場合。 ・ 共同部分の工事費(市の基準工事費)の4/5を助成 イ 貸家等で3戸以上が共同で排水設備を設置又は補修する場合。 ・ 処理開始後1年以内 共同部分の工事費(市の基準工事費)の3/4を助成 ・ 処理開始後1年超えるもの 共同部分の工事費(市の基準工事費)の2/3を助成</p> <p>(3)工事の施行及び施設の維持管理 申請者が施行、維持管理</p> <p>(4)助成金交付の条件 貸家等にあつては市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。</p>	

都市整備
下水道
排水設備設置資金融資事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>排水設備設置資金融資 (新潟市排水設備設置資金融資要綱)</p> <p>(1)対象者 公共下水道及び地域下水道の処理区域内において、排水設備の設置及びくみ取り便所を水洗便所に改造するもの。(新築による水洗及び法人、団体は除く)</p> <p>(2)融資額等 [融資額] くみ取り便所の場合は大便器1個、又は、し尿浄化槽の場合は浄化槽1槽につき100万円以内。ただし、改善する大便器1個、浄化槽1槽増すごとに20万円以内増額。 [利率] 年 1.8% [返済方法] 元金均等60か月以内 [資金の預託] 融資額の100% 預託利率 0%</p> <p>(3)融資の条件 (ア)下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。 (イ)下水道使用料を滞納していないこと。</p> <p>(4)利子補給 制度なし</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

下水道
水洗便所改造助成事業

調整方針案		新潟市	巻町														
新潟市		<p>水洗便所改造助成金 (新潟市水洗便所改造助成金交付規則)</p> <p>(1)対象者 ・処理開始日より3年以内に便所を水洗便所に改造する者 (新築による水洗及び国、公共団体その他法人(自治会、町内会を除く)は除く。) ・私道公共下水道については、処理開始日現在、工事が完了していない場合は、工事完了日から3年以内に便所を水洗便所に改造する者。</p> <p>(2)助成金の額 水洗便所改造助成金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">助成の対象</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">助 成 金 額</th> </tr> <tr> <th>30,000円</th> <th>20,000円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くみ取便所改造</td> <td>便槽1槽につき</td> <td>処理開始の日から1年以内の改造工事</td> <td>処理開始の日から1年を超え3年以内の工事</td> </tr> <tr> <td>し尿浄化槽改造</td> <td>浄化槽1槽につき</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)助成金交付の条件 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。</p>	助成の対象	単 位	助 成 金 額		30,000円	20,000円	くみ取便所改造	便槽1槽につき	処理開始の日から1年以内の改造工事	処理開始の日から1年を超え3年以内の工事	し尿浄化槽改造	浄化槽1槽につき			制度なし
助成の対象	単 位	助 成 金 額															
		30,000円	20,000円														
くみ取便所改造	便槽1槽につき	処理開始の日から1年以内の改造工事	処理開始の日から1年を超え3年以内の工事														
し尿浄化槽改造	浄化槽1槽につき																
巻町	新潟市の制度を適用する。																

都市整備
下水道
雨水流出抑制設備設置助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市		<p>雨水流出抑制施設設置助成 (新潟市雨水流出抑制施設設置助成金交付要綱)</p> <p>(1)助成対象 一般住宅、アパート及び事業所等の建築物所有者又は使用者</p> <p>(2)設置要件 (ア)敷地面積が1,000㎡未満であること。 (イ)下水道処理区域内においては排水設備を設置済み、又は排水設備と同時に設置すること。 (ウ)下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 (エ)雨水浸透ますの設置場所が、急傾斜地など、浸透に適さない区域でないこと。</p> <p>(3)助成額 (ア)雨水浸透ます 雨水浸透ますを設置する場合...1基 2万円(設置基数協議) (イ)雨水貯留タンク 単独で市販の専用タンクを設置する場合 1万円(1基まで) 雨水浸透ますと同時に市販の専用タンクを設置する場合 2万円(1基まで) 単独で個人製作のタンクを設置する場合 1千円(1基まで) 雨水浸透ますと同時に個人製作のタンクを設置する場合 2千円(1基まで)</p> <p>(4)普及指導相談員(嘱託2名) 重点地区における設置普及活動及び設置箇所の現地確認。</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。		

下水道
排水路改良工事等助成事業

調整方針案		新潟市	巻町
新潟市	助成対象をおおむね5戸以上とする。	<p>私設排水路等整備助成</p> <p>おおむね10戸以上の自治会など住民組織の団体が、地域の排水対策を行う場合に助成する。</p> <p><補助対象経費> 排水路や排水施設の新設・改修 排水路や排水施設の排土</p> <p><補助額> 助成基準工事費の4/5以内</p>	制度なし
巻町	新潟市の制度を適用する。(助成対象をおおむね5戸以上とする。)		

調整方針案		新潟市	巻町																																																																																																																																																	
新潟市		<p>1 格付け及び認定 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次の事項を審査項目とした格付け及び認定を行う。 (参考～別表1)</p> <p>「客観的事項」 経営規模、経営状況、技術力、社会性等のその他の項目 (建設業法の規定による経営事項審査項目)</p> <p>2 資格審査 市長は「新潟市工事等契約資格審査会」を設置し、参加資格者の格付け及び認定を審査会に審査させる。</p> <p>3 格付け業種 土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事、造園工事 <格付けされた級別に「契約発注基準」による工事等の競争入札に参加できる限度額がある。(参考～別表2・3)></p> <p>(別表1) 級別格付最終決定表 (点数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の級</th> <th>土木一式工事</th> <th>建築一式工事</th> <th>管工事</th> <th>電気工事</th> <th>造園工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>835 以上</td> <td>780 以上</td> <td>840 以上</td> <td>840 以上</td> <td>880 以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>834～740</td> <td>779～680</td> <td>839～660</td> <td>839～690</td> <td>879～790</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>739～590</td> <td>679～550</td> <td>659 以下</td> <td>689 以下</td> <td>789 以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>589 以下</td> <td>549 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2) 契約発注基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の級</th> <th>土木一式工事</th> <th>建築一式工事</th> <th>管工事及び電気工事</th> <th>造園工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>4,000 万円以上</td> <td>4,000 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>4,000 万円未満 1,000 万円以上</td> <td>4,000 万円未満 1,000 万円以上</td> <td>1,000 万円未満 300 万円以上</td> <td>2,000 万円未満 300 万円以上</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,000 万円未満 300 万円以上</td> <td>1,000 万円未満 300 万円以上</td> <td>300 万円未満</td> <td>300 万円未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>300 万円未満</td> <td>300 万円未満</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表3) 指名できる業者の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の級</th> <th>指名できる業者の範囲</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A 級業者 : 50% 以上 B 級業者 : 50% 未満</td> <td>1 A 級業者 2 B 級業者</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B 級業者 : 50% 以上 A, C 級業者 : 50% 未満</td> <td>1 B 級業者 2 A 級業者又は C 級業者</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>C 級業者 : 50% 以上 A, B, D 級業者 : 50% 未満</td> <td>1 C 級業者 2 B 級業者 3 A 級業者又は D 級業者</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>D 級業者 : 50% 以上 B, C 級業者 : 50% 未満</td> <td>1 D 級業者 2 C 級業者 3 B 級業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1 B 級建設業者に発注できる A 級工事の最高金額は、次のとおりとする。 ・「土木一式工事」及び「建築一式工事」 : 8,000 万円未満 ・「管工事」及び「電気工事」 : 4,000 万円未満 ・「造園工事」 : 6,000 万円未満 ただし、「管工事」、「電気工事」及び「造園工事」については、A 級建設業者数が少数の場合その他必要がある場合、最高金額を超えても B 級建設業者から指名できるものとする。 2 「土木一式工事」及び「建築一式工事」の D 級工事について B 級業者を指名業者として指名選定する場合は、原則として 200 万円以上の工事とする。</p>	工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事	電気工事	造園工事	A	835 以上	780 以上	840 以上	840 以上	880 以上	B	834～740	779～680	839～660	839～690	879～790	C	739～590	679～550	659 以下	689 以下	789 以下	D	589 以下	549 以下				工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事及び電気工事	造園工事	A	4,000 万円以上	4,000 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上	B	4,000 万円未満 1,000 万円以上	4,000 万円未満 1,000 万円以上	1,000 万円未満 300 万円以上	2,000 万円未満 300 万円以上	C	1,000 万円未満 300 万円以上	1,000 万円未満 300 万円以上	300 万円未満	300 万円未満	D	300 万円未満	300 万円未満			工事の級	指名できる業者の範囲	順位	A	A 級業者 : 50% 以上 B 級業者 : 50% 未満	1 A 級業者 2 B 級業者	B	B 級業者 : 50% 以上 A, C 級業者 : 50% 未満	1 B 級業者 2 A 級業者又は C 級業者	C	C 級業者 : 50% 以上 A, B, D 級業者 : 50% 未満	1 C 級業者 2 B 級業者 3 A 級業者又は D 級業者	D	D 級業者 : 50% 以上 B, C 級業者 : 50% 未満	1 D 級業者 2 C 級業者 3 B 級業者	<p>1 格付け及び認定 工事等の契約に関する競争入札等に参加する者の資格審査事項は、次の事項を審査項目とした格付け及び認定を行う。 (参考～別表1)</p> <p>「客観的事項」 経営規模、経営状況、技術力、社会性等のその他の項目 (建設業法の規定による経営事項審査項目)</p> <p>2 資格審査 町長は「建設工事等入札参加資格指名審査会」を設置し、参加資格者の格付け及び認定を審査会に審査させる。</p> <p>3 格付け業種 土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事、舗装工事、水道工事 <格付けされた級別に「契約発注基準」による工事等の競争入札に参加できる限度額がある。(参考～別表2・3)></p> <p>(別表1) 級別格付最終決定表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の級</th> <th>土木一式工事</th> <th>建築一式工事</th> <th>管工事</th> <th>電気工事</th> <th>舗装工事</th> <th>水道工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>840 以上</td> <td>800 以上</td> <td>700 以上</td> <td>730 以上</td> <td>730 以上</td> <td>1400 以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>839～700</td> <td>799～700</td> <td>699～600</td> <td>729～500</td> <td>729～650</td> <td>1399～1000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>699～400</td> <td>699 以下</td> <td>599 以下</td> <td>499 以下</td> <td>649 以下</td> <td>999 以下</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>399 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2) 契約発注基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の級</th> <th>土木一式工事</th> <th>建築一式工事</th> <th>管工事、電気工事及び水道工事</th> <th>舗装工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>700 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>700 万円以上</td> <td>500 万円以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>700 万円未満 400 万円以上</td> <td>1,000 万円未満 500 万円以上</td> <td>700 万円未満 400 万円以上</td> <td>500 万円未満 300 万円以上</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>400 万円未満 250 万円以上</td> <td>500 万円未満</td> <td>400 万円未満</td> <td>300 万円未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>250 万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表3) 指名できる業者の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の級</th> <th>指名できる業者の範囲</th> <th>順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>A 級業者 : 50% 以上 B 級業者 : 50% 以内</td> <td>1 A 級業者 2 B 級業者</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>B 級業者 : 50% 以上 A, C 級業者 : 50% 以内</td> <td>1 B 級業者 2 A 級業者又は区域内 C 級業者</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>C 級業者 : 50% 以上 B, D 級業者 : 50% 以内</td> <td>1 C 級業者 2 B 級業者 3 区域内 D 級業者</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>D 級業者 : 50% 以上 B, C 級業者 : 50% 以内</td> <td>1 D 級業者 2 C 級業者 3 区域内 B 級業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) C 級及び D 級の工事については、工事場所周辺の業者を優先して、この表の「順位」欄を適用する。</p>	工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事	電気工事	舗装工事	水道工事	A	840 以上	800 以上	700 以上	730 以上	730 以上	1400 以上	B	839～700	799～700	699～600	729～500	729～650	1399～1000	C	699～400	699 以下	599 以下	499 以下	649 以下	999 以下	D	399 以下						工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事、電気工事及び水道工事	舗装工事	A	700 万円以上	1,000 万円以上	700 万円以上	500 万円以上	B	700 万円未満 400 万円以上	1,000 万円未満 500 万円以上	700 万円未満 400 万円以上	500 万円未満 300 万円以上	C	400 万円未満 250 万円以上	500 万円未満	400 万円未満	300 万円未満	D	250 万円未満				工事の級	指名できる業者の範囲	順位	A	A 級業者 : 50% 以上 B 級業者 : 50% 以内	1 A 級業者 2 B 級業者	B	B 級業者 : 50% 以上 A, C 級業者 : 50% 以内	1 B 級業者 2 A 級業者又は区域内 C 級業者	C	C 級業者 : 50% 以上 B, D 級業者 : 50% 以内	1 C 級業者 2 B 級業者 3 区域内 D 級業者	D	D 級業者 : 50% 以上 B, C 級業者 : 50% 以内	1 D 級業者 2 C 級業者 3 区域内 B 級業者
工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事	電気工事	造園工事																																																																																																																																															
A	835 以上	780 以上	840 以上	840 以上	880 以上																																																																																																																																															
B	834～740	779～680	839～660	839～690	879～790																																																																																																																																															
C	739～590	679～550	659 以下	689 以下	789 以下																																																																																																																																															
D	589 以下	549 以下																																																																																																																																																		
工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事及び電気工事	造園工事																																																																																																																																																
A	4,000 万円以上	4,000 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上																																																																																																																																																
B	4,000 万円未満 1,000 万円以上	4,000 万円未満 1,000 万円以上	1,000 万円未満 300 万円以上	2,000 万円未満 300 万円以上																																																																																																																																																
C	1,000 万円未満 300 万円以上	1,000 万円未満 300 万円以上	300 万円未満	300 万円未満																																																																																																																																																
D	300 万円未満	300 万円未満																																																																																																																																																		
工事の級	指名できる業者の範囲	順位																																																																																																																																																		
A	A 級業者 : 50% 以上 B 級業者 : 50% 未満	1 A 級業者 2 B 級業者																																																																																																																																																		
B	B 級業者 : 50% 以上 A, C 級業者 : 50% 未満	1 B 級業者 2 A 級業者又は C 級業者																																																																																																																																																		
C	C 級業者 : 50% 以上 A, B, D 級業者 : 50% 未満	1 C 級業者 2 B 級業者 3 A 級業者又は D 級業者																																																																																																																																																		
D	D 級業者 : 50% 以上 B, C 級業者 : 50% 未満	1 D 級業者 2 C 級業者 3 B 級業者																																																																																																																																																		
工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事	電気工事	舗装工事	水道工事																																																																																																																																														
A	840 以上	800 以上	700 以上	730 以上	730 以上	1400 以上																																																																																																																																														
B	839～700	799～700	699～600	729～500	729～650	1399～1000																																																																																																																																														
C	699～400	699 以下	599 以下	499 以下	649 以下	999 以下																																																																																																																																														
D	399 以下																																																																																																																																																			
工事の級	土木一式工事	建築一式工事	管工事、電気工事及び水道工事	舗装工事																																																																																																																																																
A	700 万円以上	1,000 万円以上	700 万円以上	500 万円以上																																																																																																																																																
B	700 万円未満 400 万円以上	1,000 万円未満 500 万円以上	700 万円未満 400 万円以上	500 万円未満 300 万円以上																																																																																																																																																
C	400 万円未満 250 万円以上	500 万円未満	400 万円未満	300 万円未満																																																																																																																																																
D	250 万円未満																																																																																																																																																			
工事の級	指名できる業者の範囲	順位																																																																																																																																																		
A	A 級業者 : 50% 以上 B 級業者 : 50% 以内	1 A 級業者 2 B 級業者																																																																																																																																																		
B	B 級業者 : 50% 以上 A, C 級業者 : 50% 以内	1 B 級業者 2 A 級業者又は区域内 C 級業者																																																																																																																																																		
C	C 級業者 : 50% 以上 B, D 級業者 : 50% 以内	1 C 級業者 2 B 級業者 3 区域内 D 級業者																																																																																																																																																		
D	D 級業者 : 50% 以上 B, C 級業者 : 50% 以内	1 D 級業者 2 C 級業者 3 区域内 B 級業者																																																																																																																																																		
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。																																																																																																																																																			